

設工認から保安規定への反映項目確認

○保安規定への反映項目抽出（1次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>
1-1	11	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>(保全計画の策定) 第60条の7 担当課長は、保全計画を次のとおり策定する。 (1) 担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び6期間に関することを含める。 1) 点検計画 2) 巡視計画 3) 定期事業者検査の計画 4) 設計及び工事の計画 5) 特別な保全計画</p>	<p>(SQAS-08「施設管理標準」) 6. 2. 4 保全計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長(以下、本項において「担当課長」という。)は、次の通り保全計画を策定する。 (1) 担当課長は、保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保全計画</p>
	15	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 (2) 担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験(以下、「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 1) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 2) 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 3) 評価方法及び管理基準 4) 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p>	<p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 (2) 設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験(以下、「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 c. 評価方法及び管理基準 d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p>
	19	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>(保全の実施) 第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保全計画に従って保全を実施する。 3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。 4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。 6. 設備技術課長は、第60条の7第4項(4)の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>6. 2. 5 保全の実施 (1) 保全を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保全計画に従って保全を実施する。 (2) 保全を実施する各課長は、保全の実施に当たって、7項による設計管理及び8項による工事管理を実施する。 (3) 各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。 (4) 保全を実施する各課長は、保全の結果について記録し、保管する。 (6) 設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p>
	22	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>(工事管理) 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 (1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 加工施設に対する悪影響の防止 (3) 管理上重要な初期データの採取 (4) 工事工程の管理 (5) 運転開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射線管理 (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>1 2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持 建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</p>
	26	今回申請のクレーン(1)、クレーン(2)、廃棄物管理棟及び廃棄物貯蔵設備(7)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>(巡視) 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6. 2 加工施設の設備管理 (2) 各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備(「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む)確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>
	32	今回申請の第1廃棄物倉庫、第2廃棄物倉庫、汚染機材保管倉庫の設備、機器及び建物の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		
	43	今回申請の廃棄物管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		<p>(SQAS-08「施設管理標準」) 8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令※及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理 ※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p>
	45	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		

設工認から保安規定への反映項目確認

○保安規定への反映項目抽出（1次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
1-2	27	<p>廃棄物管理棟に放射性固体廃棄物を搬入・保管するにあたっては、事前に第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。</p>	<p>（管理区域） 第42条 <u>管理総括者は、加工施設内の外部線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が$3.0 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$を超えるおそれのある場所、又は、汚染された物の表面の放射性物質の密度が0.4 Bq/cm^2を超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、第2図(2)～(8)に示す区域とする。</u></p>  <p>第2図(7) 管理区域の区分図(廃棄物管理棟、第3廃棄物倉庫及び劣化・天然ウラン倉庫)</p>	<p>（SQAS-07「放射線管理標準」） 6. 計画及び実施 6.1 区域管理 6.1.1 管理区域の設定 (1) <u>管理総括者は、加工施設内の外部線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が$3.0 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$を超えるおそれのある場所、又は、汚染された物の表面の放射性物質の密度が0.4 Bq/cm^2を超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、図1～7に示す区域とする。</u> （図7は保安規定の第2図（7）と同一）</p>
1-3	添 I - 18 (135)	<p>水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを保安規定に記載する。</p>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ② 管理総括者は、火災及び爆発発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。 4) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、<u>防災組織の現場活動隊は、水消火を行う前に建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器を停止し、さらに給電停止を行う。</u>なお、事故対応のため負圧に影響のある排気系統を停止する場合は、それ以外の排気系統により建物の負圧を可能な限り維持すること。</p>	<p>（SQAS-24「火災防護活動標準」） 10.4 消火活動 (3) <u>消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、防災組織の現場活動隊は、水消火を行う前に建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器を停止し、さらに給電停止を行う。</u>なお、事故対応のため負圧に影響のある排気系統を停止する場合は、それ以外の排気系統により建物の負圧を可能な限り維持すること。 （STD-SC1321-02「消火活動手順」） 6.1 消火活動 (3) 注水消火 ③ 消火活動等による水の侵入にともなう電気火災防止及び感電を防ぐため、<u>防災組織の現場活動隊は、注水する設備機器（但し、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備機器を除く）を停止し、さらに給電停止を行う。</u>なお、事故対応のため負圧に影響のある排気系統を停止する場合は、それ以外の排気系統により建物の負圧を可能な限り維持すること。</p>

保安規定への反映項目抽出（2次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
2-1	17	今回申請の加工棟 成型工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保全計画の策定） 第60条の7 担当課長は、保全計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 1）点検計画 2）巡視計画 3）定期事業者検査の計画 4）設計及び工事の計画 5）特別な保全計画</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-08「施設管理標準」） 6. 2. 4 保全計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保全計画を策定する。 （1）担当課長は、保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保全計画</p>
2-2	221	今回申請の加工棟 成型工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （2）担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 1）所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 2）使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 3）評価方法及び管理基準 4）使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>（保全の実施） 第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保全計画に従って保全を実施する。 3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。 4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。 6. 設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>（工事管理） 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 （1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 （2）加工施設に対する悪影響の防止 （3）管理上重要な初期データの採取 （4）工事工程の管理 （5）運転開始までの作業対象設備の管理 （6）第6章に基づく放射線管理 （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>（巡視） 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 （2）設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 c. 評価方法及び管理基準 d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>6. 2. 5 保全の実施 （1）保全を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保全計画に従って保全を実施する。 （2）保全を実施する各課長は、保全の実施に当たって、7項による設計管理及び8項による工事管理を実施する。 （3）各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。 （4）保全を実施する各課長は、保全の結果について記録し保管する。 （6）設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>1 2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持 建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</p> <p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 2 加工施設の設備管理 （2）各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p> <p>（SQAS-08「施設管理標準」） 8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理 ※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p>

保安規定への反映項目抽出（2次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等								
2-3	18	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(工事管理) 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。</u></p> <p>(1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 加工施設に対する悪影響の防止 (3) 管理上重要な初期データの採取 (4) 工事工程の管理 (5) 運転開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射線管理 (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>別表第1 保安規定と標準書の対応表 (第5条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="571 459 1339 545"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安規定</th> <th rowspan="2">標準書(文書番号)</th> </tr> <tr> <th>章</th> <th>条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7章 施設管理</td> <td>第60条～第67条の2</td> <td>施設管理標準 (SOAS-08) 設計・開発管理標準 (SOAS-19)</td> </tr> </tbody> </table>	保安規定		標準書(文書番号)	章	条	第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 (SOAS-08) 設計・開発管理標準 (SOAS-19)	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SOAS-08「施設管理標準」)</p> <p>8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令[※]及び次の事項を考慮した工事管理を行う。</u></p> <p>a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理</p> <p>※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p>
保安規定		標準書(文書番号)										
章	条											
第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 (SOAS-08) 設計・開発管理標準 (SOAS-19)										
	28	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。										
	115	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。										
	150	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。										
	222	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。										
	230	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。										
2-4	27	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	<p>(保安品質マニュアル) 第5条の3 社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」として、「保安品質保証計画書」を策定し、維持させる。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5) プロセスの相互の関係</p>	<p>(SQAM「保安品質保証計画書」)</p> <p>4. 保安品質マネジメントシステム 4. 1 一般要求事項 (1) 保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を次のとおり継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)</p>								
	229	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。										

保安規定への反映項目抽出（2次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
2-5	34	<p>ベレット寸法密度測定台及びフードボックス(3)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(保安計画の策定) 第60条の7 担当課長は、保安計画を次のとおり策定する。 (1) 担当課長は、第60条の4の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 1) 点検計画 2) 巡視計画 3) 定期事業者検査の計画 4) 設計及び工事の計画 5) 特別な保安計画</p> <p>4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 (2) 担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 1) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 2) 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 3) 評価方法及び管理基準 4) 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>(保安の実施) 第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保安計画に従って保安を実施する。 3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。 4. 担当課長は、保安の結果について記録し、保管する。 6. 設備技術課長は、第60条の7第4項(4)の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(巡視) 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-08「施設管理標準」) 6. 2. 4 保安計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保安計画を策定する。 (1) 担当課長は、保安の対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保安計画</p> <p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 (2) 設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 c. 評価方法及び管理基準 d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>6. 2. 5 保安の実施 (1) 保安を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保安計画に従って保安を実施する。 (2) 保安を実施する各課長は、保安の実施に当たって、7.項による設計管理及び8.項による工事管理を実施する。 (3) 各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。 (4) 保安を実施する各課長は、保安の結果について記録し保管する。 (6) 設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>1 2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持 建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保安計画を策定し、これに基づき保安を実施し、その機能を維持する。</p> <p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6. 2 加工施設の設備管理 (2) 各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>
	34	加工棟 成型工場は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		
	149	a. スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)～(4)、仕上りベレット貯蔵棚(1)～(32) 工事が完了した貯蔵棚については、技術基準への適合性を確認する検査を実施し、本加工施設全体の性能に係る検査を行うまで、その状態を維持する。この間における安全確保に係る運用に関しては保安規定により行う。		
	157	SUS 容器用台車(1)、原料粉末貯蔵棚(1)。(2)、SUS 容器、スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)～(4)、電動リフト(5)。(6)、仕上りベレット貯蔵棚(1)～(32)、仕上りベレット貯蔵棚用台車(3)。(4)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		
	233	保安秤量器(加工棟7)、(加工棟8)、(加工棟9)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		
	233	緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		

保安規定への反映項目抽出（2次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
2-6	添 I - 21	降下火砕物が加工施設で観測された場合、 <u>気中の降下火砕物の状態を踏まえ、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。</u>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」 2.1 降下火砕物及び積雪 (3) 資機材の整備 管理総括者は、<u>降下火砕物及び積雪による災害に必要な資機材を準備する。</u> (4) 標準書の整備 管理総括者は、<u>降下火砕物及び積雪による災害発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u> ①加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。 ②降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。 ③降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。 ④加工施設における降下火砕物と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 (1) 降下火砕物及び積雪 ①加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。 ②降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。 ③降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。 ④加工施設における降下火砕物と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p> <p>(STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」) 4.1 降下火砕物及び積雪の除去 (2) 除去の判断 管理総括者は、<u>建物の実耐力及び事象の進展を考慮し降下火砕物除去の要否を判断する。</u>なお、降下火砕物と積雪の組合せの場合は、加工施設の安全機能を失うことがないよう、余裕をもって降下火砕物を取り除く措置を講じる。 ① 建物実耐力 降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、各建物の実耐力を考慮すること。建物の実耐力を添付1に示す。 ② 事象の進展 降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、敷地内の降下火砕物の堆積状況等を考慮すること。また、気象庁から発表される降下火砕物の堆積予想についての情報を注視すること。 (3) 装備と除去用具 以下に、降下火砕物の除去に用いる用具と作業の際に着用する装備を示す。なお、<u>装備及び除去用具は、必要数をあらかじめ準備し、「STD-SC1331防災資機材管理要領」に従い管理すること。</u> ① 除去用具 ハンドホー、スコップ、ブルーシート（雨樋の養生用）、ロープ（命綱用）、竹箆 ② 降下火砕物除去装備 防塵マスク、保護めがね、軍手、ヘルメット、安全帯、長靴 4.3 設備の停止 降下火砕物が原因で外気取入口の閉塞などの影響を受けるおそれがある施設について、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する。 気体廃棄設備の停止により建屋の負圧を維持できない場合、扉、シャッターに目張りを行い、建屋からのウラン漏えいを防止すること。</p>
2-7	添 I - 26	<u>水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを保安規定に記載する。</u>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ② 管理総括者は、<u>火災及び爆発発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u> 4) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、<u>防災組織の現場活動隊は、水消火を行う前に建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器を停止し、さらに給電停止を行う。</u>なお、事故対応のため負圧に影響のある排気系統を停止する場合は、それ以外の排気系統により建物の負圧を可能な限り維持すること。</p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 10.4 消火活動 (3) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、<u>防災組織の現場活動隊は、水消火を行う前に建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器を停止し、さらに給電停止を行う。</u>なお、事故対応のため負圧に影響のある排気系統を停止する場合は、それ以外の排気系統により建物の負圧を可能な限り維持すること。</p> <p>(STD-SC1321-02「消火活動手順」) 6.1 消火活動 (3) 注水消火 ③ 消火活動等による水の侵入にともなう電気火災防止及び感電を防ぐため、<u>防災組織の現場活動隊は、注水する設備機器（但し、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備機器を除く）を停止し、さらに給電停止を行う。</u>なお、事故対応のため負圧に影響のある排気系統を停止する場合は、それ以外の排気系統により建物の負圧を可能な限り維持すること。</p>

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等						
2-8	添 I - 290	質量の核的制限値を有する設備・機器にウランを挿入する際は、保安規定に基づく操作記録により核的制限値の管理を確認する設計とする。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（臨界安全管理） 第35条 （1）核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に当該業務の別の操作員により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p> <p>（記録） 第124条 2. 各部署長は、前項の標準書に基づき、別表第16に定める保安に関する記録を適正に作成し、核燃料取扱主任者の確認を受け、管理する。</p> <p>別表第16 保安に関する記録（第19条、75条の2、124条関係） 1. 加工規則第7条に基づく記録 3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 1 加工施設の操作管理 （4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。 ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、容器に含有されている核燃料物質の質量が明確でなく質量を確定する作業及び^(注)複雑なバッチ区切り管理を要する作業については、事前に核燃料物質の秤量及びバッチ区切り管理を行い、「保安規定」別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に当該業務の別の操作員が秤量及びバッチ区切り管理に立会い、質量制限値以下であることを確認する。また、設備等への装荷後に担当操作員が記録した操作員名、挿入量等の記録及び当該業務の別の操作員が立ち会って確認を行った結果を確認する。なお、作業前の確認と作業後の確認は、同一の操作員が実施しても良いこととする。 ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、所定の容器に収納されている等で、容器に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、既に確定している質量もしくは容器の最大質量でこれらの員数により質量制限値以下であることを管理する。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当操作員が質量制限値以下であることを確認と記録を行うこと。また、設備等への装荷後に担当操作員が記録した操作員名、挿入量等の記録を確認すること。なお、保安秤量器（加工棟1）～保安秤量器（加工棟9）は、ペレットを扱う場合、質量制限となるが、ウラン質量が14.8kgU以下となるよう積載制限（ポート（焼結）、ペレットトレイ、サンプル容器又はペレットであって員数は1）をすることから、保安規定に基づく操作記録による核的制限値の管理対象から除外する。</p>						
	添 I - 290	なお、保安秤量器（加工棟1）～保安秤量器（加工棟9）は、ペレットを扱う場合、質量制限となるが、ウラン質量が14.8kgU以下となるよう積載制限（ポート（焼結）、ペレットトレイ、サンプル容器又はペレットであって員数は1）をすることから、保安規定に基づく操作記録による核的制限値の管理対象から除外する。	<p>別表第16 保安に関する記録（第19条、75条の2、124条関係） 1. 加工規則第7条に基づく記録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">記 録 事 項</th> <th style="width: 15%;">記録すべき場合</th> <th style="width: 15%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）</td> <td>挿入の都度（連続式にあっては連続して）</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>（質量の核的制限値を有する設備に濃縮度5%以下のウランを挿入する際の核的制限値の管理は第35条（臨界安全管理）に、記録の作成については第124条（記録）に、操作記録については別表第16（保安に関する記録）に定めています。）</p>	記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）	挿入の都度（連続式にあっては連続して）	1年間	
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間								
3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）	挿入の都度（連続式にあっては連続して）	1年間								

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																		
2-9	添 I - 296	<p>固定することが困難な設備・機器と固定設備・機器は、単一ユニット間相互間の間隔を物理的に維持できるように、固定設備・機器に対する固定することが困難な設備・機器は保安規定に規定された使用エリア内でのみ使用する管理（図臨二42参照）とする。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（臨界安全管理） 第35条 (3)別表第2第2項に示す台車、<u>積内運搬車</u>及び別表第2第3項に示す電動リフトを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用する。</p> <p>記載例</p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（濃縮度5%以下）（第35条関係）</p> <p>2. 台車 <u>積内運搬車</u>に係る制限（濃縮度5%以下）</p> <table border="1" data-bbox="562 427 1339 564"> <thead> <tr> <th>建屋</th> <th>台車名</th> <th>台数</th> <th>積載物</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>台車間近接防止措置</th> <th>台車使用エリア</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)</td> <td>1台</td> <td>仕上りペレット貯蔵棚</td> <td>UO₂ペレット</td> <td>必要 (注2)</td> <td>第3図(4)</td> <td>積載数1以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)</td> <td>1台</td> <td>仕上りペレット貯蔵棚</td> <td>UO₂ペレット</td> <td>必要 (注2)</td> <td>第3図(4)</td> <td>積載数1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>台車のユニットと設備・機器（ウラン収納部位）との表面間距離は30.5cm以上とする。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室、加工棟の粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、ペレット貯蔵室、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、第2核燃料倉庫及びシンダ洗浄棟は除く。</p> <p><u>(注2)ウランを移動する場合は、着形式のスペーサーを台車に装着すること。ただし、仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)(4)については加工棟のペレット貯蔵室内で取り扱う場合は除く。</u></p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（濃縮度5%以下）（第35条関係）</p> <p>3. 電動リフトに係る制限値（濃縮度5%以下）</p> <table border="1" data-bbox="562 794 1301 1082"> <thead> <tr> <th>建屋</th> <th>電動リフト名</th> <th>台数</th> <th>積載物</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>電動リフト使用エリア</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加 工</td> <td>電動リフト(1)</td> <td>1台</td> <td>SUS容器</td> <td>UO₂粉末 U₃O₈粉末</td> <td>第3図(4)</td> <td>減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下</td> </tr> <tr> <td>電動リフト(2)</td> <td>1台</td> <td>SUS容器</td> <td>UO₂粉末 U₃O₈粉末</td> <td>第3図(4)</td> <td>減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下</td> </tr> <tr> <td>電動リフト(3)</td> <td>1台</td> <td>金属容器 <u>(粉末)</u></td> <td>UO₂粉末 U₃O₈粉末</td> <td>第3図(4)</td> <td>減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下</td> </tr> </tbody> </table>	建屋	台車名	台数	積載物	核燃料物質の状態	台車間近接防止措置	台車使用エリア	核的制限値		仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	1台	仕上りペレット貯蔵棚	UO ₂ ペレット	必要 (注2)	第3図(4)	積載数1以下		仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	1台	仕上りペレット貯蔵棚	UO ₂ ペレット	必要 (注2)	第3図(4)	積載数1以下	建屋	電動リフト名	台数	積載物	核燃料物質の状態	電動リフト使用エリア	核的制限値	加 工	電動リフト(1)	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図(4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下	電動リフト(2)	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図(4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下	電動リフト(3)	1台	金属容器 <u>(粉末)</u>	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図(4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 1 加工施設の操作管理 (4)各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。 ・「保安規定」別表第2第2項に示す台車、<u>積内運搬車</u>及び別表第2第3項に示す電動リフトを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用する。</p>
建屋	台車名	台数	積載物	核燃料物質の状態	台車間近接防止措置	台車使用エリア	核的制限値																																															
	仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	1台	仕上りペレット貯蔵棚	UO ₂ ペレット	必要 (注2)	第3図(4)	積載数1以下																																															
	仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	1台	仕上りペレット貯蔵棚	UO ₂ ペレット	必要 (注2)	第3図(4)	積載数1以下																																															
建屋	電動リフト名	台数	積載物	核燃料物質の状態	電動リフト使用エリア	核的制限値																																																
加 工	電動リフト(1)	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図(4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下																																																
	電動リフト(2)	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図(4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下																																																
	電動リフト(3)	1台	金属容器 <u>(粉末)</u>	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図(4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下																																																
	添 I - 1018	<p>仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)、(4)は、収納する仕上りペレット貯蔵棚の転倒を防止する部位を設置する。<u>台車の操作については保安規定で規定する。</u></p>	<p>（臨界安全管理） 第35条 (3)別表第2第2項に示す台車、<u>積内運搬車</u>及び別表第2第3項に示す電動リフトを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用する。</p> <p>記載例</p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（濃縮度5%以下）（第35条関係）</p> <p>3. 電動リフトに係る制限値（濃縮度5%以下）</p> <table border="1" data-bbox="562 794 1301 1082"> <thead> <tr> <th>建屋</th> <th>電動リフト名</th> <th>台数</th> <th>積載物</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>電動リフト使用エリア</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加 工</td> <td>電動リフト(1)</td> <td>1台</td> <td>SUS容器</td> <td>UO₂粉末 U₃O₈粉末</td> <td>第3図(4)</td> <td>減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下</td> </tr> <tr> <td>電動リフト(2)</td> <td>1台</td> <td>SUS容器</td> <td>UO₂粉末 U₃O₈粉末</td> <td>第3図(4)</td> <td>減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下</td> </tr> <tr> <td>電動リフト(3)</td> <td>1台</td> <td>金属容器 <u>(粉末)</u></td> <td>UO₂粉末 U₃O₈粉末</td> <td>第3図(4)</td> <td>減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下</td> </tr> </tbody> </table>	建屋	電動リフト名	台数	積載物	核燃料物質の状態	電動リフト使用エリア	核的制限値	加 工	電動リフト(1)	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図(4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下	電動リフト(2)	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図(4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下	電動リフト(3)	1台	金属容器 <u>(粉末)</u>	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図(4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下																									
建屋	電動リフト名	台数	積載物	核燃料物質の状態	電動リフト使用エリア	核的制限値																																																
加 工	電動リフト(1)	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図(4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下																																																
	電動リフト(2)	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図(4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下																																																
	電動リフト(3)	1台	金属容器 <u>(粉末)</u>	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図(4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下																																																

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
3-1	10	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保全計画の策定） 第60条の7 担当課長は、保全計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 1）点検計画 2）巡視計画 3）定期事業者検査の計画 4）設計及び工事の計画 5）特別な保全計画</p> <p>4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （2）担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 1）所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 2）使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 3）評価方法及び管理基準 4）使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>（保全の実施） 第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保全計画に従って保全を実施する。 3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。 4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。 6. 設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>（工事管理） 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び以下の事項を考慮した工事管理を行う。 （1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 （2）加工施設に対する悪影響の防止 （3）管理上重要な初期データの採取 （4）工事工程の管理 （5）運転開始までの作業対象設備の管理 （6）第6章に基づく放射線管理 （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>（巡視） 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-08「施設管理標準」） 6. 2. 4 保全計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保全計画を策定する。 （1）担当課長は、保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保全計画</p> <p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 （2）設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 c. 評価方法及び管理基準 d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>6. 2. 5 保全の実施 （1）保全を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保全計画に従って保全を実施する。 （2）保全を実施する各課長は、保全の実施に当たって、7.項による設計管理及び8.項による工事管理を実施する。 （3）各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。 （4）保全を実施する各課長は、保全の結果について記録し保管する。 （6）設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>1 2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持 建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</p> <p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 2 加工施設の設備管理 （2）各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p> <p>（SQAS-08「施設管理標準」） 8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令※及び以下の事項を考慮した工事管理を行う。 a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理</p> <p>※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p>
	18	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>（2）担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 1）所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 2）使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 3）評価方法及び管理基準 4）使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p>	
	22	今回申請の準備工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>（6）設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p>	
	26	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>（6）設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p>	
	32	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>（6）設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p>	
	37	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>（6）設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p>	
	42	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>（6）設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p>	
	47	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>（6）設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p>	

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>
4-1	25	今回申請の工場棟転換工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-1参照）により行う。	<p>（保全計画の策定） 第60条の7 担当課長は、保全計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 1) 点検計画 2) 巡視計画 3) 定期事業者検査の計画 4) 設計及び工事の計画 5) 特別な保全計画</p>	<p>（SQAS-08「施設管理標準」） 6. 2. 4 保全計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保全計画を策定する。 （1）担当課長は、保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保全計画</p>
	50	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ2-1参照）により行う。	<p>4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （2）担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 1) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 2) 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 3) 評価方法及び管理基準 4) 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p>	<p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 （2）設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 c. 評価方法及び管理基準 d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p>
	100	今回申請の工場棟成型工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ハ1-1参照）により行う。	<p>（保全の実施） 第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保全計画に従って保全を実施する。 3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。 4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。 6. 設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>（工事管理） 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 （1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 （2）加工施設に対する悪影響の防止 （3）管理上重要な初期データの採取 （4）工事工程の管理 （5）運転開始までの作業対象設備の管理 （6）第6章に基づく放射線管理 （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>6. 2. 5 保全の実施 （1）保全を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保全計画に従って保全を実施する。 （2）保全を実施する各課長は、保全の実施に当たって、7.項による設計管理及び8.項による工事管理を実施する。 （3）各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。 （4）保全を実施する各課長は、保全の結果について記録し保管する。 （6）設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p>
	153	今回申請の工場棟組立工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1参照）により行う。	<p>（1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 （2）加工施設に対する悪影響の防止 （3）管理上重要な初期データの採取 （4）工事工程の管理 （5）運転開始までの作業対象設備の管理 （6）第6章に基づく放射線管理 （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>1.2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持 建物および設備に対して新規制基準対応工事を先行使用の場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</p>
	166	今回申請の工場棟組立工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1参照）により行う。	<p>（巡視） 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 2 加工施設の設備管理 （2）各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災等の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>
	199	今回申請の第2核燃料倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-1参照）により行う。		<p>（SQAS-08「施設管理標準」） 8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理</p>
	205	今回申請の容器管理棟に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-2参照）により行う。		<p>※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p>

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
212		今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ2-1参照）により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>
263		今回申請の放射線管理棟に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。		
278		今回申請の放射線管理棟前室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト7-a参照）により行う。		
282		今回申請の除染室・分析室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-3参照）により行う。		
308		本申請の設備の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-2-1参照）。		
310		本申請の設備の仮移設及び代替措置に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-3-1参照）。		
314		今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-4-1参照）。		
317		今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-5-1参照）。		

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
448		今回申請の工場棟転換工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-1参照）により行う。		
460		今回申請の工場棟成型工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ハ1-1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。		
471		今回申請の工場棟組立工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1参照）により行う。		
480		今回申請の第2核燃料倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-1参照）により行う。		
489		今回申請の容器管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-2参照）により行う。		
496		今回申請の放射線管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。		
506		今回申請の放射線管理棟前室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。		
512		今回申請の除染室・分析室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-3参照）により行う。		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-2	25	保安規定に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（管理区域の区域区分） 第43条 2. 管理総括者は、前項の第2号の第1種管理区域について放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな区域については、一時的に第2種管理区域にすることができる。</p> <p>（工事管理） 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。 （1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 （2）加工施設に対する悪影響の防止 （3）管理上重要な初期データの採取 （4）工事工程の管理 （5）運転開始までの作業対象設備の管理 （6）第6章に基づく放射線管理 （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-07「放射線管理標準」） 6.1.1 管理区域の設定 (2) 管理総括者は、以下の事項を含む管理区域の設定について「放射線安全作業要領」に定める。 ①前項(1)以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。 ④安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>6.1.2 管理区域の区分 (2) 管理総括者は、第1種管理区域について放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな区域については、一時的に第2種管理区域にすることができる。</p> <p>（SQAS-08「施設管理標準」） 8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令</u>及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理 ※：<u>労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</u></p> <p>（STD-SC0101「放射線安全作業要領」） 3.4 管理区域等の設定及び解除 (1) 「加工施設保安規定」に定める管理区域の設定及び解除・再設定の周知 「加工施設保安規定」に定める管理区域に関して、一時的に解除及び再設定を行う場合は、以下の手順で行う。 1) 安全管理課長は、解除する管理区域の線量等の測定を行い、法令に定める管理区域に係る値を超えていないこと、管理区域に係る値を超えないことが明らかである場所であることを確認し、管理総括者に報告する。 2) 管理総括者は、管理区域を一時的に解除及び再設定する場合は、1)を確認の上、事前にその目的、範囲、期間等を文書により通知し社内周知する。解除期間の変更が必要な場合は、同様にその旨周知する。 3) 安全管理課長は、解除の目的が達成されたことを管理総括者へ報告を行い、管理総括者は管理区域を再設定する旨を文書により社内周知する。</p>
	100	保安規定に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。		
	199	保安規定に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。		
	263	保安規定に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。		
	282	保安規定に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。		

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-3	27	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（工事管理） 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。 （1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 （2）加工施設に対する悪影響の防止 （3）管理上重要な初期データの採取 （4）工事工程の管理 （5）運転開始までの作業対象設備の管理 （6）第6章に基づく放射線管理 （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-08「施設管理標準」） 8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令</u>及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理 ※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p>
	102	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	154	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	200	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	205	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	212	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	264	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	278	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																
283		工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（工事管理） 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。 （1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 （2）加工施設に対する悪影響の防止 （3）管理上重要な初期データの採取 （4）工事工程の管理 （5）運転開始までの作業対象設備の管理 （6）第6章に基づく放射線管理 （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-08「施設管理標準」） 8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令</u>及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理 ※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p>																
298		工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	<p>別表第1 保安規定と標準書の対応表（第5条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="526 528 1305 612"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安規定</th> <th colspan="2">標準書（文書番号）</th> </tr> <tr> <th>章</th> <th>条</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7章 施設管理</td> <td>第60条～第67条の2</td> <td>施設管理標準</td> <td>(SQAS-08)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>設計・開発管理標準</td> <td>(SQAS-19)</td> </tr> </tbody> </table>	保安規定		標準書（文書番号）		章	条			第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準	(SQAS-08)			設計・開発管理標準	(SQAS-19)	
保安規定		標準書（文書番号）																		
章	条																			
第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準	(SQAS-08)																	
		設計・開発管理標準	(SQAS-19)																	
308		工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
310		工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
449		工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
461		工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
471		工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
481		工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等												
489		工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（工事管理） 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。 （1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 （2）加工施設に対する悪影響の防止 （3）管理上重要な初期データの採取 （4）工事工程の管理 （5）運転開始までの作業対象設備の管理 （6）第6章に基づく放射線管理 （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>別表第1 保安規定と標準書の対応表（第5条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="524 523 1310 611"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安規定</th> <th colspan="2">標準書（文書番号）</th> </tr> <tr> <th>章</th> <th>条</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7章</td> <td>施設管理</td> <td>第60条～第67条の2</td> <td>施設管理標準 (SQAS-08) 設計・開発管理標準 (SQAS-19)</td> </tr> </tbody> </table>	保安規定		標準書（文書番号）		章	条			第7章	施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 (SQAS-08) 設計・開発管理標準 (SQAS-19)	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>工事管理については、SQAS-08「施設管理標準」に基づき実施する。</p> <p>（SQAS-08「施設管理標準」） 8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令</u>及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理 ※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p>
保安規定		標準書（文書番号）														
章	条															
第7章	施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 (SQAS-08) 設計・開発管理標準 (SQAS-19)													
497		工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。														
506		工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。														
513		工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。														

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-4	29	放射性固体廃棄物を工場棟転換工場から搬出又は工場棟転換工場へ搬入するにあたっては、事前に工場棟転換工場前室を第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(管理区域) 第42条 管理総括者は、加工施設内の外部線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が$3.0 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$を超えるおそれのある場所、又は、汚染された物の表面の放射性物質の密度が0.4 Bq/cm^2を超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。 管理区域は、第2図(2)～(8)に示す区域とする。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6. 計画及び実施 6.1 区域管理 6.1.1 管理区域の設定 (1) 管理総括者は、加工施設内の外部線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が$3.0 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$を超えるおそれのある場所、又は、汚染された物の表面の放射性物質の密度が0.4 Bq/cm^2を超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、図1～7に示す区域とする。</p> <p>(図1は保安規定の第2図(2)と同一)</p>
	266	放射性固体廃棄物を放射線管理棟から搬出又は放射線管理棟へ搬入するにあたっては、事前に放射線管理棟前室を第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。		
4-5	49	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	<p>(保安品質マニュアル) 第5条の3 社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」として、「保安品質保証計画書」を策定し、維持させる。 (1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5) プロセスの相互の関係</p>	<p>(SQAM「保安品質保証計画書」) 4. 保安品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を次のとおり継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)</p>
	117	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
	165	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	168	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	204	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	211	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	277	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	281	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	295	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	459	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	470	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
	479	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	488	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	495	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	505	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	511	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	522	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-6	54	工場棟転換工場は、I-2の検査で適合を確認した後、図I-1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保全計画の策定） 第60条の7 担当課長は、保全計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 1）点検計画 2）巡視計画 3）定期事業者検査の計画 4）設計及び工事の計画 5）特別な保全計画 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （2）担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 1）所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 2）使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 3）評価方法及び管理基準 4）使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>（保全の実施） 第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保全計画に従って保全を実施する。 3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。 4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。 6. 設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>（巡視） 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-08「施設管理標準」） 6. 2. 4 保全計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保全計画を策定する。 （1）担当課長は、保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保全計画</p> <p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 （2）設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 c. 評価方法及び管理基準 d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>6. 2. 5 保全の実施 （1）保全を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保全計画に従って保全を実施する。 （2）保全を実施する各課長は、保全の実施に当たって、7.項による設計管理及び8.項による工事管理を実施する。 （3）各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。 （4）保全を実施する各課長は、保全の結果について記録し保管する。 （6）設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>1 2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持 建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</p> <p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 2 加工施設の設備管理 （2）各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
	118	成型工場は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		
	169	組立工場は、I-2の検査で適合を確認した後、図ホ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		
	216	第2 核燃料倉庫及び容器管理棟は、I-2の検査で適合を確認した後、図ヘ1-1及び図ヘ1-2に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		
	321	工事を伴う廃液処理設備(5)は、I-2の検査で適合を確認した後*、図イ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		
	321	工事を伴う廃液処理設備(6)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		
	321	放射線管理棟及び除染室・分析室は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																										
	523	緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、I-2の検査で適合を確認した後、図I1-1、図H1-1、図ホ1-1、図ヘ1-1、図ト1-1、図ト1-1及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>																										
4-7	310	排気ファンを運転させ、乾燥機の使用を開始する。なお当該気体廃棄設備の運用にあたっては、現行の保安規定に基づき行うものとする。	<p>(加工施設の使用) 第28条 各課長は、加工施設において核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を取扱う場合は、次に示す施設を使用する。 (1) 化学処理施設 (2) 成形施設 (3) 被覆施設 (4) 組立施設 (5) 核燃料物質の貯蔵施設 (6) 放射性廃棄物の廃棄施設 (7) 放射線管理施設 (8) その他の加工施設</p> <p>(操作員の確保) 第29条 各課長は、第24条に定める教育・訓練を修了し、加工施設の操作に必要な力量を有する者に操作させる。 2. 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ操作させる。</p> <p>(巡視) 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6. 計画及び実施 6. 1 加工施設の操作管理 (1) 各課長は、加工施設において核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を取り扱う場合は、以下に示す施設を使用する。 ・化学処理施設・成形施設・被覆施設・組立施設・核燃料物質の貯蔵施設・放射性廃棄物の廃棄施設・放射線管理施設・その他の加工施設</p> <p>6. 2 加工施設の設備管理 (2) 各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。 その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。 なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>																										
	310	使用開始後の高性能エアフィルタ及び代替排気ダクトは、保安規定に基づき維持管理を行う。	<p>(操作上の一般事項) 第31条 各課長は、加工施設の操作にあたっては、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。 (1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。 (2) 操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項及び引継ぎ時に実施すべき事項について、操作する者に周知徹底させること。 2. 各課長は、安全確保のために手動操作を要する場合は、誤操作の防止を考慮し、必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。</p> <p>別表第1-2 巡視を行う設備等（第30条及び第60条の8関係）</p> <table border="1" data-bbox="683 1193 1106 1417"> <thead> <tr> <th>巡視を行う設備等</th> <th>巡視責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 化学処理施設</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(2) 成形施設</td><td>成形課長</td></tr> <tr><td>(3) 被覆施設</td><td>組立課長</td></tr> <tr><td>(4) 組立施設</td><td>組立課長</td></tr> <tr><td>(5) 核燃料物質の貯蔵施設</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(6) 放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(7) 非常用電源設備</td><td>設備技術課長</td></tr> <tr><td>(8) 非常用設備</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(9) 放射線管理施設</td><td>安全管理課長</td></tr> <tr><td>(10) 核燃料物質の検査設備</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(11) 核燃料物質の計量設備</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(12) 新燃料輸送容器</td><td>組立課長</td></tr> </tbody> </table>	巡視を行う設備等	巡視責任者	(1) 化学処理施設	関係課長	(2) 成形施設	成形課長	(3) 被覆施設	組立課長	(4) 組立施設	組立課長	(5) 核燃料物質の貯蔵施設	関係課長	(6) 放射性廃棄物の廃棄施設	関係課長	(7) 非常用電源設備	設備技術課長	(8) 非常用設備	関係課長	(9) 放射線管理施設	安全管理課長	(10) 核燃料物質の検査設備	関係課長	(11) 核燃料物質の計量設備	関係課長	(12) 新燃料輸送容器	組立課長	
巡視を行う設備等	巡視責任者																													
(1) 化学処理施設	関係課長																													
(2) 成形施設	成形課長																													
(3) 被覆施設	組立課長																													
(4) 組立施設	組立課長																													
(5) 核燃料物質の貯蔵施設	関係課長																													
(6) 放射性廃棄物の廃棄施設	関係課長																													
(7) 非常用電源設備	設備技術課長																													
(8) 非常用設備	関係課長																													
(9) 放射線管理施設	安全管理課長																													
(10) 核燃料物質の検査設備	関係課長																													
(11) 核燃料物質の計量設備	関係課長																													
(12) 新燃料輸送容器	組立課長																													

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(保安計画の策定) 第60条の7 担当課長は、保安計画を次のとおり策定する。 (1) 担当課長は、第60条の4の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 1) 点検計画 2) 巡視計画 3) 定期事業者検査の計画 4) 設計及び工事の計画 5) 特別な保安計画 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 (2) 担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 1) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 2) 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 3) 評価方法及び管理基準 4) 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>(保安の実施) 第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保安計画に従って保安を実施する。 3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。 4. 担当課長は、保安の結果について記録し、保管する。 6. 設備技術課長は、第60条の7第4項(4)の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(工事管理) 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 (1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 加工施設に対する悪影響の防止 (3) 管理上重要な初期データの採取 (4) 工事工程の管理 (5) 運転開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射線管理 (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-08「施設管理標準」) 6. 2. 4 保安計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保安計画を策定する。 (1) 担当課長は、保安の対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保安計画 6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 (2) 設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 c. 評価方法及び管理基準 d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期 6. 2. 5 保安の実施 (1) 保安を実施する各課長は、6.2.4 項で定めた保安計画に従って保安を実施する。 (2) 保安を実施する各課長は、保安の実施に当たって、7.項による設計管理及び8.項による工事管理を実施する。 (3) 各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。 (4) 保安を実施する各課長は、保安の結果について記録し保管する。 (6) 設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>1 2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持 建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4 項に定める保安計画を策定し、これに基づき保安を実施し、その機能を維持する。</p> <p>(SQAS-08「施設管理標準」) 8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理 ※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p>

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-8	933	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを保安規定に規定する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 (9) 加工施設における火災の発生及び延焼を防止するため、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理を行う。 イ) 管理区域内への可燃物の持ち込みについては、保管できる数量を超えて持ち込まないように管理する。 ロ) 管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製容器に収容するとともに、収容できない場合には、周囲から発火源（熱源）の除去又は隔離を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 7.2 可燃物等の管理 (1) 各課長は、「STD-SC0406可燃物管理要領」に従い、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理（量、熱源からの離隔距離、収納方法）を行う。 (2) 管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製の容器に収納する。ただし、収納できない場合には、周囲から発火源の除去又は隔離を行う。 (3) 管理区域等に不要な発火性、引火性、爆発性物質等は持ち込ませない。</p> <p>(STD-SC0406「可燃物管理要領」) 第5条（可燃物の持込管理） 作業エリアには、保管できる数量（火災影響評価を満足する可燃物量）を超えて可燃物を持ち込まないこと。 書類・掲示物等の可燃物については、その配置場所を限定し管理すること。</p>
	2461	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを保安規定に規定する。		
	2462	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを保安規定に規定する。		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-9	979	降下火砕物が加工施設で観測された場合、 <u>気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。</u>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>2.1 降下火砕物及び積雪 (3) 資機材の整備 管理総括者は、<u>降下火砕物及び積雪による災害</u>に必要な資機材を準備する。 (4) 標準書の整備 管理総括者は、<u>降下火砕物及び積雪による災害</u>発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。 ① 加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。 ② 降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。 ③ 降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。 ④ 加工施設における降下火砕物と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p>	<p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」)</p> <p>6.4 活動に係る要領書の整備 (1) 降下火砕物・積雪 ①加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。 ②降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。 ③降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。 ④加工施設における降下火砕物と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p> <p>(STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」)</p> <p>4.1 降下火砕物及び積雪の除去 (2) 除去の判断 管理総括者は、<u>建物の実耐力及び事象の進展を考慮し降下火砕物除去の要否を判断する。</u>なお、降下火砕物と積雪の組合せの場合は、加工施設の安全機能を失うことがないよう、余裕をもって降下火砕物を取り除く措置を講じる。 ① 建物実耐力 降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、各建物の実耐力を考慮すること。建物の実耐力を添付1に示す。 ② 事象の進展 降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、敷地内の降下火砕物の堆積状況等を考慮すること。また、気象庁から発表される降下火砕物の堆積予想についての情報を注視すること。 (3) 装備と除去用具 以下に、降下火砕物の除去に用いる用具と作業の際に着用する装備を示す。なお、<u>装備及び除去用具は、必要数をあらかじめ準備し、「STD-SC1331防災資機材管理要領」に従い管理すること。</u> ① 除去用具 ハンドホー、スコップ、ブルーシート（雨樋の養生用）、ロープ（命綱用）、竹箒 ② 降下火砕物除去装備 防塵マスク、保護めがね、軍手、ヘルメット、安全帯、長靴 4.3 設備の停止 降下火砕物が原因で外気取入口の閉塞などの影響を受けるおそれがある施設について、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する。 気体廃棄設備の停止により建屋の負圧を維持できない場合、扉、シャッターに目張りを行い、建屋からのウラン漏えいを防止すること。</p>
	979	降下火砕物が加工施設で観測された場合、 <u>気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。</u>		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																																						
4-10	986	<p>台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧することを保安規定に定める。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 3. 内部溢水 管理総括者は、内部溢水が発生した場合における加工施設の必要な機能を維持するための活動のための体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。 (4) 標準書の整備 管理総括者は、溢水による災害等が発生するおそれがある場合又は発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。 ① 溢水防護区画の設定に関すること。 ② 冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理すること。 ③ 震度5以上の地震発生時、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置（自動又は手動）に関すること。 ④ 溢水防止のための堰に関すること。（脱着式堰に関すること。） ⑤ 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水のおそれがある場合には速やかに堰を復旧すること。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 (5) 内部溢水 ① 溢水防護区画は、別図2-1〜7に設定する区画とする。 ② 担当課長は、冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理に関することを要領書に定める。 ③ 担当課長は、震度5以上の地震発生時、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置（手動又は自動）した場合、別表1に定める止水方法停止措置を行う。 ④ 溢水防止のための堰に関すること。（脱着式堰に関すること。） ⑤ 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水のおそれがある場合には速やかに堰を復旧すること。 (保安規定にあわせ 別図 を追加する。) (保安規定にあわせ 事業許可(添五)-第1 -第13 表を別表-1として追加する。)</p>																																																																																						
				<p>(添五)-第1-13表 溢水源からの溢水停止の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工業用水</th> <th rowspan="2">水道水</th> <th colspan="4">外部からの供給水</th> <th rowspan="2">空調用水</th> </tr> <tr> <th>冷却水</th> <th>純水</th> <th>アンモニア水</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知に連動)</td> <td>高気圧槽直下の供給 水配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知連動バルブ自動閉 止機構で供給停止</td> <td>各工場の冷却水ポンプ 制御に設置する地震 連動及び工場内漏水検 知連動のポンプ自動閉 止機構で供給停止</td> <td>各工場の純水ポンプ制 御に設置する地震連 動及び工場内漏水検 知連動のポンプ自動閉 止機構で供給停止</td> <td>各工場のアンモニア 水ポンプ制御に設置 する地震連動及び工 場内漏水検知連動の ポンプ自動閉止機 構にて供給停止</td> <td>動力棟屋外に設置し ている循環水ポンプ制 御に設置する地震連 動及び工場内漏水検 知連動のポンプ自動 閉止機構にて供給停 止</td> <td>動力棟屋外に設置し ている循環水ポンプ制 御に設置する地震連 動及び工場内漏水検 知連動のポンプ自動 閉止機構にて供給停 止</td> </tr> <tr> <td>作業時</td> <td>設備担当部門の作業 員が、自動閉止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30分以内に 閉止</td> <td>設備担当部門の作業 員が、自動閉止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30分以内に 閉止</td> <td>各工場の作業員が、手 動バルブを10分以内 に閉止</td> <td>各工場の作業員が、手 動バルブを10分以内 に閉止</td> <td>各工場の作業員が、手 動バルブを10分以内 に閉止</td> <td>各工場の作業員が、手 動バルブを10分以内 に閉止</td> </tr> <tr> <td>手で 停止 (地震又は 工場内漏水 検知警 報により)</td> <td>警備員が、自動閉止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止</td> <td>警備員が、自動閉止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止</td> <td>・休業時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・ベレット連続焼結炉 が温度維持のため運転 中の場合は、監視作業 員が手動バルブでポン プを10分以内に停止</td> <td>・休業時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・ベレット連続焼結炉 が温度維持のため運転 中の場合は、監視作業 員が手動バルブでポン プを10分以内に停止</td> <td>・休業時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・ベレット連続焼結炉 が温度維持のため運転 中の場合は、監視作業 員が手動バルブでポン プを10分以内に停止</td> <td>・休業時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・ベレット連続焼結炉 が温度維持のため運転 中の場合は、監視作業 員が手動バルブでポン プを10分以内に停止</td> </tr> </tbody> </table> <p>各工場内の漏水検知から手動バルブ閉止又は止水ポンプ停止までの各項目の所要時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>作業時・休業時</th> <th>作業時・休業時</th> <th>作業時</th> <th>休業時</th> <th>作業時</th> <th>休業時</th> <th>作業時</th> <th>休業時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水の検知時間</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>現場への移動時間</td> <td>15</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>バルブ閉止時間</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>操作</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ポンプ停止時間</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>不要</td> <td>1</td> <td>不要</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計時間</td> <td>30</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 地震連動及び手動停止操作を行う地震力は震度5（150ガル）以上とする。</p>	工業用水	水道水	外部からの供給水				空調用水	冷却水	純水	アンモニア水		自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知に連動)	高気圧槽直下の供給 水配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知連動バルブ自動閉 止機構で供給停止	各工場の冷却水ポンプ 制御に設置する地震 連動及び工場内漏水検 知連動のポンプ自動閉 止機構で供給停止	各工場の純水ポンプ制 御に設置する地震連 動及び工場内漏水検 知連動のポンプ自動閉 止機構で供給停止	各工場のアンモニア 水ポンプ制御に設置 する地震連動及び工 場内漏水検知連動の ポンプ自動閉止機 構にて供給停止	動力棟屋外に設置し ている循環水ポンプ制 御に設置する地震連 動及び工場内漏水検 知連動のポンプ自動 閉止機構にて供給停 止	動力棟屋外に設置し ている循環水ポンプ制 御に設置する地震連 動及び工場内漏水検 知連動のポンプ自動 閉止機構にて供給停 止	作業時	設備担当部門の作業 員が、自動閉止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30分以内に 閉止	設備担当部門の作業 員が、自動閉止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30分以内に 閉止	各工場の作業員が、手 動バルブを10分以内 に閉止	各工場の作業員が、手 動バルブを10分以内 に閉止	各工場の作業員が、手 動バルブを10分以内 に閉止	各工場の作業員が、手 動バルブを10分以内 に閉止	手で 停止 (地震又は 工場内漏水 検知警 報により)	警備員が、自動閉止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止	警備員が、自動閉止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止	・休業時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・ベレット連続焼結炉 が温度維持のため運転 中の場合は、監視作業 員が手動バルブでポン プを10分以内に停止	・休業時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・ベレット連続焼結炉 が温度維持のため運転 中の場合は、監視作業 員が手動バルブでポン プを10分以内に停止	・休業時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・ベレット連続焼結炉 が温度維持のため運転 中の場合は、監視作業 員が手動バルブでポン プを10分以内に停止	・休業時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・ベレット連続焼結炉 が温度維持のため運転 中の場合は、監視作業 員が手動バルブでポン プを10分以内に停止	項目	作業時・休業時	作業時・休業時	作業時	休業時	作業時	休業時	作業時	休業時	漏水の検知時間	5	5	5	5	5	5	5	5	現場への移動時間	15	4	4	4	4	4	4	20	バルブ閉止時間	10	-	-	-	操作	-	-	-	ポンプ停止時間	-	1	1	1	不要	1	不要	1	合計時間	30	10	10	10	10	10	10	30
工業用水	水道水	外部からの供給水					空調用水																																																																																			
		冷却水	純水	アンモニア水																																																																																						
自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知に連動)	高気圧槽直下の供給 水配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知連動バルブ自動閉 止機構で供給停止	各工場の冷却水ポンプ 制御に設置する地震 連動及び工場内漏水検 知連動のポンプ自動閉 止機構で供給停止	各工場の純水ポンプ制 御に設置する地震連 動及び工場内漏水検 知連動のポンプ自動閉 止機構で供給停止	各工場のアンモニア 水ポンプ制御に設置 する地震連動及び工 場内漏水検知連動の ポンプ自動閉止機 構にて供給停止	動力棟屋外に設置し ている循環水ポンプ制 御に設置する地震連 動及び工場内漏水検 知連動のポンプ自動 閉止機構にて供給停 止	動力棟屋外に設置し ている循環水ポンプ制 御に設置する地震連 動及び工場内漏水検 知連動のポンプ自動 閉止機構にて供給停 止																																																																																				
作業時	設備担当部門の作業 員が、自動閉止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30分以内に 閉止	設備担当部門の作業 員が、自動閉止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30分以内に 閉止	各工場の作業員が、手 動バルブを10分以内 に閉止	各工場の作業員が、手 動バルブを10分以内 に閉止	各工場の作業員が、手 動バルブを10分以内 に閉止	各工場の作業員が、手 動バルブを10分以内 に閉止																																																																																				
手で 停止 (地震又は 工場内漏水 検知警 報により)	警備員が、自動閉止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止	警備員が、自動閉止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止	・休業時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・ベレット連続焼結炉 が温度維持のため運転 中の場合は、監視作業 員が手動バルブでポン プを10分以内に停止	・休業時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・ベレット連続焼結炉 が温度維持のため運転 中の場合は、監視作業 員が手動バルブでポン プを10分以内に停止	・休業時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・ベレット連続焼結炉 が温度維持のため運転 中の場合は、監視作業 員が手動バルブでポン プを10分以内に停止	・休業時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・ベレット連続焼結炉 が温度維持のため運転 中の場合は、監視作業 員が手動バルブでポン プを10分以内に停止																																																																																				
項目	作業時・休業時	作業時・休業時	作業時	休業時	作業時	休業時	作業時	休業時																																																																																		
漏水の検知時間	5	5	5	5	5	5	5	5																																																																																		
現場への移動時間	15	4	4	4	4	4	4	20																																																																																		
バルブ閉止時間	10	-	-	-	操作	-	-	-																																																																																		
ポンプ停止時間	-	1	1	1	不要	1	不要	1																																																																																		
合計時間	30	10	10	10	10	10	10	30																																																																																		
4-11	988	<p>水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを保安規定に記載する。</p>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ② 管理総括者は、火災及び爆発発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。 4) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、防災組織の現場活動隊は、水消火を行う前に建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器を停止し、さらに給電停止を行う。なお、事故対応のため負圧に影響のある排気システムを停止する場合は、それ以外の排気システムにより建物の負圧を可能な限り維持すること。</p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 10.4 消火活動 (3) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、防災組織の現場活動隊は、水消火を行う前に建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器を停止し、さらに給電停止を行う。なお、事故対応のため負圧に影響のある排気システムを停止する場合は、それ以外の排気システムにより建物の負圧を可能な限り維持すること。 (STD-SC1321-02「消火活動手順」) 6.1 消火活動 (3) 注水消火 ③ 消火活動等による水の侵入にともなう電気火災防止及び感電を防ぐため、防災組織の現場活動隊は、注水する設備機器（但し、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備機器を除く）を停止し、さらに給電停止を行う。なお、事故対応のため負圧に影響のある排気システムを停止する場合は、それ以外の排気システムにより建物の負圧を可能な限り維持すること。</p>																																																																																						

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																				
4-12	1007	工場棟転換工場、工場棟成型工場、第2核燃料倉庫、放射線管理棟及び除染室・分析室では、設計基準事故が想定されるため、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)とは別に事故対応のための現場操作が可能となるように、防災資機材保管場所及び予備防災資機材保管場所に懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設置することを保安規定に定める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(非常時用器材の整備) 第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.3 資機材の整備 管理総括者は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。</p> <p>別表第20 防災資機材一覧(第82, 91, 100, 118条関係)</p> <table border="1" data-bbox="510 564 1294 692"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポータブル発電機</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>投光器</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>懐中電灯</td> <td>20個</td> <td>A,B(※2)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> </tbody> </table>	種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月	外観、員数	投光器	4台	A,B	1回/月	外観、員数	懐中電灯	20個	A,B(※2)	1回/月	外観、員数	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 6.1 事前対策 (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、防災資機材の保管場所を複数整備し、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。また、管理総括者は、非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。整備する防災資機材を別表1に示す。さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。 なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業者への化学的影響を考慮したものとする。</p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.3 資機材の整備 管理総括者は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。</p> <p>(別表1は保安規定の別表第20と同一)</p>
種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																				
ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月	外観、員数																				
投光器	4台	A,B	1回/月	外観、員数																				
懐中電灯	20個	A,B(※2)	1回/月	外観、員数																				
4-13	1017	工場棟転換工場前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めることから、竜巻防護ラインの外とする。	<p>(核燃料物質の貯蔵) 第72条 各課長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (4) 貯蔵にあたっては、その貯蔵位置を次のとおり限定する。 イ) 工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室(第4図(1)) ロ) 原料貯蔵所(第4図(2)) ハ) 容器管理棟 保管室(第4図(3))</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備 ① 竜巻来襲が想定される段階での対応 ② 警戒事態 d) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。</p>	<p>(SQAS-09「核燃料物質の管理標準」) 6. 3 核燃料物質の貯蔵 (1) ① 所定の容器に入れて貯蔵設備に貯蔵すること。 図1~10 貯蔵エリア図 (保安規定にあわせ別表を修正予定)</p> <p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 (4) 竜巻 ④ 担当課長は、警戒態勢が発令された場合、以下の措置を実施する。 1) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止</p>																				
	1017	工場棟組立工場前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めることから、竜巻防護ラインの外とする。																						
	1018	容器管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めることから、竜巻防護ラインの外とする。																						

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>
	1018	放射線管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めるが、屋外との境界の鉄扉をF3竜巻対応とすることにより、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所と放射線管理棟前室の境界のシャッタのF3対応は不要とする。		
	2468	放射線管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めるが、屋外との境界の鉄扉をF3竜巻対応とすることにより、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所と放射線管理棟前室の境界のシャッタのF3対応は不要とする。		
4-14	2176	<p>溢水後10分でのポンプ停止を保安規定に記載</p>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 3. 内部溢水 管理総括者は、内部溢水が発生した場合における加工施設の必要な機能を維持するための活動のための体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。 (4) 標準書の整備 管理総括者は、溢水による災害等が発生するおそれがある場合又は発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。 ① 溢水防護区画の設定に関すること。 ② 冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理すること。 ③ 震度5以上の地震発生時、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置（自動又は手動）に関すること。 ④ 溢水防止のための堰に関すること。（脱着式堰に関すること。） ⑤ 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水のおそれがある場合には速やかに堰を復旧すること。</p>	<p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 (5) 内部溢水 ① 溢水防護区画は、別図2-1~7に設定する区画とする。 ② 担当課長は、冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理に関することを要領書に定める。 ③ 担当課長は、震度5以上の地震発生時、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置（自動又は手動）した場合、別表1に定める止水方法停止措置を行う。 ④ 溢水防止のための堰に関すること。（脱着式堰に関すること。） ⑤ 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水のおそれがある場合には速やかに堰を復旧すること。 (保安規定にあわせ 別図 を追加する。) (保安規定にあわせ 事業許可(添五)-第9-13表を別表-1として追加する。)</p>
	2177	<p>溢水後10分でのポンプ停止を保安規定に記載</p>		
	2179	<p>溢水後のポンプ停止を保安規定に記載</p>		
	2179	<p>溢水後のポンプ停止を保安規定に記載</p>		

(添五)-第9-13表 溢水源からの溢水停止の方法

	工業用水	水道水	外部からの供給水			
			冷却水	純水	アンモニア水	空調用水
自動で停止 (地震又は工場内漏水検知に連動)	高架水槽直下の供給水配管に設置する地盤及び工場内漏水検知連動バルブ自動閉止機構で供給停止	薬水器から工場側の地盤(外來車駐車庫)に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動バルブ自動閉止機構で供給停止	各工場の冷却水ポンプ制御室に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動のポンプ自動閉止機構で供給停止	各工場の純水ポンプ制御室に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動のポンプ自動閉止機構で供給停止	転換工場屋外のアンモニア水製造建物の制御室に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動のポンプ自動閉止機構にて供給停止	動力棟屋内に設置している循環水送水ポンプ制御室に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動のポンプ自動閉止機構にて供給停止
手動で停止 (地震又は工場内漏水検知警報により)	設備担当部門の作業員が、自動閉止バルブ直近に設けた手動バルブを30分以内に閉止 同一作業員が閉止	設備担当部門の作業員が、自動閉止バルブ直近に設けた手動バルブを30分以内に閉止 同一作業員が閉止	各工場の作業員が、手動スイッチでポンプを10分以内に停止	各工場の作業員が、手動スイッチでポンプを10分以内に停止	転換工場の作業員が、手動スイッチでポンプを10分以内に停止	動力棟の運転員が手動スイッチでポンプを10分以内に停止
手動で停止 (地震又は工場内漏水検知警報により)	警備員が、自動閉止バルブ直近に設けた手動バルブを30分以内に閉止	警備員が、自動閉止バルブ直近に設けた手動バルブを30分以内に閉止	・休業時はポンプを停止しており停止操作不要 ・ベント連続維持が温度維持のため運転中の場合は、監視作業員が手動スイッチでポンプを10分以内に停止	・休業時はポンプを停止しており停止操作不要	・休業時はポンプを停止しており停止操作不要	・休業時はポンプを停止しており停止操作不要 ・凍結防止運転(外気が3℃以下で自動起動)は、循環流量を通常の半分とし、運転10分間、停止20分間の間欠運転として、警備員が60分以内に停止
	同一作業員が閉止	同一作業員が閉止	警備所に設置する成型工場と加工棟の集中停止ボタン一括停止			工業用水と水道水を停止した警備員の移動して停止

各工場内の漏水検知から手動バルブ閉止又は送水ポンプ停止までの各項目の所要時間

項目	検出時・休業時	検出時・休業時	検出時	休業時	検出時	休業時	検出時	休業時
漏水の検知時間	5	5	5	5	5	5	5	5
現場への移動時間	15	4	4	4	4	4	4	20
バルブ閉止時間	10	-	-	-	-	-	-	-
ポンプ停止時間	30	1	1	1	1	1	1	5
合計時間	60	10	10	10	10	10	10	30

注) 地震連動及び手動停止操作を行う地震力は震度5(150ガル)以上とする。

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																							
4-15	2235	通常時に廃液処理設備(6)に受け入れる廃液は、添設1-3-2表に示すソフト対策管理を実施することにより、有意な核燃料物質が混入しないことを管理する。これらの対策については保安規定に規定する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(放射性液体廃棄物) 第76条 3. 前項の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統であるチェックタンク等には、有意な核燃料物質が混入されないよう、具体的な方策を定めた第73条の標準書を遵守させる。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」) 5. 2 放射性液体廃棄物の管理 (1) ④ ①～③の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統であるチェックタンク等には、有意な核燃料物質が混入されないよう、別紙3に示す手洗い水等への核燃料物質等の混入防止対策を遵守させる。</p> <p>SQAS-10 (別紙3)</p> <p>表1 手洗い水等への核燃料物質等の混入防止対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">廃液種別</th> <th colspan="3">廃液発生源</th> <th rowspan="2">核燃料物質等の混入防止対策</th> </tr> <tr> <th>建物名</th> <th>部屋名</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">⑥ 廃液処理設備(6)</td> <td>① 第1種管理区域内作業用のシャワー水</td> <td rowspan="3">放射線管理棟</td> <td>シャワー室</td> <td>シャワー設備</td> <td>● シャワー水で管理区域内作業用着衣など、汚染している可能性のある物を洗わない。</td> </tr> <tr> <td>② 第1種管理区域内作業用着衣の洗濯廃水</td> <td>洗濯室</td> <td>洗濯設備</td> <td>● 洗濯前に作業用着衣に汚染がないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>③ 第1種管理区域退出時の手洗い水</td> <td>更衣室(2)</td> <td>手洗い設備</td> <td>● 核燃料物質等に直接手で触れない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。</td> </tr> <tr> <td>④ 第1種管理区域内における分析器具類の洗浄廃水</td> <td rowspan="2">付属建物</td> <td rowspan="2">分析室</td> <td rowspan="2">器具洗浄設備</td> <td>● 手洗い水には分析器具類で核燃料物質の付着していない器具類の洗浄廃水も含まれるが、核燃料物質等を含む液体を排水しない。 ● 分析器具類で核燃料物質の付着した器具類の洗浄廃水は別廃水として排水する。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 第1種管理区域内における手洗い水</td> <td>工場棟</td> <td>分析室</td> <td>手洗い設備</td> <td>● 核燃料物質等に直接手で触れない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 第2種管理区域内における手洗い水</td> <td></td> <td>燃料棒溶接室</td> <td>燃料棒検査室</td> <td>手洗い設備</td> <td>● 密封状態の核燃料物質を取り扱うエリアで発生する廃水のため、核燃料物質等が含まれる恐れはない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	廃液種別	廃液発生源			核燃料物質等の混入防止対策	建物名	部屋名	設備名	⑥ 廃液処理設備(6)	① 第1種管理区域内作業用のシャワー水	放射線管理棟	シャワー室	シャワー設備	● シャワー水で管理区域内作業用着衣など、汚染している可能性のある物を洗わない。	② 第1種管理区域内作業用着衣の洗濯廃水	洗濯室	洗濯設備	● 洗濯前に作業用着衣に汚染がないことを確認する。	③ 第1種管理区域退出時の手洗い水	更衣室(2)	手洗い設備	● 核燃料物質等に直接手で触れない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。	④ 第1種管理区域内における分析器具類の洗浄廃水	付属建物	分析室	器具洗浄設備	● 手洗い水には分析器具類で核燃料物質の付着していない器具類の洗浄廃水も含まれるが、核燃料物質等を含む液体を排水しない。 ● 分析器具類で核燃料物質の付着した器具類の洗浄廃水は別廃水として排水する。	⑤ 第1種管理区域内における手洗い水	工場棟	分析室	手洗い設備	● 核燃料物質等に直接手で触れない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。	⑥ 第2種管理区域内における手洗い水		燃料棒溶接室	燃料棒検査室	手洗い設備	● 密封状態の核燃料物質を取り扱うエリアで発生する廃水のため、核燃料物質等が含まれる恐れはない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。
No.	廃液種別	廃液発生源					核燃料物質等の混入防止対策																																				
		建物名	部屋名	設備名																																							
⑥ 廃液処理設備(6)	① 第1種管理区域内作業用のシャワー水	放射線管理棟	シャワー室	シャワー設備	● シャワー水で管理区域内作業用着衣など、汚染している可能性のある物を洗わない。																																						
	② 第1種管理区域内作業用着衣の洗濯廃水		洗濯室	洗濯設備	● 洗濯前に作業用着衣に汚染がないことを確認する。																																						
	③ 第1種管理区域退出時の手洗い水		更衣室(2)	手洗い設備	● 核燃料物質等に直接手で触れない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。																																						
	④ 第1種管理区域内における分析器具類の洗浄廃水	付属建物	分析室	器具洗浄設備	● 手洗い水には分析器具類で核燃料物質の付着していない器具類の洗浄廃水も含まれるが、核燃料物質等を含む液体を排水しない。 ● 分析器具類で核燃料物質の付着した器具類の洗浄廃水は別廃水として排水する。																																						
	⑤ 第1種管理区域内における手洗い水				工場棟	分析室	手洗い設備	● 核燃料物質等に直接手で触れない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。																																			
	⑥ 第2種管理区域内における手洗い水		燃料棒溶接室	燃料棒検査室	手洗い設備	● 密封状態の核燃料物質を取り扱うエリアで発生する廃水のため、核燃料物質等が含まれる恐れはない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。																																					
4-16	2298	保安規定にて、今回申請する槽を対象に液位高警報発報時に運転員が液位高警報を確認後、速やかに送液元のポンプを停止することを規定する。	<p>(放射性液体廃棄物) 第76条 2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」、「<u>廃液処理設備(6)のチェックタンク</u>」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。また、担当部門の操作員は、<u>廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u></p>	<p>(SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」) 5. 2 放射性液体廃棄物の管理 (1) ①担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)（シリンダ洗浄槽）の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(4)（加工棟）の貯留タンク（チェック用）</u>」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」及び「<u>廃液処理設備(6)のチェックタンク</u>」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。 廃液貯留タンク内の水量が一定レベルに達したら、別に定める要領に従い、安全管理課に放射能濃度の測定を依頼して管理目標値以下であることを確認すること。また、担当部門の操作員は、<u>廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u></p>																																							

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-17	2460	<p>事業許可では、アクセスルートは工場棟転換工場、成型工場、組立工場について設定していたが、本申請では全ての申請対象物についてアクセスルートを設定した。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 6) 屋外消火栓による消火活動、救助活動等が円滑に行われるよう、2つ以上のアクセスルートを定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 10.4 消火活動 (4) 消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルートを2つ以上定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。 (5) 消防吏員到着後は、消防吏員に状況説明等引き継ぎを行い、消防吏員の指示に従い消火活動を行う。なお、消火活動（消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルート含む）に必要な手順は「STD-SG1321-02 消火活動手順」に定める。</p> <p>(保安規定にあわせ設工認で申請した建屋についてアクセスルート図を追加する。)</p>

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-18	2461	<p>事業許可では火災区域の境界として扱っていた工場棟転換工場の天井を、本申請では撤去することとした。当該天井の撤去に伴い、事業許可では別の火災区域として設定していた以下の天井上のダクトスペースと天井下のスペースを火災区域として統合した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場棟転換工場原料倉庫の天井撤去に伴い、原料倉庫と原料倉庫ダクトスペースを同じ区域(火災区域G)とした。 ・工場棟転換工場転換加工室の天井撤去に伴い、転換加工室と転換加工室ダクトスペースを同じ区域(火災区域B1)とした。 	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ① 1) 加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、他の区域と分離した火災区域の設定等に関すること。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 1. 目的 本標準は、加工施設内の火災区域に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災防護活動を適切に実施するために規定したものである。 4. 定義 (11)「火災区域」：耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。 (保安規定に合わせ火災区域図を追加する。)</p>

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等												
5-1	28	<p>今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保安計画の策定） 第60条の7 （1）担当課長は、第60条の4の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 1）点検計画 2）巡視計画 3）定期事業者検査の計画 4）設計及び工事の計画 5）特別な保安計画 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>（工事管理） 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 （1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 （2）加工施設に対する悪影響の防止 （3）管理上重要な初期データの採取 （4）工事工程の管理 （5）運転開始までの作業対象設備の管理 （6）第6章に基づく放射線管理 （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>（使用前事業者検査の実施） 第63条 管理総括者は、設工認の対象となる加工施設について、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下本条において「検査」という。）の実施手順を「施設管理標準」に定める。</p> <p>別表第1 保安規定と標準書の対応表（第5条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="568 922 1344 1011"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安規定</th> <th colspan="2">標準書（文書番号）</th> </tr> <tr> <th>章</th> <th>条</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7章 施設管理</td> <td>第60条～第67条の2</td> <td>施設管理標準 設計・開発管理標準</td> <td>(SQAS-08) (SQAS-19)</td> </tr> </tbody> </table>	保安規定		標準書（文書番号）		章	条			第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 設計・開発管理標準	(SQAS-08) (SQAS-19)	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-08「施設管理標準」） 6. 2. 4 保安計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保安計画を策定する。 （1）担当課長は、保安の対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保安計画 6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 （1）設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理 ※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p> <p>9. 事業者検査の実施 9. 1 使用前事業者検査の実施 （1）安全・品質保証部長は、設工認の対象となる加工施設について、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本項において「検査」という。）に係る責任を有し、統括する。 （2）安全・品質保証部長は、検査対象となる建物・構築物及び設備・機器の工事（補修、改造及び新設）又は点検に關与していない組織の者を検査責任者として指名する。 （3）安全法務課長は、以下の事項を実施する。 a. 検査の実施体制を構築する。 b. 検査要領書を定め、それを実施する。 c. 検査対象の加工施設が下記の事項に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。 ① 工事が設工認に従って行われたものであること。 ② 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 d. 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 e. 検査にかかわる記録を管理する。 f. 検査にかかわる要員の教育訓練を「保安規定第7条の2」に基づいて行う。 （4）（2）項の検査責任者は、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が（3）c. 項に適合することを最終判断する。</p>
保安規定		標準書（文書番号）														
章	条															
第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 設計・開発管理標準	(SQAS-08) (SQAS-19)													

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																
5-2	29	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(工事管理) 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。</u> (1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 加工施設に対する悪影響の防止 (3) 管理上重要な初期データの採取 (4) 工事工程の管理 (5) 運転開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射線管理 (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>別表第1 保安規定と標準書の対応表（第5条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安規定</th> <th colspan="2">標準書（文書番号）</th> </tr> <tr> <th>章</th> <th>条</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7章 施設管理</td> <td>第60条～第67条の2</td> <td>施設管理標準</td> <td>(SQAS-08)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>設計・開発管理標準</td> <td>(SQAS-19)</td> </tr> </tbody> </table>	保安規定		標準書（文書番号）		章	条			第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準	(SQAS-08)			設計・開発管理標準	(SQAS-19)	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>工事管理については、SQAS-08「施設管理標準」に基づき実施する。</p> <p>(SQAS-08「施設管理標準」) 8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。</u> a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理</p> <p>※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p>
保安規定		標準書（文書番号）																		
章	条																			
第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準	(SQAS-08)																	
		設計・開発管理標準	(SQAS-19)																	
	120	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
	124	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
	129	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
	156	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
	167	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
	178	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
	181	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
	188	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
	192	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
	196	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
	203	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
	208	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
	213	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		
	218	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。																		

保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
	223	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
	228	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	236	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
5-3	102	UF6シリンダは、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	<p>（保全計画の策定） 第60条の7 担当課長は、保全計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 1）点検計画 2）巡視計画 3）定期事業者検査の計画 4）設計及び工事の計画 5）特別な保全計画 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （2）担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 1）所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 2）使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 3）評価方法及び管理基準 4）使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>（保全の実施） 第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保全計画に従って保全を実施する。 3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。 4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。 6. 設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>（巡視） 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>（SQAS-08「施設管理標準」） 6. 2. 4 保全計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保全計画を策定する。 （1）担当課長は、保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保全計画</p> <p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 （2）設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 c. 評価方法及び管理基準 d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p>
	133	気体廃棄施設（気体廃棄設備（1））は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		<p>6. 2. 5 保全の実施 （1）保全を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保全計画に従って保全を実施する。 （2）保全を実施する各課長は、保全の実施に当たって、7.項による設計管理及び8.項による工事管理を実施する。 （3）各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。 （4）保全を実施する各課長は、保全の結果について記録し保管する。 （6）設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>1 2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持 建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</p> <p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 2 加工施設の設備管理 （2）各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>


No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-3	239	<p>継続使用にあたっては、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保安計画の策定） 第60条の7 担当課長は、保安計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、第60条の4の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 1）点検計画 2）巡視計画 3）定期事業者検査の計画 4）設計及び工事の計画 5）特別な保安計画 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （2）担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 1）所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 2）使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 3）評価方法及び管理基準 4）使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>（保安の実施） 第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保安計画に従って保安を実施する。 3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。 4. 担当課長は、保安の結果について記録し、保管する。 6. 設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>（巡視） 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-08「施設管理標準」） 6. 2. 4 保安計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保安計画を策定する。 （1）担当課長は、保安の対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保安計画</p> <p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 （2）設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 c. 評価方法及び管理基準 d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>6. 2. 5 保安の実施 （1）保安を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保安計画に従って保安を実施する。 （2）保安を実施する各課長は、保安の実施に当たって、7項による設計管理及び8項による工事管理を実施する。 （3）各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。 （4）保安を実施する各課長は、保安の結果について記録し保管する。 （6）設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>1 2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持 建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保安計画を策定し、これに基づき保安を実施し、その機能を維持する。</p> <p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 2 加工施設の設備管理 （2）各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>
	239	<p>新設する付属建物発電機室、及び発電機室の非常用電源設備（非常用ディーゼル発電機）、緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯、安全避難通路）、非常用通報設備（放送設備、通信連絡設備（電話設備））、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、及び消火設備（屋外消火栓、消火器）は、I-2の検査で適合を確認した後、図リ準-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		
	239	<p>飛散防止用防護ネットは、工事完了後、I-2の検査で適合を確認した後、図イ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-4	129	今回申請の付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シンダ洗浄棟での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図準-1参照）により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保安計画の策定） 第60条の7 担当課長は、保安計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、第60条の4の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 1）点検計画 2）巡視計画 3）定期事業者検査の計画 4）設計及び工事の計画 5）特別な保安計画</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-08「施設管理標準」） 6. 2. 4 保安計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保安計画を策定する。 （1）担当課長は、保安の対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保安計画</p>
	156	今回申請の付属建物第1 廃棄物処理所、付属建物第2 廃棄物処理所、付属建物シンダ洗浄棟における設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図準-1 参照）により行う。	<p>4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （2）担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 1）所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 2）使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 3）評価方法及び管理基準 4）使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p>	<p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 （2）設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 c. 評価方法及び管理基準 d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p>
	167	今回申請の付属建物発電機室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ1-1参照）により行う。	<p>（保安の実施） 第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保安計画に従って保安を実施する。 3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。 4. 担当課長は、保安の結果について記録し、保管する。 6. 設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>6. 2. 5 保安の実施 （1）保安を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保安計画に従って保安を実施する。 （2）保安を実施する各課長は、保安の実施に当たって、7項による設計管理及び8項による工事管理を実施する。 （3）各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。 （4）保安を実施する各課長は、保安の結果について記録し保管する。 （6）設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p>
	180	今回申請の設備・機器のうち改造、撤去（発光分光分析装置の撤去）する設備・機器については、以下に示す手順により工事及び検査を行う。本工事は保安規定に基づき工事計画を策定し行う。	<p>（工事管理） 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 （1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 （2）加工施設に対する悪影響の防止 （3）管理上重要な初期データの採取 （4）工事工程の管理 （5）運転開始までの作業対象設備の管理 （6）第6章に基づく放射線管理 （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>1 2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持 建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保安計画を策定し、これに基づき保安を実施し、その機能を維持する。</p>
	192	今回申請する設備・機器については、以下に示す手順により工事及び検査を行う。本工事は保安規定に基づき工事計画を策定し行う。	<p>（1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 （2）加工施設に対する悪影響の防止 （3）管理上重要な初期データの採取 （4）工事工程の管理 （5）運転開始までの作業対象設備の管理 （6）第6章に基づく放射線管理 （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 2 加工施設の設備管理 （2）各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>
	196	今回申請の付属建物発電機室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>（1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 （2）加工施設に対する悪影響の防止 （3）管理上重要な初期データの採取 （4）工事工程の管理 （5）運転開始までの作業対象設備の管理 （6）第6章に基づく放射線管理 （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 2 加工施設の設備管理 （2）各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>
	203	今回申請の工場棟転換工場の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ4-2-1(1/2)及び(2/2)参照）により行う。	<p>（1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 （2）加工施設に対する悪影響の防止 （3）管理上重要な初期データの採取 （4）工事工程の管理 （5）運転開始までの作業対象設備の管理 （6）第6章に基づく放射線管理 （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 2 加工施設の設備管理 （2）各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>
	208	今回申請の工場構成型工場の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ4-2-2(1/2)及び(2/2)参照）により行う。	<p>（1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 （2）加工施設に対する悪影響の防止 （3）管理上重要な初期データの採取 （4）工事工程の管理 （5）運転開始までの作業対象設備の管理 （6）第6章に基づく放射線管理 （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 2 加工施設の設備管理 （2）各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>

保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所 （SQAS-08「施設管理標準」） 8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令※及び次の事項を考慮した工事管理を行う。</u> a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理 ※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p>
213		<p>今回申請の工場棟組立工場の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ4-2-3(1/2)及び(2/2)参照）により行う。</p>		
218		<p>今回申請の付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ4-2-4(1/2)及び(2/2)参照）により行う。</p>		
223		<p>今回申請の放射線管理棟の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ4-2-5(1/2)及び(2/2)参照）により行う。</p>		
228		<p>今回申請の付属建物除染室・分析室の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ4-2-6(1/2)及び(2/2)、図リ4-2-7(1/2)及び(2/2)参照）により行う。</p>		
235		<p>今回申請の付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シンダ洗浄棟及び付属建物第3廃棄物倉庫での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ準-1参照）により行う。</p>		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等												
5-5	172	保安規定第67条(計画停電時の措置)に従い、既設非常用ディーゼル発電機の停止措置を実施する。なお、具体的には下記処置を事前に実施する。 ・施設の通常の使用の禁止 ・核燃料物質の適切な閉じ込め ・計画停電時対応体制の確保及び周知徹底	赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所 (計画停電時等の措置) 第67条 設備技術課長は、核燃料加工施設において計画停電を実施する場合又は工事等により計画停電と同様の状況が予想される場合は、関係課長と協議し、以下の措置を講じ、事前に核燃料取扱主任者より、保安上の措置が適切であることを確認を受ける。 (1) 加工設備本体の運転停止 (2) 核燃料物質の適切な閉じ込め(貯蔵施設への貯蔵) (3) 計画停電時対応体制の確保及び作業計画の周知徹底 なお、計画停電とは、電気事業法に基づく電気設備の定期的な点検作業に伴う停電を示す。	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所 (SQAS-08「施設管理標準」) 1. 計画停電時等の措置 設備技術課長は、加工施設において計画停電を実施する場合又は工事等により計画停電と同様の状況が予想される場合は、関係課長と協議し、以下の措置を講じ、事前に核燃料取扱主任者より保安上の措置が適切であることを確認を受ける。 (1) 加工設備本体の運転停止 (2) 核燃料物質の適切な閉じ込め(貯蔵施設への貯蔵) (3) 計画停電時対応体制の確保及び作業計画の周知徹底 なお、計画停電とは、電気事業法に基づく電気設備の定期的な点検作業に伴う停電を示す。												
5-6	173	工事の実施にあたっては、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、労働安全衛生法等の関連法令に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努めるものとする。	(保安計画の策定) 第60条の7 (1) 担当課長は、第60条の4の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 1) 点検計画 2) 巡視計画 3) 定期事業者検査の計画 4) 設計及び工事の計画 5) 特別な保安計画 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 (1) 担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。 (工事管理) 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 (1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 加工施設に対する悪影響の防止 (3) 管理上重要な初期データの採取 (4) 工事工程の管理 (5) 運転開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射線管理 (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理 別表第1 保安規定と標準書の対応表 (第5条の2関係) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安規定</th> <th colspan="2">標準書(文書番号)</th> </tr> <tr> <th>章</th> <th>条</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7章 施設管理</td> <td>第60条~第67条の2</td> <td>施設管理標準 設計・開発管理標準</td> <td>(SQAS-08) (SQAS-19)</td> </tr> </tbody> </table>	保安規定		標準書(文書番号)		章	条			第7章 施設管理	第60条~第67条の2	施設管理標準 設計・開発管理標準	(SQAS-08) (SQAS-19)	(SQAS-08「施設管理標準」) 6. 2. 4 保安計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長(以下、本項において「担当課長」という。)は、次の通り保安計画を策定する。 (1) 担当課長は、保安の対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保安計画 6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 (1) 設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。 8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令 [※] 及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理 [※] :労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法
保安規定		標準書(文書番号)														
章	条															
第7章 施設管理	第60条~第67条の2	施設管理標準 設計・開発管理標準	(SQAS-08) (SQAS-19)													

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-7	228	<p>第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去、取り外す際には、保安規定第42条に従い、隣接する非管理区域を一時的に第1種管理区域に変更し、当該区域での負圧維持の要件を満足させた上で、作業着、資機材等の搬出入を第1種管理区域側から実施する。境界の壁、扉の復旧後、法に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認した上で、管理区域を解除し、非管理区域とする。</p>	<p>保安規定関連条項 赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(管理区域) 第42条 2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。 6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p>	<p>関連下部標準等 青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.1.1 管理区域の設定 (2) 管理総括者は、以下の事項を含む管理区域の設定について「放射線安全作業要領」に定める。 ①前項(1)以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。 ④安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」) 3.4 管理区域等の設定及び解除 (3) 一時管理区域の設定 一時管理区域の設定は以下の手順で行う。 1) 管理総括者は、核燃料物質の運搬、放射性廃棄物の保管、放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を設定する場合は、核燃料取扱主任者の意見を求め、事前にその目的、範囲、期間等を文書により通知し社内に周知する。 2) 安全管理課長は、一時管理区域を壁、さく等で区画し、施設等により業務上立入る者以外の者が立入らないようにする他、一時管理区域である旨を示す標識を掲げる。 3) 安全管理課長は、設定する一時管理区域の線量等を測定する。 4) 放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を設定する場合、付録5「工事に伴う一時管理区域管理要領」に従う。 (4) 一時管理区域の解除 一時管理区域の解除は以下の手順で行う。 1) 管理総括者は、一時管理区域を解除する場合は事前にその目的、範囲、期間等を文書により通知し社内に周知する。 2) 一時管理区域を解除する場合、安全管理課長は線量等の測定を行い、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し管理総括者に報告する。 3) 放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を解除する場合、付録5「工事に伴う一時管理区域管理要領」に従う。</p>
5-8	309	<p>当該前室は、次回以降の設工認にて申請する。加工施設の性能検査にて新規制基準に適合していることを確認後、保安規定に当該前室を明記する予定。</p>	<p>第2図(5) 管理区域の区分図(シリンダ洗浄棟、第1及び第2廃棄物処理所)</p>  <p>凡例 □ 第1種管理区域 ▨ 第2種管理区域</p> <p>シリンダ洗浄棟 第2廃棄物処理所 第1廃棄物処理所 1階部 配置図</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) (図4は保安規定の第2図(5)と同一)</p>

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-9	590	付属建物発電機室の新設に伴い、付属建物発電機室に火災区域を設定した。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1. 内部火災 (4) 標準書の整備 1) 加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、他の区域と分離した火災区域の設定等に関すること。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 4. 定義 (11)「火災区域1」：耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。 (保安規定にあわせ火災区域図を追加する。)</p>
5-10	776	降下火砕物が加工施設で観測された場合、 <u>気中の降下火砕物の状態を踏まえて、屋外の梯子を使用し、屋上に登り除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。</u>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2. 1 降下火砕物及び積雪 (3) 資機材の整備 管理総括者は、<u>降下火砕物及び積雪による災害に必要な資機材を準備する。</u> (4) 標準書の整備</p> <p>管理総括者は、<u>降下火砕物及び積雪による災害発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u> ①加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。 ②降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。 ③降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。 ④加工施設における降下火砕物と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p>	<p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6. 4 活動に係る要領書の整備 (1) 降下火砕物・積雪 ①加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。 ②降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。 ③降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。 ④加工施設における降下火砕物と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p> <p>(STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」) 4. 1 降下火砕物及び積雪の除去 (2) 除去の判断 管理総括者は、<u>建物の実耐力及び事象の進展を考慮し降下火砕物除去の要否を判断する。</u>なお、降下火砕物と積雪の組合せの場合は、加工施設の安全機能を失うことがないよう、余裕をもって降下火砕物を取り除く措置を講じる。 ① 建物実耐力 降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、各建物の実耐力を考慮すること。建物の実耐力を添付1に示す。 ② 事象の進展 降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、敷地内の降下火砕物の堆積状況等を考慮すること。また、気象庁から発表される降下火砕物の堆積予想についての情報を注視すること。 (3) 装備と除去用具 以下に、降下火砕物の除去に用いる用具と作業の際に着用する装備を示す。なお、装備及び除去用具は、必要数をあらかじめ準備し、「STD-SC1331防災資機材管理要領」に従い管理すること。 ① 除去用具 ハンドホー、スコップ、ブルーシート（雨樋の養生用）、ロープ（命綱用）、竹箒 ② 降下火砕物除去装備 防塵マスク、保護めがね、軍手、ヘルメット、安全帯、長靴 4. 3 設備の停止 降下火砕物が原因で外気取入口の閉塞などの影響を受けるおそれがある施設について、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する。 気体廃棄設備の停止により建屋の負圧を維持できない場合、扉、シャッターに目張りを行い、建屋からのウラン漏えいを防止すること。</p>
	781	降下火砕物が加工施設で観測された場合、 <u>気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。</u>		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																								
5-11	786	ウランを手作業で取り扱うその他の加工施設（分析設備）は作業員が不在となる休日及び夜間は、サンプル保管庫に収納する。この管理については保安規定に規定する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2.3 電巻 (4) 標準書の整備 ① 電巻襲来が想定される段階での対応 2) 警戒事態 d) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。 ・ウラン粉末の取扱い（フードボックス作業）を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。 分析室及び分光分析室においては、サンプル保管庫に収納する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はウランをサンプル保管庫に収納する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 自然災害等発生時に加工施設が必要な機能を維持するため、以下に示す事項のうち(1)、(4)、(5)について管理総括者が、(2)について環境保全課長が、(3)について各担当課長がそれぞれ要領書に定める。 (4) 電巻 (STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」) 8. 電巻に備えた措置 8.2 電巻対応 2) 警戒事態 d) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。 ・ウラン粉末の取扱い（フードボックス作業）を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。 分析室及び分光分析室においては、サンプル保管庫に収納する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はウランをサンプル保管庫に収納する。</p>																								
5-12	800	UF6 シリンダを構内運搬する場合は、運搬設備（フォークリフト）の火災の可能性を想定し、火災に対するUF6 シリンダの保護のため、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第22条の規定に基づき承認された保護容器（輸送容器）に梱包して運搬することを保安規定に規定する。	<p>(周辺監視区域内の運搬) 第58条 ③ 担当課長は、六ふっ化ウランが充填されたUF6シリンダを構内運搬する場合は、外運搬規則に基づき承認された保護容器（輸送容器）に梱包した上で運搬する。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.4.3 核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬 (3) 担当課長は、六ふっ化ウランが充填されたUF6シリンダを構内運搬する場合は、外運搬規則に基づき承認された保護容器（輸送容器）に梱包した上で運搬する。</p>																								
5-13	828	各タンクの上限值（燃料油タンク：600L、潤滑油タンク：50L）は保安規定で規定する。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.2 外部火災 (4) 標準書の整備 管理総括者は、外部火災による災害等を防止するための、以下の活動を実施することを標準書に定める。 ① 構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守する。また、運搬する容量の制限を行う。 ② 敷地内の屋外危険物の貯蔵量の管理を行う。</p>	<p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 (3) 外部火災 ① 担当課長は、構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守させる。また、運搬する容量の制限を行う。 ② 敷地内の屋外危険物の貯蔵量の管理を行う。貯蔵量の上限値を表1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表-1 屋外危険物の貯蔵量上限値</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>品名</th> <th>最大貯蔵数量 (L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">危険物屋外タンク貯蔵所(1)</td> <td>A重油</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>A重油</td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td>危険物屋外タンク貯蔵所(2)</td> <td>灯油</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>危険物屋外タンク貯蔵所(3)</td> <td>灯油</td> <td>9,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">危険物屋外タンク貯蔵所(4)</td> <td>A重油</td> <td>1,250</td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電機室</td> <td>重油</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	品名	最大貯蔵数量 (L)	危険物屋外タンク貯蔵所(1)	A重油	50,000	A重油	24,000	危険物屋外タンク貯蔵所(2)	灯油	720	危険物屋外タンク貯蔵所(3)	灯油	9,500	危険物屋外タンク貯蔵所(4)	A重油	1,250	重油	600	発電機室	重油	600	潤滑油	50
設置場所	品名	最大貯蔵数量 (L)																										
危険物屋外タンク貯蔵所(1)	A重油	50,000																										
	A重油	24,000																										
危険物屋外タンク貯蔵所(2)	灯油	720																										
危険物屋外タンク貯蔵所(3)	灯油	9,500																										
危険物屋外タンク貯蔵所(4)	A重油	1,250																										
	重油	600																										
発電機室	重油	600																										
	潤滑油	50																										

保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-14	828	連続稼働7日間運転するために必要な燃料は、A重油で約29,000L、潤滑油で約140Lであるが、必要な燃料は構内に保管しており、管理については、保安規定で規定する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（非常時用器材の整備） 第82条 2. <u>非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。</u></p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-11「非常時の措置標準」） 6.1 事前対策 （4）非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、防災資機材の保管場所を複数整備し、必要な機能が同時に損なわれないことがないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。また、管理総括者は、<u>非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。</u>整備する防災資機材を別表1に示す。さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。 なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものである。</p> <p>（EDP-1105「受変電・配電設備運転要領」） 7.4 非常用電源設備の日常巡視点検（1回/日） (1) 操業時の日常巡視点検 巡視点検作業は、以下の様式に指定された箇所の巡視点検（<u>非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料（A重油で約29,000L以上、潤滑油で約140L以上）の点検を含む。</u>）を実施し、点検結果を担当者に提出する。</p>
5-15	834	分析室及び分光分析室では、竜巻警報発報時、夜間休日不在時には分析サンプルをサンプル保管庫にて保護する。この管理については保安規定に規定する。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備 ① 竜巻襲来が想定される段階での対応 2) 警戒事態 d) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。 ・ウラン粉末の取扱い（フードボックス作業）を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。 <u>分析室及び分光分析室においては、サンプル保管庫に収納する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はウランをサンプル保管庫に収納する。</u></p>	<p>（SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」） 6.4 活動に係る要領書の整備 自然災害等発生時に加工施設が必要な機能を維持するため、以下に示す事項のうち(1)、(4)、(5)について管理総括者が、(2)について環境保全課長が、(3)について各担当課長がそれぞれ要領書に定める。 (4) 竜巻</p> <p>（STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」） 8. 竜巻に備えた措置 8.2 竜巻対応 2) 警戒事態 d) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。 ・ウラン粉末の取扱い（フードボックス作業）を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。 <u>分析室及び分光分析室においては、サンプル保管庫に収納する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はウランをサンプル保管庫に収納する。</u></p>
5-16	1522	分析室及び分光分析室では、竜巻警報発報時、夜間休日不在時には分析サンプルをサンプル保管庫にて保護する。この管理については保安規定に規定する。		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																									
5-17	1107	添説設1-1 図に示す青枠のエリアで取り扱うウランの質量は14.8kgU 以下を常に維持するように保安規定で規定する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（濃縮度5%以下）（第35条関係） 1. 加工設備、貯蔵設備等に係る核的制限値（台車、構内運搬車及び電動リフトを除く）</p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（濃縮度5%以下）（第35条関係） 1. 加工設備、貯蔵設備等に係る核的制限値（台車、構内運搬車及び電動リフトを除く）（濃縮度5%以下）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>建屋</th> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>員数</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">加工設備の附属施設</td> <td rowspan="5">除染室・分析室</td> <td rowspan="5">分析室</td> <td>同位体分析設備</td> <td>1式</td> <td>U₂粉末、U₃O₈粉末等（分析サンプル）</td> <td rowspan="5">質量 14.8kg-U以下（注5）</td> </tr> <tr> <td>不純物分析設備</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物性測定設備</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）</td> <td>1基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>秤量設備</td> <td>保安秤量器（分析1）（分析2）</td> <td>2台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注5） 除染室・分析室・分析室及び工場棟分光分析室の取扱い質量の合計は14.8kg-U以下とする。</p>	施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状態	核的制限値	加工設備の附属施設	除染室・分析室	分析室	同位体分析設備	1式	U ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等（分析サンプル）	質量 14.8kg-U以下（注5）	不純物分析設備	1式		物性測定設備	1式		試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）	1基		秤量設備	保安秤量器（分析1）（分析2）	2台		<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 1 加工施設の操作管理 ・核的制限値として核燃料物質の寸法等の制限値が適用されている工程では、事前に装荷される核燃料物質が「保安規定」別表第2の制限値以内なることを確認した後、工程へ装荷すること。なお、寸法等の制限値が適用されている工程の内、「保安規定」別表第1-3に記載されている機器については、担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により、核的制限値が遵守されていることを記録により確認すること。 ・作業場所においては、臨界安全上の制限値として「保安規定」別表第2の質量、核燃料物質の寸法等の表示をすること。</p>														
施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状態	核的制限値																																							
加工設備の附属施設	除染室・分析室	分析室	同位体分析設備	1式	U ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等（分析サンプル）	質量 14.8kg-U以下（注5）																																							
			不純物分析設備	1式																																									
			物性測定設備	1式																																									
			試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）	1基																																									
			秤量設備	保安秤量器（分析1）（分析2）	2台																																								
5-18	1107	分析室に設置する廃水タンクに流入する廃液は、保安規定に基づく操作記録により放射性液体廃棄物レベルに管理することから、廃水タンクは質量制限値管理機器の対象外とする。	<p>（放射性液体廃棄物） 第76条 3. 前項の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗いや水等の系統であるチェックタンク等には、有意な核燃料物質が混入されないよう、具体的な方策を定めた第73条の標準書を遵守させる。</p> <p>（記録） 第124条 2. 各部課長は、前項の標準書に基づき、別表第16に定める保安に関する記録を適正に作成し、核燃料取扱主任者の確認を受け、管理する。</p> <p>別表第16 保安に関する記録（第19条、75条の2、124条関係） 1. 加工規則第7条に基づく記録 3. 操作記録</p> <p>別表第16 保安に関する記録（第19条、75条の2、124条関係） 1. 加工規則第7条に基づく記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の投入量（質量制限値を管理する設備に限る。）</td> <td>投入の都度（連続式にあつては連続して）</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安上特に管理を必要とする設備の温度、圧力及び流量の値（熱的制限値を計測管理する設備の温度に限る。）</td> <td>連続して</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻</td> <td>開始及び停止の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ニ 警報装置から発せられた警報の内容</td> <td>その都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻</td> <td>操作の開始及び交代の都度</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の投入量（質量制限値を管理する設備に限る。）	投入の都度（連続式にあつては連続して）	1年間	ロ 保安上特に管理を必要とする設備の温度、圧力及び流量の値（熱的制限値を計測管理する設備の温度に限る。）	連続して	1年間	ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	1年間	ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	1年間	<p>SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」 5. 2 放射性液体廃棄物の管理 (1) ④ ①～③の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗いや水等の系統であるチェックタンク等には、有意な核燃料物質が混入されないよう、別紙3に示す手洗いや水等の核燃料物質等の混入防止対策を遵守させる。</p> <p>別紙3 表1 手洗いや水等の核燃料物質等の混入防止対策</p> <p>SQAS-10（別紙3）</p> <p>表1 手洗いや水等の核燃料物質等の混入防止対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">廃液種別</th> <th colspan="3">廃液発生元</th> <th rowspan="2">核燃料物質等の混入防止対策</th> </tr> <tr> <th>建物名</th> <th>部屋名</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">④</td> <td rowspan="2">第1種管理区域内における分析器具類の洗浄廃水</td> <td rowspan="2">付属建物</td> <td rowspan="2">分析室</td> <td>器具洗浄設備</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 手洗いや水には分析器具類で核燃料物質の付着していない器具類の洗浄廃水も含まれるが、核燃料物質等を含む液体を排水しない。 分析器具類で核燃料物質の付着した器具類の洗浄廃水は別廃水として排水する。 </td> </tr> <tr> <td>手洗い設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤</td> <td rowspan="2">第1種管理区域内における手洗いや水</td> <td rowspan="2">工場棟</td> <td>ベレット加工室</td> <td rowspan="2">燃料種器接室</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質等に直接手で触れない。 手洗いや水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。 </td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	廃液種別	廃液発生元			核燃料物質等の混入防止対策	建物名	部屋名	設備名	④	第1種管理区域内における分析器具類の洗浄廃水	付属建物	分析室	器具洗浄設備	<ul style="list-style-type: none"> 手洗いや水には分析器具類で核燃料物質の付着していない器具類の洗浄廃水も含まれるが、核燃料物質等を含む液体を排水しない。 分析器具類で核燃料物質の付着した器具類の洗浄廃水は別廃水として排水する。 	手洗い設備	⑤	第1種管理区域内における手洗いや水	工場棟	ベレット加工室	燃料種器接室	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質等に直接手で触れない。 手洗いや水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。 	
記録事項	記録すべき場合	保存期間																																											
イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の投入量（質量制限値を管理する設備に限る。）	投入の都度（連続式にあつては連続して）	1年間																																											
ロ 保安上特に管理を必要とする設備の温度、圧力及び流量の値（熱的制限値を計測管理する設備の温度に限る。）	連続して	1年間																																											
ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	1年間																																											
ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間																																											
ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	1年間																																											
No.	廃液種別	廃液発生元			核燃料物質等の混入防止対策																																								
		建物名	部屋名	設備名																																									
④	第1種管理区域内における分析器具類の洗浄廃水	付属建物	分析室	器具洗浄設備	<ul style="list-style-type: none"> 手洗いや水には分析器具類で核燃料物質の付着していない器具類の洗浄廃水も含まれるが、核燃料物質等を含む液体を排水しない。 分析器具類で核燃料物質の付着した器具類の洗浄廃水は別廃水として排水する。 																																								
				手洗い設備																																									
⑤	第1種管理区域内における手洗いや水	工場棟	ベレット加工室	燃料種器接室	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質等に直接手で触れない。 手洗いや水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。 																																								

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																	
5-19	1109	UF6 シリンダ内のウランの濃縮度及び減速度はUF6 シリンダの受入時に内容物の材料証明書により、核的制限値以下であることを確認する。この核的制限値の確認は保安規定で規定する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（核燃料物質の受入、払出し） 第70条 3. 安全管理課長は、核燃料物質を受入れる場合は、<u>材料証明書により別表第12に定める受入仕様値に適合</u>することを確認し、輸送課長に連絡する。</p> <p>別表第12 核燃料物質の受入仕様値（第70条関係）</p> <p>1. 再生濃縮ウランの受入仕様値（濃縮度5%以下）</p> <table border="1" data-bbox="689 459 1171 754"> <thead> <tr> <th>放射性物質区分</th> <th>核種</th> <th>含有量（上限値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン同位体</td> <td>U-232</td> <td>10 ppb（Uベース）</td> </tr> <tr> <td>U（α）</td> <td>3.3×10^5 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核分裂生成物</td> <td>Tc-99</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Ru-106</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Sb-125</td> <td>2 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超ウラン元素</td> <td>Np-237</td> <td>1×10^{-1} Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Pu（α）</td> <td>1×10^{-1} Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Pu（β）</td> <td>3 Bq/gU</td> </tr> </tbody> </table> <p>（令和3年7月26日付三原燃第21-0283号にて申請した別表第12の削除を取り消します。）</p> <p>2. 再生濃縮ウラン以外の核燃料物質の受入仕様値（濃縮度5%以下）</p> <table border="1" data-bbox="689 869 1171 1002"> <thead> <tr> <th>放射性物質区分</th> <th>核種</th> <th>含有量（上限値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン同位体</td> <td>U-232</td> <td>0.1 ppb（Uベース）</td> </tr> <tr> <td>U（α）</td> <td>1.44×10^5 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>核分裂生成物</td> <td>Tc-99</td> <td>10 ppb（Uベース）</td> </tr> </tbody> </table>	放射性物質区分	核種	含有量（上限値）	ウラン同位体	U-232	10 ppb（Uベース）	U（ α ）	3.3×10^5 Bq/gU	核分裂生成物	Tc-99	10 Bq/gU	Ru-106	10 Bq/gU	Sb-125	2 Bq/gU	超ウラン元素	Np-237	1×10^{-1} Bq/gU	Pu（ α ）	1×10^{-1} Bq/gU	Pu（ β ）	3 Bq/gU	放射性物質区分	核種	含有量（上限値）	ウラン同位体	U-232	0.1 ppb（Uベース）	U（ α ）	1.44×10^5 Bq/gU	核分裂生成物	Tc-99	10 ppb（Uベース）	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-09「核燃料物質の管理標準」） 6. 1. 1 核燃料物質の受入、払出し （3）安全管理課長は、核燃料物質を受入れる場合は、<u>材料証明書により「保安規定」別表第12に定める受入仕様値に適合</u>することを確認し、輸送課長に連絡する。</p> <p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 4. 定義 本標準で対象とする用語の定義を以下に示す。 （1）保安上特に管理を要する設備 「保安規定」別表第1-3に示すものである。</p> <p>6. 計画及び実施 6. 1 加工施設の操作管理 （4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。</p>
放射性物質区分	核種	含有量（上限値）																																			
ウラン同位体	U-232	10 ppb（Uベース）																																			
	U（ α ）	3.3×10^5 Bq/gU																																			
核分裂生成物	Tc-99	10 Bq/gU																																			
	Ru-106	10 Bq/gU																																			
	Sb-125	2 Bq/gU																																			
超ウラン元素	Np-237	1×10^{-1} Bq/gU																																			
	Pu（ α ）	1×10^{-1} Bq/gU																																			
	Pu（ β ）	3 Bq/gU																																			
放射性物質区分	核種	含有量（上限値）																																			
ウラン同位体	U-232	0.1 ppb（Uベース）																																			
	U（ α ）	1.44×10^5 Bq/gU																																			
核分裂生成物	Tc-99	10 ppb（Uベース）																																			

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																									
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>記載例</p> <p>別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33、34条関係）</p> <table border="1" data-bbox="577 320 1288 596"> <thead> <tr> <th>設備及び機器名称</th> <th>員数</th> <th>管理内容</th> <th>運転管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(31) 原料貯蔵設備（原料貯蔵所） ・粉末輸送容器貯蔵枠</td> <td>1式</td> <td>・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書^{UF_a}のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・種載制限を核的制限値以下にする</td> <td rowspan="4">成形課長</td> </tr> <tr> <td>・シリンダ貯蔵ピット</td> <td>1式</td> <td>・UF_aの材料証明書^{UF_a}のH/Uを確認する（注1）</td> </tr> <tr> <td>・シリンダ転倒装置</td> <td>1基</td> <td>・UF_aの材料証明書^{UF_a}のH/Uを確認する（注1）</td> </tr> <tr> <td>・天井走行クレーン（原料貯蔵所5t）</td> <td>1基</td> <td>・UF_aの材料証明書^{UF_a}のH/Uを確認する（注1） ・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書^{UF_a}のH/Uを他社から受入れる前に確認する</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）UF_aシリンダに収納されているUF_aのH/Uは、核燃料物質を受入れる前に確認する。</p> <p>記載例</p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（濃縮度5%以下）（第35条関係）</p> <p>1. 加工設備、貯蔵設備等に係る核的制限値（台車、構内運搬車及び電動リフトを除く）（濃縮度5%以下）</p> <table border="1" data-bbox="560 756 1337 916"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>建屋</th> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>員数</th> <th>核燃料物質の性状</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工場棟</td> <td rowspan="3">原料貯蔵設備</td> <td>シリンダ貯蔵架台</td> <td></td> <td>1式</td> <td>UF_a固体</td> <td>〔UF_aシリンダ〕 減速度 H/U=0.088以下</td> </tr> <tr> <td>シリンダ転倒装置</td> <td></td> <td>1基</td> <td>UF_a固体</td> <td>〔UF_aシリンダ〕 減速度 H/U=0.088以下</td> </tr> <tr> <td>天井走行クレーン（転換5t）</td> <td></td> <td>1基</td> <td>UF_a固体</td> <td>〔UF_aシリンダ〕 減速度 H/U=0.088以下</td> </tr> </tbody> </table>	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	(31) 原料貯蔵設備（原料貯蔵所） ・粉末輸送容器貯蔵枠	1式	・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書 ^{UF_a} のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・種載制限を核的制限値以下にする	成形課長	・シリンダ貯蔵ピット	1式	・UF _a の材料証明書 ^{UF_a} のH/Uを確認する（注1）	・シリンダ転倒装置	1基	・UF _a の材料証明書 ^{UF_a} のH/Uを確認する（注1）	・天井走行クレーン（原料貯蔵所5t）	1基	・UF _a の材料証明書 ^{UF_a} のH/Uを確認する（注1） ・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書 ^{UF_a} のH/Uを他社から受入れる前に確認する	施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の性状	核的制限値	工場棟	原料貯蔵設備	シリンダ貯蔵架台		1式	UF _a 固体	〔UF _a シリンダ〕 減速度 H/U=0.088以下	シリンダ転倒装置		1基	UF _a 固体	〔UF _a シリンダ〕 減速度 H/U=0.088以下	天井走行クレーン（転換5t）		1基	UF _a 固体	〔UF _a シリンダ〕 減速度 H/U=0.088以下	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者																																										
(31) 原料貯蔵設備（原料貯蔵所） ・粉末輸送容器貯蔵枠	1式	・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書 ^{UF_a} のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・種載制限を核的制限値以下にする	成形課長																																										
・シリンダ貯蔵ピット	1式	・UF _a の材料証明書 ^{UF_a} のH/Uを確認する（注1）																																											
・シリンダ転倒装置	1基	・UF _a の材料証明書 ^{UF_a} のH/Uを確認する（注1）																																											
・天井走行クレーン（原料貯蔵所5t）	1基	・UF _a の材料証明書 ^{UF_a} のH/Uを確認する（注1） ・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書 ^{UF_a} のH/Uを他社から受入れる前に確認する																																											
施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の性状	核的制限値																																							
工場棟	原料貯蔵設備	シリンダ貯蔵架台		1式	UF _a 固体	〔UF _a シリンダ〕 減速度 H/U=0.088以下																																							
		シリンダ転倒装置		1基	UF _a 固体	〔UF _a シリンダ〕 減速度 H/U=0.088以下																																							
		天井走行クレーン（転換5t）		1基	UF _a 固体	〔UF _a シリンダ〕 減速度 H/U=0.088以下																																							
5-20	1118	<p>複数の運転員によりウランの装荷量が核的制限値以下であることを確認する。 （保安規定）</p>	<p>（臨界安全管理） 第35条 （1）核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に当該業務の別の操作員により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p>	<p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 1 加工施設の操作管理 （4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。 ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、容器に含有されている核燃料物質の質量が明確でなく質量を確定する作業及び^{注1}複雑なバッチ区切り管理を要する作業については、事前に核燃料物質の秤量及びバッチ区切り管理を行い、「保安規定」別表第2の制限値以内になることを確認した後、工程等へ装荷すること。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に当該業務の別の操作員が秤量及びバッチ区切り管理に立会い、質量制限値以下であることを確認する。また、設備等への装荷後に担当操作員が記録した操作員名、挿入量等の記録及び当該業務の別の操作員が立ち会って確認を行った結果を確認する。なお、作業前の確認と作業後の確認は、同一の操作員が実施しても良いこととする。 ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、所定の容器に収納されている等で、容器に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、既に確定している質量もしくは容器の最大質量でこれらの員数により質量制限値以下であることを管理する。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当操作員が質量制限値以下であることを確認と記録を行うこと。また、設備等への装荷後に担当操作員が記録した操作員名、挿入量等の記録を確認すること。</p>																																									

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																														
5-21	1118	質量の核的制限値を有する設備に濃縮度5%以下のウランを挿入する際は、保安規定に基づく操作記録により核的制限値を管理する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(臨界安全管理) 第35条 (1) 核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に当該業務の別の操作員により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p> <p>(記録) 第124条 2. 各部課長は、前項の標準書に基づき、別表第16に定める保安に関する記録を適正に作成し、核燃料取扱主任者の確認を受け、管理する。</p> <p>別表第16 保安に関する記録（第19条、75条の2、124条関係）</p> <p>別表第16 保安に関する記録（第19条、75条の2、124条関係） 1. 加工規則第7条に基づく記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類の挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）</td> <td>挿入の都度（連続式にあつては連続して）</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(質量の核的制限値を有する設備に濃縮度5%以下のウランを挿入する際の核的制限値の管理は第35条（臨界安全管理）に、記録の作成については第124条（記録）に、操作記録については別表第16（保安に関する記録）に定めています。)</p>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類の挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）	挿入の都度（連続式にあつては連続して）	1年間	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6. 1 加工施設の操作管理 (4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これ遵守することを操作する者に周知徹底する。 ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、容器に含有されている核燃料物質の質量が明確でなく質量を確定する作業及び注）複雑なパッチ区切り管理を要する作業については、事前に核燃料物質の秤量及びパッチ区切り管理を行い、「保安規定」別表第2の制限値以内になることを確認した後、工程等へ装荷すること。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に当該業務の別の操作員が秤量及びパッチ区切り管理に立会い、質量制限値以下であることを確認する。また、設備等への装荷後に担当操作員が記録した操作員名、挿入量等の記録及び当該業務の別の操作員が立ち会って確認を行った結果を確認する。なお、作業前の確認と作業後の確認は、同一の操作員が実施しても良いこととする。 ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、所定の容器に収納されている等で、容器に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、既に確定している質量もしくは容器の最大質量でこれらの員数により質量制限値以下であることを管理する。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当操作員が質量制限値以下であることを確認と記録を行うこと。また、設備等への装荷後に担当操作員が記録した操作員名、挿入量等の記録を確認すること。</p> <p>(SQAS-02「保安記録管理標準」) 3. 適用範囲 本標準は、「保安規定」別表第16に定める「保安に関する記録」（以下「保安記録」という。）を対象とする。管理すべき保安記録を別表1に示す。</p> <p>SQAS-02 別表1 保安記録一覧表 Rev. 43</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>作業番号</th> <th>記 録 名</th> <th>作成者¹⁾</th> <th>記録頻度</th> <th>保存責任者²⁾</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">3. 操作記録</td> <td>3イA1</td> <td>加工施設の操作記録 化学処理施設、廃棄施設（転送加工工程、廃液処理設備(1)）</td> <td>転換課長</td> <td>1月</td> <td>安品部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3イA2</td> <td>加工施設の操作記録 化学処理施設、貯蔵施設（フラン回収工程、濃縮度混合工程、貯蔵設備）</td> <td>転換課長</td> <td>1月</td> <td>安品部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3イB1</td> <td>加工施設の操作記録 成形施設(1)（工機棟）</td> <td>成形課長</td> <td>1月</td> <td>安品部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3イB2</td> <td>加工施設の操作記録 成形施設(2)（加工棟）</td> <td>成形課長</td> <td>1月</td> <td>安品部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3イB2-1</td> <td>加工施設の操作記録 貯蔵施設（加工棟・UO-ベレット貯蔵）仕上りベレット貯蔵庫</td> <td>成形課長</td> <td>1月</td> <td>安品部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3イC1</td> <td>加工施設の操作記録 装填施設(1)（工機棟・燃料補給装置）、(2)（工機棟・燃料補給装置）</td> <td>積立課長</td> <td>1月</td> <td>安品部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3イC2</td> <td>加工施設の操作記録 装填施設(3)（加工棟・燃料補給装置）</td> <td>積立課長</td> <td>1月</td> <td>安品部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3イC3</td> <td>加工施設の操作記録 積立施設（工機棟・燃料集合体積立室）</td> <td>積立課長</td> <td>1月</td> <td>安品部長</td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table>	区分	作業番号	記 録 名	作成者 ¹⁾	記録頻度	保存責任者 ²⁾	保存期間	3. 操作記録	3イA1	加工施設の操作記録 化学処理施設、廃棄施設（転送加工工程、廃液処理設備(1)）	転換課長	1月	安品部長	1年	3イA2	加工施設の操作記録 化学処理施設、貯蔵施設（フラン回収工程、濃縮度混合工程、貯蔵設備）	転換課長	1月	安品部長	1年	3イB1	加工施設の操作記録 成形施設(1)（工機棟）	成形課長	1月	安品部長	1年	3イB2	加工施設の操作記録 成形施設(2)（加工棟）	成形課長	1月	安品部長	1年	3イB2-1	加工施設の操作記録 貯蔵施設（加工棟・UO-ベレット貯蔵）仕上りベレット貯蔵庫	成形課長	1月	安品部長	1年	3イC1	加工施設の操作記録 装填施設(1)（工機棟・燃料補給装置）、(2)（工機棟・燃料補給装置）	積立課長	1月	安品部長	1年	3イC2	加工施設の操作記録 装填施設(3)（加工棟・燃料補給装置）	積立課長	1月	安品部長	1年	3イC3	加工施設の操作記録 積立施設（工機棟・燃料集合体積立室）	積立課長	1月	安品部長	1年
記録事項	記録すべき場合	保存期間																																																																
3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類の挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）	挿入の都度（連続式にあつては連続して）	1年間																																																																
区分	作業番号	記 録 名	作成者 ¹⁾	記録頻度	保存責任者 ²⁾	保存期間																																																												
3. 操作記録	3イA1	加工施設の操作記録 化学処理施設、廃棄施設（転送加工工程、廃液処理設備(1)）	転換課長	1月	安品部長	1年																																																												
	3イA2	加工施設の操作記録 化学処理施設、貯蔵施設（フラン回収工程、濃縮度混合工程、貯蔵設備）	転換課長	1月	安品部長	1年																																																												
	3イB1	加工施設の操作記録 成形施設(1)（工機棟）	成形課長	1月	安品部長	1年																																																												
	3イB2	加工施設の操作記録 成形施設(2)（加工棟）	成形課長	1月	安品部長	1年																																																												
	3イB2-1	加工施設の操作記録 貯蔵施設（加工棟・UO-ベレット貯蔵）仕上りベレット貯蔵庫	成形課長	1月	安品部長	1年																																																												
	3イC1	加工施設の操作記録 装填施設(1)（工機棟・燃料補給装置）、(2)（工機棟・燃料補給装置）	積立課長	1月	安品部長	1年																																																												
	3イC2	加工施設の操作記録 装填施設(3)（加工棟・燃料補給装置）	積立課長	1月	安品部長	1年																																																												
	3イC3	加工施設の操作記録 積立施設（工機棟・燃料集合体積立室）	積立課長	1月	安品部長	1年																																																												
	5-22	1135	オイルパン及び遮熱板については、保安規定及び社内管理要領により適切に管理する。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ① ③ 火災 発生防止対策として、消防用設備等の維持管理及び点検・整備、爆発防護、避難施設の維持管理、火災予防等に関すること。</p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 7.5 火災予防 (3) 担当課長は、火災予防対策として設置したオイルパン及び遮熱板について点検・整備を実施し適切に管理する。</p>																																																													
5-23	1599	不純物分析設備 廃水タンク 液位を監視する。（保安規定）	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 3. 内部溢水 (4) 標準書の整備 管理総括者は、溢水による災害等が発生するおそれがある場合又は発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。 ① 溢水防護区画の設定に関すること。 ② 冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理すること。</p>	<p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 (5) 内部溢水 ① 溢水防護区画は、別図2-1～7に設定する区画とする。 ② 担当課長は、冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理に関することを要領書に定める。</p>																																																														
	1599	廃水タンクの液位点検については保安規定で規定する。																																																																

保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に 反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-24	1611	人の管理によるサンプルの保持について は保安規定で規定する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（操作上の一般事項） 第31条 2. 各課長は、安全確保のために手動操作を要する場合は、誤操作の防止を考慮し、必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。 3. 各課長は、複数の操作員により確認等が必要な作業について遵守・徹底させること。 4. 担当課長は、操作員による作業中のサンプル保持の管理について要領書に定める。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 1 加工施設の操作管理 (18)各課長は、安全の確保のために手動操作を要する場合に備え、誤操作の防止を考慮し、頻度の少ない手動操作、複雑な手動操作等、必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。 (19) 担当課長は、操作員による作業中のサンプル保持の管理について要領書に定める。</p>

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>
6-1	111	今回申請の付属建物シリンダ洗浄棟に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-1参照）により行う。	<p>（保全計画の策定） 第60条の7 担当課長は、保全計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 1) 点検計画 2) 巡視計画 3) 定期事業者検査の計画 4) 設計及び工事の計画 5) 特別な保全計画 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （2）担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 1) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 2) 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 3) 評価方法及び管理基準 4) 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p>	<p>（SQAS-08「施設管理標準」） 6. 2. 4 保全計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保全計画を策定する。 （1）担当課長は、保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保全計画</p>
	119	今回申請の工場棟転機工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-2参照）により行う。	<p>（保全の実施） 第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保全計画に従って保全を実施する。 3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。 4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。 6. 設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 （2）設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 b. 使用方法 c. 評価方法及び管理基準 d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p>
	134	今回申請の付属建物シリンダ洗浄棟での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ準-1参照）により行う。	<p>（工事管理） 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 （1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 （2）加工施設に対する悪影響の防止 （3）管理上重要な初期データの採取 （4）工事工程の管理 （5）運転開始までの作業対象設備の管理 （6）第6章に基づく放射線管理 （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>6. 2. 5 保全の実施 （1）保全を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保全計画に従って保全を実施する。 （2）保全を実施する各課長は、保全の実施に当たって、7項による設計管理及び8項による工事管理を実施する。 （3）各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。 （4）保全を実施する各課長は、保全の結果について記録し保管する。 （6）設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p>
	1054	今回申請の工場棟組立工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1参照）により行う。	<p>（巡視） 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>1 2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持 建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</p>
	1143	今回申請の付属建物原料貯蔵所に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-1参照）により行う。		<p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 2 加工施設の設備管理 （2）各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>
	1151	今回申請の付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ5-a参照）により行う。		<p>（SQAS-08「施設管理標準」） 8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理 ※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p>
	1155	今回申請の付属建物容器管理棟に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-2参照）により行う。		
	1169	今回申請の付属建物原料貯蔵所、付属建物第3核燃料倉庫、付属建物シリンダ洗浄棟での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。		
	1475	今回申請の付属建物第1廃棄物処理所に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。		
	1493	今回申請の付属建物第1廃棄物処理所前室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト7-a参照）により行う。		
	1497	今回申請の付属建物第2廃棄物処理所に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-2参照）により行う。		

保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>
1512		今回申請の付属建物第3廃棄物倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-3参照）により行う。		
1520		今回申請の付属建物除染室・分析室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-4参照）により行う。		
1528		今回申請の付属建物第3廃棄物倉庫内の貯蔵エリアである廃棄物貯蔵設備(5)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト12-a参照）により行う。		
1548		今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により工事及び検査を行う（図ト2-9-1参照）。		
1551		今回申請の放射線管理棟、付属建物除染室・分析室、付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物第1廃棄物処理所での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト準-1参照）により行う。		
1555		今回申請の付属建物シリンダ洗浄棟での設備の代替措置に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト準-2参照）により行う。		
1559		今回申請の付属建物第1廃棄物処理所での設備の代替措置に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト準-3参照）により行う。		
2006		今回申請の加工棟成型工場、付属建物第3核燃料倉庫における設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図チ準-1参照）により行う。		
2030		今回申請の付属施設独立遮蔽壁(1)～(4)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ1-1～1-4参照）により行う。		
2037		今回申請の付属設備水素供給設備障壁に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ2-1参照）により行う。		
2040		今回申請の付属施設防護フェンスに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ3-1参照）により行う。		

保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>
2044		<p>今回申請の付属建物シリンダ洗浄棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-1参照）により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。</p>		
2055		<p>今回申請の付属建物原料貯蔵所の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-1参照）により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。</p>		
2063		<p>今回申請の付属建物第1廃棄物処理所の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。</p>		
2074		<p>今回申請の付属建物第1廃棄物処理所前室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。</p>		
2081		<p>今回申請の付属建物第2廃棄物処理所の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-2参照）により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。</p>		
2094		<p>今回申請の付属建物第3廃棄物倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-3参照）により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。</p>		
2103		<p>今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により工事及び検査を行う（図リ5-2-1参照）。</p>		
2106		<p>今回申請の付属建物第3核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ準-1参照）により行う。</p>		

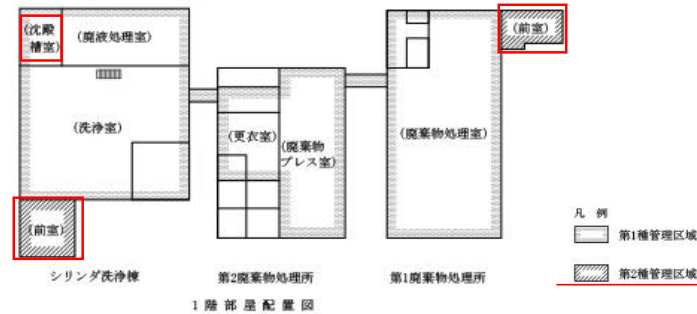
No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-2	111	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(管理区域) 第42条 2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。 6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.1.1 管理区域の設定 (2) 管理総括者は、以下の事項を含む管理区域の設定について「放射線安全作業要領」に定める。 ①前項(1)以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。 ④安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p>
	119	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。		<p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」) 3.4 管理区域等の設定及び解除 (3) 一時管理区域の設定 一時管理区域の設定は以下の手順で行う。 1) 管理総括者は、核燃料物質の運搬、放射性廃棄物の保管、放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を設定する場合は、核燃料取扱主任者の意見を求め、事前にその目的、範囲、期間等を文書により通知し社内へ周知する。 2) 安全管理課長は、一時管理区域を壁、さく等で区画し、施設等により業務上立入る者以外の者が立入らないようにする他、一時管理区域である旨を示す標識を掲げる。 3) 安全管理課長は、設定する一時管理区域の線量等を測定する。 4) 放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を設定する場合、付録5「工事に伴う一時管理区域管理要領」に従う。 (4) 一時管理区域の解除 一時管理区域の解除は以下の手順で行う。 1) 管理総括者は、一時管理区域を解除する場合は事前にその目的、範囲、期間等を文書により通知し社内へ周知する。 2) 一時管理区域を解除する場合、安全管理課長は線量等の測定を行い、法令に定める管理区域に係る値を超えてないことを確認し管理総括者に報告する。 3) 放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を解除する場合、付録5「工事に伴う一時管理区域管理要領」に従う。</p>
	1475	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。		
	1497	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。		
	1520	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等												
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>												
6-3	112	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	<p>(工事管理) 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び以下の事項を考慮した工事管理を行う。</u> (1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 加工施設に対する悪影響の防止 (3) 管理上重要な初期データの採取 (4) 工事工程の管理 (5) 運転開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射線管理 (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>別表第1 保安規定と標準書の対応表（第5条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安規定</th> <th colspan="2">標準書（文書番号）</th> </tr> <tr> <th>章</th> <th>条</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7章 施設管理</td> <td>第60条～第67条の2</td> <td>施設管理標準 設計・開発管理標準</td> <td>(SQAS-08) (SQAS-19)</td> </tr> </tbody> </table>	保安規定		標準書（文書番号）		章	条			第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 設計・開発管理標準	(SQAS-08) (SQAS-19)	<p>工事管理については、SQAS-08「施設管理標準」に基づき実施する。</p> <p>(SQAS-08「施設管理標準」) 8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び以下の事項を考慮した工事管理を行う。</u> a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理 ※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p>
保安規定		標準書（文書番号）														
章	条															
第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 設計・開発管理標準		(SQAS-08) (SQAS-19)												
	120	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。														
	126	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。														
	135	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。														
	635	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。														
	943	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。														
	1054	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。														
	1059	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。														
	1143	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。														
	1151	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。														
	1155	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。														
	1161	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。														
	1170	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。														
	1477	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。														
	1493	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。														

保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>
1498		<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
1512		<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
1520		<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
1532		<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
1539		<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
1544		<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
1548		<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
1552		<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
1556		<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
1560		<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
2006		<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
2030		<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
2037		<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
2040		<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
2045		<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
	2056 2064 2074 2082 2095 2103 2107	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
6-4	114	放射性固体廃棄物を付属建物シリンダ洗浄棟から搬出又はシリンダ洗浄棟へ搬入するにあたっては、事前にシリンダ洗浄棟前室を第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。	(管理区域) 第42条 管理総括者は、加工施設内の外部線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空气中の放射性物質の3月間についての平均濃度が $3.0 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$ を超えるおそれのある場所、又は、汚染された物の表面の放射性物質の密度が 0.4 Bq/cm^2 を超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、第2図(2)～(8)に示す区域とする。 第2図(5) 管理区域の区分図(シリンダ洗浄棟、第1及び第2廃棄物処理所)	(SQAS-07「放射線管理標準」) 6. 計画及び実施 6.1 区域管理 6.1.1 管理区域の設定 (1) 管理総括者は、加工施設内の外部線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空气中の放射性物質の3月間についての平均濃度が $3.0 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$ を超えるおそれのある場所、又は、汚染された物の表面の放射性物質の密度が 0.4 Bq/cm^2 を超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、図1～7に示す区域とする。 (図4は保安規定の第2図(5)と同一)



No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																
6-5	125	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(保安計画の策定) 第60条の7 (1) 担当課長は、第60条の4の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 1) 点検計画 2) 巡視計画 3) 定期事業者検査の計画 4) 設計及び工事の計画 5) 特別な保安計画 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 (1) 担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(工事管理) 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>以下の事項を考慮した工事管理を行う。 (1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 加工施設に対する悪影響の防止 (3) 管理上重要な初期データの採取 (4) 工事工程の管理 (5) 運転開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射線管理 (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(使用前事業者検査の実施) 第63条 管理総括者は、設工認の対象となる加工施設について、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下本条において「検査」という。）の実施手順を「施設管理標準」に定める。</p> <p>別表第1 保安規定と標準書の対応表（第5条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="568 890 1312 1011"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安規定</th> <th colspan="2">標準書（文書番号）</th> </tr> <tr> <th>章</th> <th>条</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7章 施設管理</td> <td>第60条～第67条の2</td> <td>施設管理標準</td> <td>(SQAS-08)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>設計・開発管理標準</td> <td>(SQAS-19)</td> </tr> </tbody> </table>	保安規定		標準書（文書番号）		章	条			第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準	(SQAS-08)			設計・開発管理標準	(SQAS-19)	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-08「施設管理標準」) 6. 2. 4 保安計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保安計画を策定する。 (1) 担当課長は、保安の対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保安計画 6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 (1) 設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>以下の事項を考慮した工事管理を行う。 a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理 ※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p> <p>9. 事業者検査の実施 9. 1 使用前事業者検査の実施 (1) 安全・品質保証部長は、設工認の対象となる加工施設について、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本項において「検査」という。）に係る責任を有し、統括する。 (2) 安全・品質保証部長は、検査対象となる建物・構築物及び設備・機器の工事（補修、改造及び新設）又は点検に關与していない組織の者を検査責任者として指名する。 (3) 安全法務課長は、以下の事項を実施する。 a. 検査の実施体制を構築する。 b. 検査要領書を定め、それを実施する。 c. 検査対象の加工施設が下記の事項に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。 ① 工事が設工認に従って行われたものであること。 ② 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 d. 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 e. 検査にかかわる記録を管理する。 f. 検査にかかわる要員の教育訓練を「保安規定第7条の2」に基づいて行う。 (4) (2) 項の検査責任者は、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が(3) c. 項に適合することを最終判断する。</p>
保安規定		標準書（文書番号）																		
章	条																			
第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準	(SQAS-08)																	
		設計・開発管理標準	(SQAS-19)																	
	634	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。																		
	942	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。																		
	1059	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。																		
	1160	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。																		
	1531	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。																		
	1539	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。																		
	1544	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。																		
	1556	使用開始後の廃液処理設備は、保安規定に基づき維持管理を行う。																		
	1560	使用開始後の廃液処理設備は、保安規定に基づき維持管理を行う。																		
	2101	保安規定に基づき以下に示す手順により検査のみを行う。																		


No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-6	138	付属建物シリンダ洗浄棟は、1-2の検査で適合を確認した後、図1-1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保全計画の策定） 第60条の7 担当課長は、保全計画を次のとおり策定する。 (1) 担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 1) 点検計画 2) 巡視計画 3) 定期事業者検査の計画 4) 設計及び工事の計画 5) 特別な保全計画 6. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 (2) 担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 1) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 2) 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 3) 評価方法及び管理基準 4) 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>（保全の実施） 第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保全計画に従って保全を実施する。 3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。 4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。 6. 設備技術課長は、第60条の7第4項(4)の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>（巡視） 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-08「施設管理標準」） 6. 2. 4 保全計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保全計画を策定する。 (1) 担当課長は、保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保全計画</p> <p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 (2) 設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 c. 評価方法及び管理基準 d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>6. 2. 5 保全の実施 (1) 保全を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保全計画に従って保全を実施する。 (2) 保全を実施する各課長は、保全の実施に当たって、7項による設計管理及び8項による工事管理を実施する。 (3) 各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。 (4) 保全を実施する各課長は、保全の結果について記録し保管する。 (6) 設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>1.2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持 建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</p> <p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 2 加工施設の設備管理 (2) 各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>
	138	粉末回収ボックスは、1-2の検査で適合を確認した後、図2-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		
	642	繰返し粉投入ボックス、大型混合装置(2)、フードボックス(3)、ペレット寸法密度検査装置、フードボックス(4)は、1-2の検査で適合を確認した後、図1-2-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		
	949	燃料棒立合検査定盤及び燃料棒受台は、1-2の検査で適合を確認した後、図2-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		

保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>
	1161	<p>補強工事の実施箇所付近の収納部に核燃料物質が貯蔵されている場合は、それらを工事による影響を受けない収納部又は他の貯蔵棚に移動することで、付近に核燃料物質がない状態として工事を実施する。工事が完了した貯蔵棚については、技術基準への適合性を確認する検査を実施し、本加工施設全体の性能に係る検査を行うまで、その状態を維持する。この間における安全確保に係る運用に関しては保安規定により行う。</p>		
	1174	<p>付属建物原料貯蔵所は、I-2の検査で適合を確認した後、図へ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		
	1174	<p>大型粉末容器貯蔵架台、大型粉末容器、大型粉末容器用台車、SUS容器用台車(3)、(4)、スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫)、電動リフタ、仕上りベレット貯蔵棚、仕上りベレット貯蔵棚用台車、余剰ベレット貯蔵棚、金属缶用台車(1)、ロッドチャンネル用台車(2)、(3)、燃料棒貯蔵棚、トラバーサ、運搬車、シリンダ貯蔵ピットは、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		
	1563	<p>付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物第3廃棄物倉庫及び廃棄物貯蔵設備(5)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1、図ト1-2、及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		

保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>
	1563	<p>気体廃棄設備(1)～(3)、(5)、(6)、廃液処理設備(1)、廃液処理設備(4)及び焼却設備は、1-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		
	2111	<p>保安秤量器(成型工場9)、(ウラン管理3)、(ウラン管理4)は、1-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		
	2111	<p>既設の緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、及び消火設備は、火災災害時における誘導、通報に不可欠であるとともに、継続使用する設備・機器への機能維持のための消火活動に不可欠であるため、継続して使用する。継続使用にあたっては、1-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		
6-7	942	<p>不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定(第75条の3)に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。</p>	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物) 第75条の3 安全管理課長は、第2種管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を、放射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出し、<u>所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用</u>する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。 (1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。 (2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。 (3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p>	<p>(SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」) 5. 4 放射性廃棄物でない廃棄物の管理 安全管理課長は、第2種管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物(放射性廃棄物でない廃棄物)として管理区域外に搬出し、<u>所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用</u>する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。また、それらの方法を定めた要領書を作成する。 (1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。 (2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。 (3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p>
	1160	<p>不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定(第75条の3)に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。</p>		
	1169	<p>不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定(第75条の3)に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。</p>		
	2107	<p>不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定(第75条の3)に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。</p>		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等														
6-8	1235	但し、保安規定に基づき使用数量を60基とする。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（第35条関係）第1項 大型粉末容器 員数 72基* *7.2基のうち、大型粉末容器の貯蔵架台収納台数である6.0基のみを使用する。</p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（濃度5%以下）（第35条関係） 1. 加工設備、貯蔵設備等に係る核的制限値（台車、構内運転車及び電動リフトを除く）（濃度5%以下）</p> <table border="1" data-bbox="571 411 1339 502"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>建屋</th> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>員数</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>大型粉末容器</td> <td>72基*</td> <td>UO₂粉末 U₃O₈粉末</td> <td>質量 1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>*7.2基のうち、大型粉末容器の貯蔵架台収納台数である6.0基のみを使用する。</p>	施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状態	核的制限値				大型粉末容器	72基*	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-09「核燃料物質の管理標準」) 6.3 核燃料物質の貯蔵 (1) (7)大型粉末容器7.2基のうち、貯蔵架台収納台数である6.0基のみを使用する。</p>
施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状態	核的制限値												
			大型粉末容器	72基*	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下												
6-9	1478	放射性固体廃棄物を付属建物第1廃棄物処理所から搬出又は第1廃棄物処理所へ搬入するにあたっては、事前に第1廃棄物処理所前室を第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。	<p>(管理区域) 第42条 管理総括者は、加工施設内の外部線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が3.0×10⁻⁷Bq/cm³を超えるおそれのある場所、又は、汚染された物の表面の放射性物質の密度が0.4 Bq/cm²を超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、第2図(2)～(8)に示す区域とする。</p> <p>第2図(5) 管理区域の区分図(シリンダ洗浄棟、第1及び第2廃棄物処理所)</p>  <p>凡例 第1種管理区域 第2種管理区域</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6. 計画及び実施 6.1 区域管理 6.1.1 管理区域の設定 (1) 管理総括者は、加工施設内の外部線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が3.0×10⁻⁷Bq/cm³を超えるおそれのある場所、又は、汚染された物の表面の放射性物質の密度が0.4 Bq/cm²を超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、図1～7に示す区域とする。</p> <p>(図4は保安規定の第2図(5)と同一)</p>														

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-10	1514	放射性固体廃棄物を付属建物第3廃棄物倉庫から搬出又は第3廃棄物倉庫へ搬入するにあたっては、事前に第3廃棄物倉庫を第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(管理区域) 第42条 管理総括者は、加工施設内の外部線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空气中の放射性物質の3月間についての平均濃度が$3.0 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$を超えるおそれのある場所、又は、汚染された物の表面の放射性物質の密度が0.4 Bq/cm^2を超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、第2図(2)～(8)に示す区域とする。 3. 管理総括者は、第1項に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。 4. 管理総括者は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。 5. 管理総括者は、管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。 6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6. 計画及び実施 6.1 区域管理 6.1.1 管理区域の設定 (1) 管理総括者は、加工施設内の外部線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空气中の放射性物質の3月間についての平均濃度が$3.0 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$を超えるおそれのある場所、又は、汚染された物の表面の放射性物質の密度が0.4 Bq/cm^2を超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、図1～7に示す区域とする。 (2) 管理総括者は、以下の事項を含む管理区域の設定について「放射線安全作業要領」に定める。 ①前項(1)以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。 ④安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」) 3.4 管理区域等の設定及び解除 (1) 「加工施設保安規定」に定める管理区域の設定及び解除・再設定の周知 常設の管理区域の設定に関しては、「加工施設保安規定」に定めている通りであり、この発行をもって社内周知する。 「加工施設保安規定」に定める管理区域に関して、一時的に解除及び再設定を行う場合は、以下の手順で行う。 1) 安全管理課長は、解除する管理区域の線量等の測定を行い、法令に定める管理区域に係る値を超えていないこと、管理区域に係る値を超えないことが明らかである場所であることを確認し、管理総括者に報告する。 2) 管理総括者は、管理区域を一時的に解除及び再設定する場合は、1)を確認の上、事前にその目的、範囲、期間等を文書により通知し社内周知する。解除期間の変更が必要な場合は、同様にその旨周知する。 3) 安全管理課長は、解除の目的が達成されたことを管理総括者へ報告を行い、管理総括者は管理区域を再設定する旨を文書により社内周知する。</p>

保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-11	1566	当該液体廃棄設備の運用にあたっては、 <u>現行の保安規定に基づき行うものとする。</u>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(加工施設の使用) 第28条 各課長は、加工施設において核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を取り扱う場合は、次に示す施設を使用する。 (1) 化学処理施設 (2) 成形施設 (3) 被覆施設 (4) 組立施設 (5) 核燃料物質の貯蔵施設 (6) 放射性廃棄物の廃棄施設 (7) 放射線管理施設 (8) その他の加工施設</p> <p>(操作員の確保) 第29条 各課長は、第24条に定める教育・訓練を修了し、加工施設の操作に必要な力量を有する者に操作させる。 2. 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ操作させる。</p> <p>(巡視) 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p> <p>(操作上の一般事項) 第31条 各課長は、加工施設の操作にあたっては、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。 (1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。 (2) 操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項及び引継ぎ時に実施すべき事項について、操作する者に周知徹底させること。 2. 各課長は、安全確保のために手動操作を要する場合は、誤操作の防止を考慮し、必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6. 計画及び実施 6. 1 加工施設の操作管理 (1) 各課長は、加工施設において核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を取り扱う場合は、以下に示す施設を使用する。 ・化学処理施設・成形施設・被覆施設・組立施設・核燃料物質の貯蔵施設・放射性廃棄物の廃棄施設・放射線管理施設・その他の加工施設</p> <p>6. 2 加工施設の設備管理 (2) 各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。 その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。 なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>

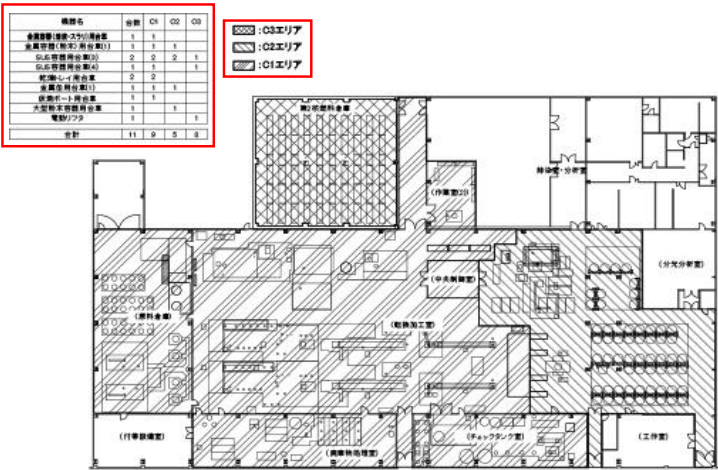
No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
1560		当該液体廃棄設備の運用にあたっては、 <u>現行の保安規定に基づき行うものとする。</u>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保全計画の策定） 第60条の7 担当課長は、保全計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 1) 点検計画 2) 巡視計画 3) 定期事業者検査の計画 4) 設計及び工事の計画 5) 特別な保全計画 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （2）担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 1) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 2) 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 3) 評価方法及び管理基準 4) 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>（保全の実施） 第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保全計画に従って保全を実施する。 3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。 4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。 6. 設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>（SQAS-08「施設管理標準」） 6. 2. 4 保全計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保全計画を策定する。 （1）担当課長は、保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保全計画</p> <p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 （2）設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 c. 評価方法及び管理基準 d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>6. 2. 5 保全の実施 （1）保全を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保全計画に従って保全を実施する。 （2）保全を実施する各課長は、保全の実施に当たって、7.項による設計管理及び8.項による工事管理を実施する。 （3）各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。 （4）保全を実施する各課長は、保全の結果について記録し保管する。 （6）設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>1.2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持 建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</p>
6-12	1622	保管廃棄物の最外周の表面線量率を2μSv/h以下となるように線量を管理する。	<p>（放射性固体廃棄物） 第75条の2 （6）<u>廃棄物を保管廃棄するに当たっては、保管廃棄物の最外周の表面における線量当量率が2μSv/h以下となるよう配置すること。</u></p>	<p>（SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」） 5. 1 放射性固体廃棄物の管理 （2）環境保全課長が実施する放射性固体廃棄物（使用施設で発生した濃縮度5%以下の廃棄物を含む）の管理に関する以下の事項 ⑨<u>廃棄物を保管廃棄するに当たっては、保管廃棄物の最外周の表面における線量当量率が2μSv/h以下となるよう配置すること。</u></p>

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-13	3055	スクラバポンプA(1段目)またはBのいづれかは常時運転	赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
	6143	なおスクラバ(1段目)のポンプ1台は、常時循環運転をおこなっている。	(六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置) 第113条 6. 転換課長は、六ふっ化ウラン漏えい事故における六ふっ化ウラン漏えい量を抑制するため、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中はスクラバ(1段目)を常時運転する。	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 6.4 UF6 漏えい事故のリスクを低減させるための措置 (2) 一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置 ① UF6 の建屋内への閉じ込め措置 ホ) 転換課長は、六ふっ化ウラン漏えい事故における六ふっ化ウラン漏えい量を抑制するため、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中はスクラバ(1段目)を常時運転する。
6-14	3120	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	(臨界安全管理) 第35条 (3) 別表第2第2項に示す台車、構内運搬車及び別表第2第3項に示す電動リフタを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用する。こと。	(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6. 1 加工施設の操作管理 6.4 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを守ることを操作する者に周知徹底する。 ・「保安規定」別表第2第2項に示す台車、構内運搬車及び別表第2第3項に示す電動リフタを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用する。こと。
	3273	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	記載例 別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値(濃縮度5%以下)。(第35条関係)	STD-SC0102「臨界安全管理要領」 5. 臨界安全管理上の一般的注意事項 (8) 燃料集合体、ウランを収納した容器(表-9、但しUF6 シリンダは除く)を工程内・工程間運搬する場合(作業者が直接、容器等を移動する場合も含む)、設備・機器(ウランの収納部位)との表面間距離を30.5cm以上とって運搬しなければならない。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室、加工棟の粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、ペレット貯蔵室、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、第2核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟はこの限りではない。台車等のスパーサーを考慮した設備・機器(ウランの収納部位)との離隔管理方法を表-8(3)に示す。
	3455	近接することが可能な他の機器のユニットと305mm以上離隔できるように離隔管理線を設定し、運搬物が離隔管理線を越えない運用をする。(保安規定)	記載例 2. 台車、構内運搬車に係る制限(濃縮度5%以下)	
	3456	近接することが可能な他の機器のユニットと305mm以上離隔できるように離隔管理線を設定し、運搬物が離隔管理線を越えない運用をする。(保安規定)		
	3464	近接することが可能な他の機器のユニットと305mm以上離隔できるように離隔管理線を設定し、運搬物が離隔管理線を越えない運用をする。(保安規定)		
	3497	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	記載例 3. 電動リフタに係る制限(濃縮度5%以下)	
	3500	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。		

建屋	台車名	台数	積載物	核燃料物質の状態	台車間近接防止措置	台車使用エリア	核的制限値
	金風容器(溶液・スラリー)用台車	1台	金風容器(溶液・スラリー)	UO ₂ F ₂ 溶液 UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液 ADUSラリー	不要	第3図(1)	積載数 1以下
	金風容器(粉末)用台車(1)	1台	金風容器(粉末)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図(1) (2)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下
	SUS容器用台車(3)	2台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図(1) (2)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 4以下(縦積み)

台車のユニットと設備・機器(ウラン収納部位)との表面間距離は30.5cm以上とする。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室、加工棟の粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、ペレット貯蔵室、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、第2核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟は除く。

建屋	電動リフタ名	台数	積載物	核燃料物質の状態	電動リフタ使用エリア	核的制限値
第2核燃料倉庫	電動リフタ	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図(1)	積載数 1以下

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																							
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>																																																							
3501		<p>他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。</p>	<p>記載例</p>  <table border="1" data-bbox="589 507 801 651"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>台数</th> <th>C1</th> <th>C2</th> <th>C3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全量貯蔵(燃料)用倉庫</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射管理(燃料)用倉庫</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射管理(燃料)用倉庫</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>放射管理(燃料)用倉庫</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵(燃料)用倉庫</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射管理(燃料)用倉庫</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>放射管理(燃料)用倉庫</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大型貯蔵(燃料)用倉庫</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電動リフト</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>■C3: C3エリア ■C2: C2エリア ■C1: C1エリア</p> <p>第3図(1) 転換工場第2核燃料倉庫・除染室・分析室 台車及び電動リフト使用エリア図</p>	機器名	台数	C1	C2	C3	全量貯蔵(燃料)用倉庫	1	1			放射管理(燃料)用倉庫	1	1	1		放射管理(燃料)用倉庫	2	2	2	1	放射管理(燃料)用倉庫	1	1	1	1	燃料貯蔵(燃料)用倉庫	2	2			放射管理(燃料)用倉庫	1	1	1	1	放射管理(燃料)用倉庫	1	1	1	1	大型貯蔵(燃料)用倉庫	1	1			電動リフト	1	1		1	合計	11	9	5	4	
機器名	台数	C1		C2	C3																																																						
全量貯蔵(燃料)用倉庫	1	1																																																									
放射管理(燃料)用倉庫	1	1		1																																																							
放射管理(燃料)用倉庫	2	2		2	1																																																						
放射管理(燃料)用倉庫	1	1		1	1																																																						
燃料貯蔵(燃料)用倉庫	2	2																																																									
放射管理(燃料)用倉庫	1	1		1	1																																																						
放射管理(燃料)用倉庫	1	1		1	1																																																						
大型貯蔵(燃料)用倉庫	1	1																																																									
電動リフト	1	1		1																																																							
合計	11	9	5	4																																																							
3507		<p>他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。</p>																																																									
3511		<p>他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。</p>																																																									
3528		<p>他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。</p>																																																									
3536		<p>他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。</p>																																																									
3537		<p>他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。</p>																																																									
3540		<p>他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。</p>																																																									
3544		<p>他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。</p>																																																									
3545		<p>他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。</p>																																																									

保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
	3547	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないよう[台車を運用することを保安規定に定める。]	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>
6-15	4453	放射性廃棄物の廃棄施設に区分される洗浄液受槽、ろ液受槽、混合槽のオーバーフローによる漏えい防止は事業許可で液位高警報設備を設置することとしたが、オーバーフローを確実に防止するため、警報設備を液位高インターロックに変更する。	<p>(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) 第34条 別表第1-3に示した運転管理責任者は、第35条から第37条に定める操作上の留意事項に従い設備を操作し、定期事業者検査等により、当該施設の機能を確保する。</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 4. 定義 (2) インターロック 異常を検知して事故を未然に防ぐために作動するもの及び所定の操作以外の誤った操作を防止するものをインターロックと呼称する。インターロックの内、「定期事業者検査」(保安規定第64条関係)対象であるインターロック機構をSインターロックと呼称し、他のインターロック機構を総称してPインターロックと呼称する。 Sインターロック機能を有する設備とその設定値を別表1に示す。 (別表1 定期事業者検査対象であるインターロック(Sインターロック)設定値一覧表に液位高インターロックを追加します。)</p>
6-16	4459	詳細設計の結果、第1 廃棄物処理所の扉の位置を変更したことに伴い、アクセスルートを変更した。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ② ⑥ 屋外消火栓による消火活動、救助活動等が円滑に行われるよう、2つ以上のアクセスルートを定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 10.4 消火活動 (4) 消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルートを2つ以上定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。 (5) 消防吏員到着後は、消防吏員に状況説明等引き継ぎを行い、消防吏員の指示に従い消火活動を行う。なお、消火活動(消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルート含む)に必要な手順は「STD-SC1321-02消火活動手順」に定める。 (STD-SC1321-02「消火活動手順」) (3) 注水消火 ④ 現場活動管理者は、給水場所、アクセスルート及び消火の優先順位等を現場活動隊に指示する。アクセスルートの選定にあたっては、「消火栓等配置場所」(添付3)及び「屋外消火栓からのアクセスルート図」(添付4)を参考にすること。 (保安規定にあわせ設工認で申請した建屋についてアクセスルート図を追加する。)</p> <p>記載例</p> <div data-bbox="1444 970 2033 1374" style="border: 1px solid black; height: 250px; width: 100%;"></div>

No.	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に 反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-17	4459	シリンダ洗浄機と第2廃棄物処理所の耐震重要度分類が異なるため、それぞれ独立して安全機能を確認するように変更した。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ① 加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、他の区域と分離した火災区域の設定等に関すること。 3. 内部溢水 (4) 標準書の整備 ① 溢水防護区画の設定に関すること。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SOAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 1. 目的 本標準は、加工施設内の火災区域に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災防護活動を適切に実施するために規定したものである。 4. 定義 (11)「火災区域」：耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。 (保安規定にあわせて火災区域図を追加する。) 6.4 活動に係る要領書の整備 (5) 内部溢水 ① 溢水防護区画は、別図2-1～7に設定する区画とする。 (保安規定にあわせ別図を追加する。)</p> <div data-bbox="1375 523 2092 1437" style="border: 1px solid black; height: 573px; width: 100%;"></div>

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-18	4825	降下火砕物が加工施設で観測された場合、 <u>気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。</u>	<p>「添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>2.1 <u>降下火砕物及び積雪</u></p> <p>(3) <u>資機材の整備</u></p> <p>管理総括者は、<u>降下火砕物及び積雪による災害</u>に必要な資機材を準備する。</p> <p>(4) <u>標準書の整備</u></p> <p>管理総括者は、<u>降下火砕物及び積雪による災害</u>発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</p> <p>① <u>加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。</u></p> <p>② <u>降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。</u></p> <p>③ <u>降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</u></p> <p>④ <u>加工施設における火砕物降下と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</u></p>	<p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」)</p> <p>6.4 活動に係る要領書の整備</p> <p>(1) <u>降下火砕物・積雪</u></p> <p>① <u>加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。</u></p> <p>② <u>降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。</u></p> <p>③ <u>降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</u></p> <p>④ <u>加工施設における火砕物降下と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</u></p> <p>(STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」)</p> <p>4.1 降下火砕物及び積雪の除去</p> <p>(2) 除去の判断</p> <p>管理総括者は、<u>建物の実耐力及び事象の進展を考慮し降下火砕物除去の要否を判断する。</u>なお、降下火砕物と積雪の組合せの場合は、加工施設の安全機能を失うことがないよう、余裕をもって降下火砕物を取り除く措置を講じる。</p> <p>① <u>建物実耐力</u></p> <p>降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、<u>各建物の実耐力を考慮すること。建物の実耐力を添付1に示す。</u></p> <p>② <u>事象の進展</u></p> <p>降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、<u>敷地内の降下火砕物の堆積状況等を考慮すること。また、気象庁から発表される降下火砕物の堆積予想についての情報を注視すること。</u></p> <p>(3) <u>装備と除去用具</u></p> <p>以下に、降下火砕物の除去に用いる用具と作業の際に着用する装備を示す。<u>なお、装備及び除去用具は、必要数をあらかじめ準備し、「STD-SC1331防災資機材管理要領」に従い管理すること。</u></p> <p>① <u>除去用具</u></p> <p>ハンドホー、スコップ、ブルーシート（雨樋の養生用）、ロープ（命綱用）、竹箒</p> <p>② <u>降下火砕物除去装備</u></p> <p>防護マスク、保護めがね、軍手、ヘルメット、安全帯、長靴</p> <p>4.3 設備の停止</p> <p>降下火砕物が原因で外気取入口の閉塞などの影響を受けるおそれがある施設について、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する。</p> <p>気体廃棄設備の停止により建屋の負圧を維持できない場合、扉、シャッターに目張りを行い、建屋からのウラン漏えいを防止すること。</p>
6-19	4856	火災の延焼を防止するため、 <u>可燃物の持ち込み管理を実施することを保安規定に規定する。</u>	<p>「添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 <u>内部火災</u></p> <p>(4) <u>標準書の整備</u></p> <p>②</p> <p>9) <u>加工施設における火災の発生及び延焼を防止するため、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理を行う。</u></p> <p>イ) <u>管理区域内への可燃物の持ち込みについては、保管できる数量を超えて持ち込まないように管理する。</u></p> <p>ロ) <u>管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製容器に収容するとともに、収容できない場合には、周囲から発火源（熱源）の除去又は隔離を行う。</u></p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」)</p> <p>7.2 可燃物等の管理</p> <p>(1) <u>各課長は、「STD-SC0406可燃物管理要領」に従い、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理（量、熱源からの離隔距離、収納方法）を行う。</u></p> <p>(2) <u>管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製の容器に収納する。ただし、収納できない場合には、周囲から発火源の除去又は隔離を行う。</u></p> <p>(3) <u>管理区域等に不要な発火性、引火性、爆発性物質等は持ち込ませない。</u></p> <p>(STD-SC0406「可燃物管理要領」)</p> <p>第5条（可燃物の持込管理）</p> <p>作業エリアには、<u>保管できる数量（火災影響評価を満足する可燃物量）を超えて可燃物を持ち込まないこと。</u></p> <p>書類・掲示物等の可燃物については、その配置場所を限定し管理すること。</p>

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																																																																
6-20	4859	<p>台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧することを保安規定に定める。</p>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 3. 内部溢水 管理総括者は、内部溢水が発生した場合における加工施設の必要な機能を維持するための活動のための体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。 (4) 標準書の整備 管理総括者は、溢水による災害等が発生するおそれがある場合又は発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める ① 溢水防護区画の設定に関すること。 ② 冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理すること。 ③ 震度5以上の地震発生時、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置（自動又は手動）に関すること。 ④ 溢水防止のための堰に関すること。（脱着式堰に関すること。） ⑤ 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水のおそれがある場合には速やかに堰を復旧すること。</p>	<p>（SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」） 6.4 活動に係る要領書の整備 (5) 内部溢水 ① 溢水防護区画は、別図2-1～7に設定する区画とする。 ② 担当課長は、冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理に関することを要領書に定める。 ③ 担当課長は、震度5以上の地震発生時、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置（手動又は自動）した場合、別表11に定める止水方法停止措置を行う。 ④ 溢水防止のための堰に関すること。（脱着式堰に関すること。） ⑤ 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水のおそれがある場合には速やかに堰を復旧すること。 （保安規定にあわせ 別図 を追加する。） （保安規定にあわせ 事業許可（添五）-第1 -13 表を別表-1として追加する。）</p> <div data-bbox="1451 574 2083 861" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(添五)-第1-13表 溢水源からの溢水停止の方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">工業用水</th> <th colspan="2">水道水</th> <th colspan="2">高圧水</th> <th colspan="2">外取からの雑排水</th> <th colspan="2">アンモニア水</th> <th colspan="2">空調用水</th> </tr> <tr> <th>自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)</th> <th>手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)</th> <th>自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)</th> <th>手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)</th> <th>自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)</th> <th>手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)</th> <th>自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)</th> <th>手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)</th> <th>自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)</th> <th>手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)</th> <th>自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)</th> <th>手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)</td> <td>高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止</td> <td>高圧水直下の供給 配管(非常地震動場)に設置する地震運 動及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止</td> <td>水道水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止</td> <td>水道水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止</td> <td>高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止</td> <td>高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止</td> <td>高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止</td> <td>高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止</td> <td>高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止</td> <td>高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止</td> <td>高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止</td> <td>高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止</td> </tr> <tr> <td>手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)</td> <td>設備担当部門の作業 員が、自動停止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30秒以内に 閉止</td> <td>設備担当部門の作業 員が、自動停止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30秒以内に 閉止</td> <td>設備担当部門の作業 員が、自動停止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30秒以内に 閉止</td> <td>設備担当部門の作業 員が、自動停止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30秒以内に 閉止</td> <td>各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止</td> <td>各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止</td> <td>各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止</td> <td>各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止</td> <td>各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止</td> <td>各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止</td> <td>各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止</td> <td>各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止</td> </tr> <tr> <td>手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)</td> <td>警備員が、自動停止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止</td> <td>警備員が、自動停止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止</td> <td>警備員が、自動停止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止</td> <td>警備員が、自動停止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止</td> <td>・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止</td> <td>・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止</td> <td>・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止</td> <td>・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止</td> <td>・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止</td> <td>・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止</td> <td>・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止</td> <td>・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: 6px;">各工場内の漏水検知から手動バルブ閉止又は止水ポンプ停止までの各項目の所要時間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 6px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>検査時・作業時</th> <th>検査時</th> <th>作業時</th> <th>検査時</th> <th>作業時</th> <th>検査時</th> <th>作業時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水の検知時間</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>現場への検知時間</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>バルブ閉止時間</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ポンプ停止時間</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計時間</td> <td>30</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: 6px;">(注) 地震運動及び手動停止操作を行う演習力は震度5（160ガル）以上とする。</p> </div>		工業用水		水道水		高圧水		外取からの雑排水		アンモニア水		空調用水		自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管(非常地震動場)に設置する地震運 動及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	水道水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	水道水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	設備担当部門の作業 員が、自動停止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30秒以内に 閉止	設備担当部門の作業 員が、自動停止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30秒以内に 閉止	設備担当部門の作業 員が、自動停止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30秒以内に 閉止	設備担当部門の作業 員が、自動停止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30秒以内に 閉止	各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止	各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止	各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止	各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止	各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止	各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止	各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止	各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止	手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	警備員が、自動停止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止	警備員が、自動停止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止	警備員が、自動停止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止	警備員が、自動停止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止	・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止	・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止	・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止	・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止	・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止	・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止	・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止	・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止	項目	検査時・作業時	検査時	作業時	検査時	作業時	検査時	作業時	漏水の検知時間	0	0	0	0	0	0	0	現場への検知時間	10	4	4	4	4	4	4	バルブ閉止時間	10	-	-	-	-	-	-	ポンプ停止時間	4	4	1	1	1	1	1	合計時間	30	10	10	10	10	10	30
	工業用水		水道水			高圧水		外取からの雑排水		アンモニア水		空調用水																																																																																																								
	自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)																																																																																																								
自動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管(非常地震動場)に設置する地震運 動及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	水道水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	水道水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止	高圧水直下の供給 配管に設置する地 震及び工場内漏水検 知運動バルブ自動停 止機構で供給停止																																																																																																								
手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	設備担当部門の作業 員が、自動停止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30秒以内に 閉止	設備担当部門の作業 員が、自動停止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30秒以内に 閉止	設備担当部門の作業 員が、自動停止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30秒以内に 閉止	設備担当部門の作業 員が、自動停止バル ブ直近に設けた手動 バルブを30秒以内に 閉止	各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止	各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止	各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止	各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止	各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止	各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止	各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止	各工場の作業員が、手 動スイッチでポンプを 10秒以内に停止																																																																																																								
手動で停止 (地震又は工場内 漏水検知による)	警備員が、自動停止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止	警備員が、自動停止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止	警備員が、自動停止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止	警備員が、自動停止 バルブ直近に設けた 手動バルブを30分以 内に閉止	・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止	・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止	・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止	・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止	・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止	・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止	・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止	・体室時はポンプを停 止しており停止操作不 要 ・パレット運搬機等 が直近維持のため運転 中の場合は、警備員 が手動スイッチでポ ンプを10秒以内に停止																																																																																																								
項目	検査時・作業時	検査時	作業時	検査時	作業時	検査時	作業時																																																																																																													
漏水の検知時間	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																													
現場への検知時間	10	4	4	4	4	4	4																																																																																																													
バルブ閉止時間	10	-	-	-	-	-	-																																																																																																													
ポンプ停止時間	4	4	1	1	1	1	1																																																																																																													
合計時間	30	10	10	10	10	10	30																																																																																																													
6-21	4860	<p>水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを保安規定に記載する。</p>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ② 管理総括者は、火災及び爆発発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。 ④ 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、防災組織の現場活動隊は、水消火を行う前に建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器を停止し、さらに給電停止を行う。なお、事故対応のため負圧に影響のある排気システムを停止する場合は、それ以外の排気システムにより建物の負圧を可能な限り維持すること。</p>	<p>（SQAS-24「火災防護活動標準」） 10.4 消火活動 (3) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、防災組織の現場活動隊は、水消火を行う前に建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器を停止し、さらに給電停止を行う。なお、事故対応のため負圧に影響のある排気システムを停止する場合は、それ以外の排気システムにより建物の負圧を可能な限り維持すること。 (STD-SC1321-02「消火活動手順」) 6.1 消火活動 (3) 注水消火 ③ 消火活動等による水の侵入にともなう電気火災防止及び感電を防ぐため、防災組織の現場活動隊は、注水する設備機器（但し、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備機器を除く）の電源断の措置を行い、さらに給電停止を行う。なお、事故対応のため負圧に影響のある排気システムを停止する場合は、それ以外の排気システムにより建物の負圧を可能な限り維持すること。</p>																																																																																																																

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-22	4885	使用施設との共用については、保安規定に規定する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(放射性固体廃棄物) 第75条の2 7. 環境保全課長は、共用する使用施設で発生する放射性固体廃棄物についても、加工施設と同様に扱う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」) 5. 1 放射性固体廃棄物の管理 (2) 環境保全課長が実施する放射性固体廃棄物（使用施設で発生した濃縮度5%以下の廃棄物を含む）の管理に関する以下の事項 ①固体状の廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を廃棄するときは金属製容器に入れ、次の②～⑤に定める事項に従い保管施設に保管すること。 ②廃棄物は可燃性廃棄物及び不燃性廃棄物に分類し、可燃性廃棄物については液体（油）と固体に分けて管理し、不燃性廃棄物については別に規定する種類毎に分別管理すること。 ③廃棄物は必要に応じて切断、圧縮、焼却すること。また、廃棄物は必要に応じて汚染の広がりを防止する措置及び必要に応じて防火対策を講じ、金属製容器に入れ保管すること。水分を含有するスラッジ類、飛散の可能性のある粉末状の固体廃棄物は、ホリシート等で密封の上、金属製容器に入れ保管すること。なお、処理前の使用済み高性能フィルタは、汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに、金属板で被う等の措置を講じること。 ④廃棄物のうち、大型機械等であって金属製容器に入らないものは不燃シート等で密封する等汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに必要に応じて防火対策を講じること。なお、保管の際は安全管理課に保管の方法を連絡して保管時の安全性を確認すること。 ⑤廃棄物を保管廃棄する場合は放射性廃棄物を示す標識をつけ、「保安規定」別表第16で記録された内容と照合できるように整理番号等を表示すること。 標識は別に定める指定のものを用いること。また、整理番号は別に定める採番方法によること。 ⑥保管施設における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを別に定める保管倉庫等の点検要領に基づき確認すること。 ⑦保管施設設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。 ⑧放射性固体廃棄物の保管量を17,050本（200Lドラム缶相当）以下に制限する。</p>
6-23	4916	<p>シリンダ洗浄棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めることから、竜巻防護ラインの外とする。</p>	<p>(核燃料物質の貯蔵) 第72条 各課長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (4) 貯蔵にあたっては、その貯蔵位置を次のとおり限定する。 イ) 工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室（第4図（1）） ロ) 原料貯蔵所（第4図（2）） ハ) 容器管理棟 保管室（第4図（3））</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備 ① 竜巻襲来が想定される段階での対応 2) 警戒事態 d) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。</p>	<p>(SQAS-09「核燃料物質の管理標準」) 6. 3 核燃料物質の貯蔵 (1) ① 所定の容器に入れて貯蔵設備に貯蔵すること。 図1～10 貯蔵エリア図 (保安規定にあわせ別表を修正予定)</p> <p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 (4) 竜巻 ④ 担当課長は、警戒態勢が発令された場合、以下の措置を実施する。 1) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止</p>
	4916	第1廃棄物処理所前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定める。		

保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に 反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-24	4924	<p>容器管理棟 保管室 貯蔵容器数については保安規定で管理す る。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SOAS-09「核燃料物質の管理標準」)</p>

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																													
6-25	5335	核的制限値を質量で担保する機器にウランを挿入する際は、保安規定に基づく操作記録により核的制限値の管理を確認する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(臨界安全管理) 第35条 (1) 核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に当該業務の別の操作員により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p> <p>(記録) 第124条 2. 各部課長は、前項の標準書に基づき、別表第16に定める保安に関する記録を適正に作成し、核燃料取扱主任者の確認を受け、管理する。</p> <p>別表第16 保安に関する記録 (第19条、75条の2、124条関係)</p> <p>別表第16 保安に関する記録 (第19条、75条の2、124条関係) 1. 加工規則第7条に基づく記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量 (質量制限値を管理する設備に限る。)</td> <td>挿入の都度 (連続式にあっては連続して)</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量 (質量制限値を管理する設備に限る。)	挿入の都度 (連続式にあっては連続して)	1年間	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6. 1 加工施設の操作管理 (4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。 ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、容器に含有されている核燃料物質の質量が明確でなく質量を確定する作業及び⁽²⁾複雑なバッチ区切り管理を要する作業については、事前に核燃料物質の秤量及びバッチ区切り管理を行い、「保安規定」別表第2の制限値以内になることを確認した後、工程等へ装荷すること。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に当該業務の別の操作員が秤量及びバッチ区切り管理に立会い、質量制限値以下であることを確認する。また、設備等への装荷後に担当操作員が記録した操作員名、挿入量等の記録及び当該業務の別の操作員が立ち会って確認を行った結果を確認する。なお、作業前の確認と作業後の確認は、同一の操作員が実施しても良いこととする。 ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、所定の容器に収納されている等で、容器に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、既に確定している質量もしくは容器の最大質量でこれらの員数により質量制限値以下であることを管理する。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当操作員が質量制限値以下であることを確認と記録を行うこと。また、設備等への装荷後に担当操作員が記録した操作員名、挿入量等の記録を確認すること。</p> <p>(SQAS-02「保安記録管理標準」) 3. 適用範囲 本標準は、「保安規定」別表第16に定める「保安に関する記録」(以下「保安記録」という。)を対象とする。管理すべき保安記録を別表1に示す。</p> <p>SQAS-02</p> <p>別表1 保安記録一覧表 Rev. 43</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記録名</th> <th>作成者⁽¹⁾</th> <th>記録頻度</th> <th>保存責任者⁽²⁾</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">3. 操作記録</td> <td>3/A-1</td> <td>加工施設の操作記録 化学処理施設、廃棄施設 (転換加工工程、廃燃料処理施設 (1))</td> <td>転換課長</td> <td>1月</td> <td>保安部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3/A-2</td> <td>加工施設の操作記録 化学処理施設、貯蔵施設 (フラン回収工程、濃縮度適合工程、貯蔵設備)</td> <td>転換課長</td> <td>1月</td> <td>保安部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3/B-1</td> <td>加工施設の操作記録 成形施設 (1) (工場棟)</td> <td>成形課長</td> <td>1月</td> <td>保安部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3/B-2</td> <td>加工施設の操作記録 成形施設 (2) (加工棟)</td> <td>成形課長</td> <td>1月</td> <td>保安部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3/B-2-1</td> <td>加工施設の操作記録 貯蔵施設 (加工棟・UO-ベントリ貯蔵) 仕上ベントリ貯蔵室)</td> <td>成形課長</td> <td>1月</td> <td>保安部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3/C-1</td> <td>加工施設の操作記録 貯蔵施設 (1) (工場棟・燃料種別貯蔵室) (2) (工場棟・燃料種別貯蔵室)</td> <td>燃料課長</td> <td>1月</td> <td>保安部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3/C-2</td> <td>加工施設の操作記録 貯蔵施設 (3) (加工棟・燃料種別貯蔵室)</td> <td>燃料課長</td> <td>1月</td> <td>保安部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3/C-3</td> <td>加工施設の操作記録 貯蔵施設 (加工棟・燃料種別貯蔵室)</td> <td>燃料課長</td> <td>1月</td> <td>保安部長</td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table>	区分	記録名	作成者 ⁽¹⁾	記録頻度	保存責任者 ⁽²⁾	保存期間	3. 操作記録	3/A-1	加工施設の操作記録 化学処理施設、廃棄施設 (転換加工工程、廃燃料処理施設 (1))	転換課長	1月	保安部長	1年	3/A-2	加工施設の操作記録 化学処理施設、貯蔵施設 (フラン回収工程、濃縮度適合工程、貯蔵設備)	転換課長	1月	保安部長	1年	3/B-1	加工施設の操作記録 成形施設 (1) (工場棟)	成形課長	1月	保安部長	1年	3/B-2	加工施設の操作記録 成形施設 (2) (加工棟)	成形課長	1月	保安部長	1年	3/B-2-1	加工施設の操作記録 貯蔵施設 (加工棟・UO-ベントリ貯蔵) 仕上ベントリ貯蔵室)	成形課長	1月	保安部長	1年	3/C-1	加工施設の操作記録 貯蔵施設 (1) (工場棟・燃料種別貯蔵室) (2) (工場棟・燃料種別貯蔵室)	燃料課長	1月	保安部長	1年	3/C-2	加工施設の操作記録 貯蔵施設 (3) (加工棟・燃料種別貯蔵室)	燃料課長	1月	保安部長	1年	3/C-3	加工施設の操作記録 貯蔵施設 (加工棟・燃料種別貯蔵室)	燃料課長	1月	保安部長	1年
記録事項	記録すべき場合	保存期間																																																															
3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量 (質量制限値を管理する設備に限る。)	挿入の都度 (連続式にあっては連続して)	1年間																																																															
区分	記録名	作成者 ⁽¹⁾	記録頻度	保存責任者 ⁽²⁾	保存期間																																																												
3. 操作記録	3/A-1	加工施設の操作記録 化学処理施設、廃棄施設 (転換加工工程、廃燃料処理施設 (1))	転換課長	1月	保安部長	1年																																																											
	3/A-2	加工施設の操作記録 化学処理施設、貯蔵施設 (フラン回収工程、濃縮度適合工程、貯蔵設備)	転換課長	1月	保安部長	1年																																																											
	3/B-1	加工施設の操作記録 成形施設 (1) (工場棟)	成形課長	1月	保安部長	1年																																																											
	3/B-2	加工施設の操作記録 成形施設 (2) (加工棟)	成形課長	1月	保安部長	1年																																																											
	3/B-2-1	加工施設の操作記録 貯蔵施設 (加工棟・UO-ベントリ貯蔵) 仕上ベントリ貯蔵室)	成形課長	1月	保安部長	1年																																																											
	3/C-1	加工施設の操作記録 貯蔵施設 (1) (工場棟・燃料種別貯蔵室) (2) (工場棟・燃料種別貯蔵室)	燃料課長	1月	保安部長	1年																																																											
	3/C-2	加工施設の操作記録 貯蔵施設 (3) (加工棟・燃料種別貯蔵室)	燃料課長	1月	保安部長	1年																																																											
	3/C-3	加工施設の操作記録 貯蔵施設 (加工棟・燃料種別貯蔵室)	燃料課長	1月	保安部長	1年																																																											
	6-26	5368	①複数の運転員によりウランの装荷量が核的制限値以下であることを確認する。(保安規定)	<p>(臨界安全管理) 第35条 (1) 核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に当該業務の別の操作員により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p> <p>(質量の核的制限値を有する設備に濃縮度5%以下のウランを挿入する際の核的制限値の管理は第35条(臨界安全管理)に、記録の作成については第124条(記録)に、操作記録については別表第16(保安に関する記録)に定めています。)</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6. 1 加工施設の操作管理 (4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。 ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、容器に含有されている核燃料物質の質量が明確でなく質量を確定する作業及び⁽²⁾複雑なバッチ区切り管理を要する作業については、事前に核燃料物質の秤量及びバッチ区切り管理を行い、「保安規定」別表第2の制限値以内になることを確認した後、工程等へ装荷すること。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に当該業務の別の操作員が秤量及びバッチ区切り管理に立会い、質量制限値以下であることを確認する。また、設備等への装荷後に担当操作員が記録した操作員名、挿入量等の記録及び当該業務の別の操作員が立ち会って確認を行った結果を確認する。なお、作業前の確認と作業後の確認は、同一の操作員が実施しても良いこととする。 ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、所定の容器に収納されている等で、容器に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、既に確定している質量もしくは容器の最大質量でこれらの員数により質量制限値以下であることを管理する。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当操作員が質量制限値以下であることを確認と記録を行うこと。また、設備等への装荷後に担当操作員が記録した操作員名、挿入量等の記録を確認すること。</p>																																																												

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																
6-27	5389	単一ユニット間相互間の間隔を物理的に維持できる剛構造物を設置しない固定機器に対しては、 <u>離隔管理線を設定し、固定することが困難な機器はこの線を越えて固定機器に接近しないように作業員が管理する。</u> なお、この管理は保安規定で管理する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(臨界安全管理) 第35条 (3)別表第2第2項に示す台車、<u>構内運搬車</u>及び別表第2第3項に示す電動<u>リフタ</u>を使用する場合は、<u>同表に示す所定の使用エリアで使用すること。</u></p> <p>(別表第2、第3図の抜粋については、6-14参照)</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6. 1 加工施設の操作管理 (4)各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。 ・「保安規定」別表第2第2項に示す台車、<u>構内運搬車</u>及び別表第2第3項に示す電動<u>リフタ</u>を使用する場合は、<u>同表に示す所定の使用エリアで使用すること。</u></p> <p>(STD-SC0102「臨界安全管理要領」) 5. 臨界安全管理上の一般的注意事項 (8)燃料集合体、ウランを収納した容器(表-9、但しUF6 シリンダは除く)を工程内・工程間運搬する場合(作業員が直接、容器等を移動する場合も含む)、設備・機器(ウランの収納部位)との表面間距離を30.5cm以上とって運搬しなければならない。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室、加工棟の粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、ペレット貯蔵室、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、第2核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟はこの限りではない。台車等のスパーサーを考慮した設備・機器(ウランの収納部位)との離隔管理方法を表-8(3)に示す。</p>																																
6-28	5389	マガジン架台部と運搬台車に供給する <u>圧縮空気供給の切替え操作(弁操作)</u> は、 <u>保安規定に基づく操作記録により管理する。</u>	<p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値(濃縮度5%以下)(第35条関係)</p> <p>2. 台車、<u>構内運搬車</u>に係る制限(濃縮度5%以下)</p> <table border="1" data-bbox="571 954 1328 1145"> <thead> <tr> <th>建屋</th> <th>台車名</th> <th>台数</th> <th>積載物</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>台車間近接防止措置</th> <th>台車使用エリア</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>マガジン架台部</td> <td>1台</td> <td>マガジン</td> <td>燃料棒</td> <td>必要(注3)</td> <td>第3図(3)</td> <td>積載制限 燃料集合体1体以下 /収納部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>運搬台車</td> <td>2台</td> <td>マガジン</td> <td>燃料棒</td> <td>必要(注3)</td> <td>第3図(3)</td> <td>積載制限 燃料集合体1体以下 /収納部</td> </tr> </tbody> </table> <p>台車のユニットと設備・機器(ウラン収納部位)との表面間距離は30.5cm以上とする。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室、加工棟の粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、ペレット貯蔵室、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、第2核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟は除く。</p> <p>(注2)ウランを移動する場合は、<u>蓋形式のスパーサーを台車に装着すること。ただし、仕上りペレット貯蔵棚用台車については工場棟のペレット貯蔵室内で取り扱う場合は除く。</u></p> <p>(注3)駆動源となる圧縮空気の供給を1台の台車のみに制限する。</p> <p>別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備(第33、34条関係)</p> <table border="1" data-bbox="571 1297 1328 1425"> <thead> <tr> <th>設備及び機器名称</th> <th>員数</th> <th>管理内容</th> <th>運転管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(22)燃料集合体組立設備(工場棟) ・マガジン架台部 ・運搬台車</td> <td>1台 2台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td>組立課長</td> </tr> </tbody> </table>	建屋	台車名	台数	積載物	核燃料物質の状態	台車間近接防止措置	台車使用エリア	核的制限値		マガジン架台部	1台	マガジン	燃料棒	必要(注3)	第3図(3)	積載制限 燃料集合体1体以下 /収納部		運搬台車	2台	マガジン	燃料棒	必要(注3)	第3図(3)	積載制限 燃料集合体1体以下 /収納部	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	(22)燃料集合体組立設備(工場棟) ・マガジン架台部 ・運搬台車	1台 2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	組立課長	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6. 1 加工施設の操作管理 (4)各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。 ・核的制限値として核燃料物質の寸法等の制限値が適用されている工程では、事前に装荷される核燃料物質が「保安規定」別表第2の制限値以内になることを確認した後、工程へ装荷すること。なお、寸法等の制限値が適用されている工程の内、「保安規定」別表第1-3に記載されている機器については、<u>当該業務の別の操作員により、核的制限値が遵守されていることを記録により確認すること。</u></p>
建屋	台車名	台数	積載物	核燃料物質の状態	台車間近接防止措置	台車使用エリア	核的制限値																													
	マガジン架台部	1台	マガジン	燃料棒	必要(注3)	第3図(3)	積載制限 燃料集合体1体以下 /収納部																													
	運搬台車	2台	マガジン	燃料棒	必要(注3)	第3図(3)	積載制限 燃料集合体1体以下 /収納部																													
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者																																	
(22)燃料集合体組立設備(工場棟) ・マガジン架台部 ・運搬台車	1台 2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	組立課長																																	

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																														
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(記録) 第124条 2. 各部課長は、前項の標準書に基づき、別表第16に定める保安に関する記録を適正に作成し、核燃料取扱主任者の確認を受け、管理する。</p> <p>別表第16 保安に関する記録（第19条、75条の2、124条関係） 1. 加工規則第7条に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="571 427 1310 790"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）</td> <td>挿入の都度（連続式にあっては連続して）</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安上特に管理を必要とする設備の温度、圧力及び流量の値（熱的制限値を計測管理する設備の温度に限る。）</td> <td>連続して</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻</td> <td>開始及び停止の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ニ 警報装置から発せられた警報の内容</td> <td>その都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻</td> <td>操作の開始及び交代の都度</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(保安規定「別表第1-3」及び「別表第2」に記載した機器については、操作記録を作成します。マガジン架台部と運搬台車についても「別表第1-3」及び「別表第2」に記載しており、「別表第2」の「(注3) 駆動源となる圧縮空気の供給を1台の台車だけに制限する。」により、マガジン架台部と運搬台車の操作において、圧縮空気切替え操作（弁操作）を行うことを保安規定の操作記録により管理します。)</p>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）	挿入の都度（連続式にあっては連続して）	1年間	ロ 保安上特に管理を必要とする設備の温度、圧力及び流量の値（熱的制限値を計測管理する設備の温度に限る。）	連続して	1年間	ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	1年間	ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	1年間	<p>(SQAS-02「保安記録管理標準」) 3. 適用範囲 本標準は、「保安規定」別表第16に定める「保安に関する記録」を対象とする。管理すべき保安記録を別表1に示す。</p> <p>SQAS-02</p> <p>別表1 保安記録一覧表 Rev. 43</p> <table border="1" data-bbox="1377 454 2161 582"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記録番号</th> <th>記 録 名</th> <th>作成者^{注1)}</th> <th>記録機電</th> <th>保存責任者^{注2)}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">3. 操作記録</td> </tr> <tr> <td>3-39A</td> <td></td> <td>工場棟・燃料集合体組立設備・燃料集合体組立装置（マガジン架台部）（1型マガジン台車）</td> <td></td> <td></td> <td>組立課長</td> <td>1月 安島部長 1年</td> </tr> <tr> <td>3-40A</td> <td></td> <td>工場棟・燃料集合体組立設備・運搬台車（マガジン移動台車 No.1, 2）</td> <td></td> <td></td> <td>組立課長</td> <td>1月 安島部長 1年</td> </tr> </tbody> </table>	区分	記録番号	記 録 名	作成者 ^{注1)}	記録機電	保存責任者 ^{注2)}	保存期間	3. 操作記録							3-39A		工場棟・燃料集合体組立設備・燃料集合体組立装置（マガジン架台部）（1型マガジン台車）			組立課長	1月 安島部長 1年	3-40A		工場棟・燃料集合体組立設備・運搬台車（マガジン移動台車 No.1, 2）			組立課長	1月 安島部長 1年
記録事項	記録すべき場合	保存期間																																																
3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）	挿入の都度（連続式にあっては連続して）	1年間																																																
ロ 保安上特に管理を必要とする設備の温度、圧力及び流量の値（熱的制限値を計測管理する設備の温度に限る。）	連続して	1年間																																																
ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	1年間																																																
ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間																																																
ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	1年間																																																
区分	記録番号	記 録 名	作成者 ^{注1)}	記録機電	保存責任者 ^{注2)}	保存期間																																												
3. 操作記録																																																		
3-39A		工場棟・燃料集合体組立設備・燃料集合体組立装置（マガジン架台部）（1型マガジン台車）			組立課長	1月 安島部長 1年																																												
3-40A		工場棟・燃料集合体組立設備・運搬台車（マガジン移動台車 No.1, 2）			組立課長	1月 安島部長 1年																																												
6-29	5651	<p>オイルパン及び遮熱板については、保安規定及び社内管理要領により適切に管理する。</p>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ① ③) 火災発生防止対策として、消防用設備等の維持管理及び点検・整備、爆発防護、避難施設の維持管理、火災予防等に関すること。</p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 7.5 火災予防 (3) 担当課長は、火災予防対策として設置したオイルパン及び遮熱板について点検・整備を実施し適切に管理する。</p>																																														
6-30	5674	<p>ロータリーキルン(1)(2)： 水素ガスの供給開始時は、ロータリーキルン内を窒素ガスでパッキングして漏えいのないことを確認後、水素ガスを供給する。(保安規定)</p> <p>5674 ガスヒータ(1)(2)： 水素ガスの供給開始時は、ロータリーキルン内を窒素ガスでパッキングして漏えいのないことを確認後、水素ガスを供給する。(保安規定)</p>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ② 7) 担当課長は、爆発防護対策として、爆発混合気を形成しないように、ロータリーキルン、ガスヒータ、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉に水素ガスを供給する前に窒素ガスにより内部残留空気を掃気する。また、常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により周囲で漏えいがないことを確認する。</p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 7.3 爆発防護 (1) 爆発混合気を形成しないように、転換課長はロータリーキルン、ガスヒータ、成形課長は連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉に、水素ガスを供給する前に窒素ガスにより、内部残留空気を掃気する。 (2) 成形課長は連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉を常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により周囲で漏えいがないことを確認する。 (3) 成形課長は、バッチ式小型焼結炉の運転中は、扉を開けないことにより空気の混入を防止する。</p>																																														

保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-31	5674	連続焼結炉(1)(2)： 常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により炉の周囲で漏えいがないことを確認する。（保安規定）	「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ② f) 担当課長は、爆発防護対策として、爆発混合気を形成しないように、ロータリーキルン、ガスヒータ、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉に水素ガスを供給する前に窒素ガスにより内部残留空気を掃気する。また、常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により周囲で漏えいがないことを確認する。	(SQAS-24「火災防護活動標準」) 7.3 爆発防護 (1) 爆発混合気を形成しないように、転換課長はロータリーキルン、ガスヒータ、成形課長は連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉に、水素ガスを供給する前に窒素ガスにより、内部残留空気を掃気する。 (2) 成形課長は連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉を常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により周囲で漏えいがないことを確認する。 (3) 成形課長は、バッチ式小型焼結炉の運転中は、扉を開けないことにより空気の混入を防止する。
	5674	バッチ式小型焼結炉： 常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により炉の周囲で漏えいがないことを確認する。（保安規定）		
	5674	連続焼結炉(加工棟)： 常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により炉の周囲で漏えいがないことを確認する。（保安規定）		
6-32	5675	運転中は扉を開けないことにより空気の混入を防止する。（保安規定）	「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ② g) 成形課長は、バッチ式小型焼結炉の運転中は、扉を開けないことにより空気の混入を防止する。	(SQAS-24「火災防護活動標準」) 7.3 爆発防護 (3) 成形課長は、バッチ式小型焼結炉の運転中は、扉を開けないことにより空気の混入を防止する。
6-33	5874	添設設4-1-1 表に示す設備・機器については、設備・機器に取り付けたワイヤを介してアンカーボルト等で固定する。この管理について保安規定に規定する。	「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備 ① ② ロ) e) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。 ・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤ等を介してアンカーボルト等で固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間は搬送用台車を固定する。 ・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はマガジン架台部はボルトで固定する。	(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 自然災害等発生時に加工施設が必要な機能を維持するため、以下に示す事項のうち(1)、(4)、(5)について管理総括者が、(2)について環境保全課長が、(3)について各担当課長がそれぞれ要領書に定める。 (4) 竜巻 (STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」) 8. 竜巻に備えた措置 8.2 竜巻対応 ① ② ロ) e) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。 ・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤ等を介してアンカーボルト等で固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間は搬送用台車を固定する。 ・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はマガジン架台部はボルトで固定する。
	5874	マガジン [471] は、竜巻警報発報時及び夜間休日不在時には、マガジン架台 [473]、マガジン架台部 [476] に積載する。この管理について保安規定に規定する。		
	5875	マガジン架台部 [476] は、移動可能な設計としている。竜巻警報発報時及び夜間休日不在時にはボルトで固定する。この管理について保安規定に規定する。		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等								
6-34	5955	このスクラバの循環水が停止（循環ポンプ停止）した場合、排気中に含まれるウランの除去機能が損なわれることから、スクラバの循環水が停止（循環ポンプ停止）した場合、警報（添設設6-4 図のA部）を発し、運転員に乾燥機の運転停止動作を促す。この対応は保安規定で順守する。	<p>（異常時の措置）</p> <p>第38条</p> <p>2. 担当課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じると共に関係課長に通報する。</p>	<p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」）</p> <p>6. 5 異常時の処置</p> <p>・担当課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じる（<u>設備の運転停止を含む</u>）と共に関係課長に通報する。</p> <p>（OP-271「排気処理設備操作」）</p> <p>7.6.2 警報発報時の処置</p> <p>（1）ADUスクラバ循環ポンプ停止警報が発報した場合</p> <p>①操作責任者に遅滞なく連絡する。</p> <p>②ADUスクラバ循環ポンプが停止していることを確認する。</p> <p>③乾燥機を手動で停止する。</p>								
6-35	5962	機器内部の負圧を9.8Pa以上で維持管理することについては保安規定で規定する。	<p>（漏えい管理）</p> <p>第36条 各課長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質の飛散又は漏えいがないように管理する。</p> <p>2. 設備技術課長は、加工施設が運転されているときは、気体廃棄設備の運転により第1種管理区域を負圧に維持し、管理する。さらにウランの飛散するおそれのある部屋は、事故時においても負圧に維持するよう可能な限り管理する。</p> <p>3. 各課長は、核燃料物質を取扱う部屋が負圧であること、また、核燃料物質を取扱うフードボックス等の機器内部の負圧が、室内に対して9.8Pa以上であることを確認してから核燃料物質を取扱う。</p>	<p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」）</p> <p>6. 2 加工施設の設備管理</p> <p>（3）設備技術課長は、加工施設が運転されているときは、気体廃棄設備の運転により第1種管理区域を負圧に維持し、管理する。さらにウランの飛散するおそれのある部屋は、事故時においても他の排気系統で当該室内を排気し、負圧を維持するよう可能な限り管理する。</p> <p>（4）各課長は、核燃料物質を取扱う部屋が外気に対して19.6Pa以上の負圧以下であること、また、粉末状のウランを取扱う設備・機器に設けるフードボックス等については、内部を排気することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、機器内部の負圧を室内に対して9.8Pa以上であることを確認する。</p> <p>（5）各課長は、溶液状のウランを取り扱う設備・機器及び貯槽等から漏えいがないように管理する。</p>								
6-36	6002	今回申請する槽において、液位高警報発報時に運転員が液位高警報を確認後、速やかに送液元のポンプを停止することは保安規定に規定する。	<p>（放射性液体廃棄物）</p> <p>第76条</p> <p>2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）」及び「廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」、「<u>廃液処理設備(6)のチェックタンク</u>」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。また、担当部門の操作員は、<u>廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u></p>	<p>（SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」）</p> <p>5. 2 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>（1）①担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)（シリンドラ洗浄槽）の集水槽（チェック用）」及び「廃液貯槽（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(4)（加工棟）の貯留タンク（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」及び「<u>廃液処理設備(6)のチェックタンク</u>」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。</u></p> <p>廃液貯留タンク内の水量が一定レベルに達したら、別に定める要領に従い、安全管理課に放射能濃度の測定を依頼して管理目標値以下であることを確認すること。また、担当部門の操作員は、<u>廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u></p>								
6-37	6003	<p>冷却水循環槽 液量を管理する。（保安規定）</p> <p>6003 操業中は作業員が閉ループ内の水量を漏えいが起こさない水量に管理する。冷却水、洗浄水の水量管理については、保安規定で規定する。</p>	<p>（保安上特に管理を必要とする設備）</p> <p>第33条</p> <p>2. 第1項で定めた設備は、別表第1-3に示したものとする。</p> <p>記載例</p> <p>別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33、34条関係）</p> <table border="1" data-bbox="571 1220 1339 1332"> <thead> <tr> <th>設備及び機器名称</th> <th>員数</th> <th>管理内容</th> <th>運転管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(12) 研削設備（工場棟） ・冷却水循環槽</td> <td>4基</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td>成形課長</td> </tr> </tbody> </table>	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	(12) 研削設備（工場棟） ・冷却水循環槽	4基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	成形課長	<p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」）</p> <p>6. 1 加工施設の操作管理</p> <p>（4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。</p>
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者									
(12) 研削設備（工場棟） ・冷却水循環槽	4基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	成形課長									

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																
6-38	6023	<p>ウラン回収設備（第1系列） <u>複数の運転員により試薬投入量を確認する。（保安規定）</u></p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33、34条関係）</p> <table border="1" data-bbox="568 325 1339 643"> <thead> <tr> <th>設備及び機器名称</th> <th>員数</th> <th>管理内容</th> <th>運転管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6) ウラン回収設備(第1系列)(工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>転換課長</td> </tr> <tr> <td>・原料フードボックス</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・溶解槽</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・遠心ろ過機</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・溶解液受槽</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・沈殿槽</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・遠心分離機</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・乾燥機</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・箱形乾燥機</td> <td>2基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・pH調整槽</td> <td>2基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・複数の運転員により試薬投入量を確認する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	(6) ウラン回収設備(第1系列)(工場棟)			転換課長	・原料フードボックス	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・溶解槽	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・遠心ろ過機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・溶解液受槽	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・沈殿槽	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・遠心分離機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・乾燥機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・箱形乾燥機	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・pH調整槽	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする				・複数の運転員により試薬投入量を確認する		<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)</p> <p>6. 1 加工施設の操作管理</p> <p>(4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。</p> <p>・ウラン回収設備(第1系列)(工場棟)のpH調整槽、ウラン回収設備(第2系列)(工場棟)の沈殿槽、ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入量を確認すること。</p> <p>・ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認すること、また、複数の運転員により遠心分離機への通液系統を確認すること。</p>
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者																																																	
(6) ウラン回収設備(第1系列)(工場棟)			転換課長																																																	
・原料フードボックス	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																		
・溶解槽	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																		
・遠心ろ過機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																		
・溶解液受槽	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																		
・沈殿槽	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																		
・遠心分離機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																		
・乾燥機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																		
・箱形乾燥機	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																		
・pH調整槽	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																		
		・複数の運転員により試薬投入量を確認する																																																		
6-39	6025	<p>ウラン回収設備（第2系列） <u>複数の運転員により試薬投入量を確認する。（保安規定）</u></p>	<p>別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33、34条関係）</p> <table border="1" data-bbox="568 778 1339 906"> <thead> <tr> <th>設備及び機器名称</th> <th>員数</th> <th>管理内容</th> <th>運転管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) ウラン回収設備(第2系列)(工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>転換課長</td> </tr> <tr> <td>・投入ボックス</td> <td>2基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・沈殿槽</td> <td>2基</td> <td>・複数の運転員により試薬投入量を確認する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	(7) ウラン回収設備(第2系列)(工場棟)			転換課長	・投入ボックス	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・沈殿槽	2基	・複数の運転員により試薬投入量を確認する		<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)</p> <p>6. 1 加工施設の操作管理</p> <p>(4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。</p> <p>・ウラン回収設備(第1系列)(工場棟)のpH調整槽、ウラン回収設備(第2系列)(工場棟)の沈殿槽、ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入量を確認すること。</p> <p>・ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認すること、また、複数の運転員により遠心分離機への通液系統を確認すること。</p>																																
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者																																																	
(7) ウラン回収設備(第2系列)(工場棟)			転換課長																																																	
・投入ボックス	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																		
・沈殿槽	2基	・複数の運転員により試薬投入量を確認する																																																		

保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-40	6032	HFを含む液体状の放射性物質を内包する槽と排気ダクトとの接続部には閉止弁を設置し、B-DBA事象発生時はこれを運転員複数名が閉止する。この作業に関わる具体的な体制については保安規定に記載する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>「添付2重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」 1.4 標準書の整備 ・<u>重大事故に至るおそれがある事故発生時にHFを含む液体状の放射性物質を内包する槽と排気ダクトとの接続部に設置された閉止弁を操作員複数名が閉止する作業に関わる具体的な体制。</u></p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備 1.4 標準書の整備 ・<u>重大事故に至るおそれがある事故発生時にHFを含む液体状の放射性物質を内包する槽と排気ダクトとの接続部に設置された閉止弁を操作員複数名が閉止する作業に関わる具体的な体制。</u></p> <p>(TP1-109「保安・一般安全に関する異常処置・連絡要領」) 表2 異常の具体例と処置・連絡区分事例(6/11) 6. 核物質防護、臨界安全、核物質による汚染及び被ばく、作業環境及び周辺環境に影響を与える事象が発生又は発見した場合 6-12 発生事象(異常の具体例)：転換工場蒸発器、蒸発加水工程ブートホックスからUF6が漏えいし、UF6漏えい警報が作動した。 処置要領：連絡区分1にて連絡する。添付資料4-1の手順書に従い処置を行う。(室内及び局所排気全停止した場合、複数の操作員により呼吸用保護具を着用しUO2F2貯槽と排気ダクトとの接続部に設置された閉止弁を閉止することを含む。)</p>
6-41	6034	台車の操作については保安規定で規定する。	<p>(臨界安全管理) 第35条 (3) 別表第2第2項に示す台車、<u>構内運搬車</u>及び別表第2第3項に示す電動リフタを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用すること。</p> <p>(別表第2、第3図の抜粋については、6-14参照)</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6. 1 加工施設の操作管理 (4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。 ・「保安規定」別表第2第2項に示す台車、<u>構内運搬車</u>及び別表第2第3項に示す電動リフタを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用すること。</p> <p>(STD-SC0102「臨界安全管理要領」) 5. 臨界安全管理上の一般的注意事項 (8) 燃料集合体、ウランを収納した容器(表-9、但しUF6 シリンダは除く)を工程内・工程間運搬する場合(作業者が直接、容器等を移動する場合も含む)、設備・機器(ウランの収納部位)との表面間距離を30.5cm以上とって運搬しなければならない。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室、加工棟の粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、ペレット貯蔵室、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、第2核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟はこの限りではない。台車等のスパーサーを考慮した設備・機器(ウランの収納部位)との離隔管理方法を表-8(3)に示す。</p>

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-42	6149	<p>重大事故に至るおそれがある事故への対処については、事業許可の方針を元に、保安規定に規定し、必要な資機材、対応要領、要員を整備し、教育訓練を実施している(今後、建物・設備の改造を反映)が、スクラバが機能しないことから、設備・建物による閉じ込め(UF6 シリンダ、コールドトラップ、コールドトラップ(小)(1次閉じ込め)、蒸発器(2次閉じ込め)、防護カバー(3次閉じ込め)、転換工場(4次閉じ込め)により対処する。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る計画及び実施) 第98条 管理総括者は、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、第100条に記載する事項を定めた重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動に関する標準書を第78条の標準書に含めて定める。</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備) 第100条 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するため、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の体制の整備に関し、第13章に記載する措置に加え、添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」を踏まえ、次の措置を講じる。 (1) 必要な体制を整備する。 (2) 要員に対する教育及び訓練を第24条及び第25条に基づき実施する。 (3) 必要な電源その他資機材を備え付ける。 (4) 前各号に定める措置のほか、必要な体制を整備する。 2. 管理 総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な次の事項を第78条及び第89条の標準書に定める。</p> <p>(六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置) 第113条 転換課長は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、中央制御室内の転換課の操作員に、HF用防護具、携行HF検知器を着用させた上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止させ、退避させる。 2. 転換課の操作責任者は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、転換工場の気体廃棄設備の停止を指示する。中央制御室内の転換課の操作員は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、HF用防護具、携行HF検知器を着用した上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止し、退避する。 3. 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF用防護具を着用し、HF濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、六ふっ化ウランの屋外への漏えいに備え、予め可搬消防ポンプによる原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHFが検出された場合には、目張りを中止し、原料倉庫周囲への散水を行う。 4. 安全管理課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備に近く、転換工場から直接建屋外につながる箇所に、通常時よりあらかじめ目張り措置を行う。</p> <p>(六ふっ化ウランのUF6シリンダ内への閉じ込め) 第114条 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい事故を収束させるため、六ふっ化ウランをUF6シリンダ内へ閉じ込める措置として、要員に化学防護服(耐HF仕様)、呼吸用ポンベ付一体型防護マスク及び携行HF検知器を着用させ、2人組でUF6シリンダのバルブ閉止等を実施させる。作業は化学的影響を受けないよう、携行HF検知器で化学防護服内のHF濃度を確認の上、実施させる。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 2. 要求事項 「加工施設保安規定(以下「保安規定」という。)」第78条～第88条、第98条～第100条、第102条、第103条、第111条～第118条 6.5 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動を行う体制の整備に関し別紙1「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」を踏まえ、次の措置を講じる。 (1) 体制の整備 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行うために非常時対策組織である防災組織をおく。 (2) 教育・訓練 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う要員に対する教育及び訓練を実施する。なお、教育及び訓練の計画は、「保安教育・訓練標準」に従い実施し、教育及び訓練の内容は「防災組織選任及び教育・訓練要領」に定める。 (3) 資機材の整備 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行うために必要な電源その他資機材を備え付ける。備え付ける資機材及びそれらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。 (4) 活動を行うために必要な事項 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行うために必要な次の事項を「緊急時対応要領」又は「消火活動手順」に定める。 6.4 UF6 漏えい事故のリスクを低減させるための措置 (2) 一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置 ① UF6 の建屋内への閉じ込め措置 イ) 転換課長は、作業環境に漏えいしたUF6 が気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、中央制御室内の転換課の操作員に、HF 用防護具、携行HF 検知器を着用させた上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止させ、退避させる。 ロ) 転換課の操作責任者(班長又はリーダー)は、作業環境に漏えいしたUF6 が気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、転換工場の気体廃棄設備の停止を指示する。中央制御室内の転換課の操作員は、作業環境に漏えいしたUF6 が気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、HF 用防護具、携行HF 検知器を着用した上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止し、退避する。 ハ) 非常時対策組織は、UF6 漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF 用防護具を着用し、HF 濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、UF6 の漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHF が検出された場合には、目張りを中止し原料倉庫の周囲への散水を行う。 ニ) 安全管理課長は、UF6 を正圧で扱う設備に近く、転換工場から直接建屋外につながる箇所に、通常時よりあらかじめ目張り措置を行う。 ② UF6 のUF6 シリンダ内への閉じ込め 非常時対策組織は、UF6 漏えい事故を収束させるため、UF6をUF6シリンダ内へ閉じ込める措置として、要員に化学防護服(耐HF仕様)、呼吸用ポンベ付一体型防護マスク及び携行HF検知器を着用させ、2人組でUF6シリンダのバルブ閉止等を実施させる。作業は化学的影響を受けないよう、携行HF検知器で化学防護服内のHF濃度を確認の上、実施させる。</p>

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																														
6-43	6151	重大事故に至るおそれがある事故の際、保安規定に定められた手順により、転換工場の気体廃棄設備は一斉に停止され、逆流防止ダンパは閉止されるため、UF6の漏洩は停止する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(六ふつ化ウランの建屋内への閉じ込め措置) 第113条 転換課長は、作業環境に漏えいした六ふつ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、中央制御室内の転換課の操作員に、HF用防護具、携行HF検知器を着用させた上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止させ、退避させる。 2. 転換課の操作責任者は、作業環境に漏えいした六ふつ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、転換工場の気体廃棄設備の停止を指示する。中央制御室内の転換課の操作員は、作業環境に漏えいした六ふつ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、HF用防護具、携行HF検知器を着用した上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止し、退避する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 6.4 UF6漏えい事故のリスクを低減させるための措置 (2) 一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置 ① UF6の建屋内への閉じ込め措置 イ) 転換課長は、作業環境に漏えいしたUF6が気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、中央制御室内の転換課の操作員に、HF用防護具、携行HF検知器を着用させた上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止させ、退避させる。 ロ) 転換課の操作責任者(班長又はリーダー)は、作業環境に漏えいしたUF6が気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、転換工場の気体廃棄設備の停止を指示する。中央制御室内の転換課の操作員は、作業環境に漏えいしたUF6が気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、HF用防護具、携行HF検知器を着用した上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止し、退避する。</p>																														
6-44	6158	<p>廃液処理設備(1)、廃液処理設備(4)に受け入れる廃液の種類、発生元及び核燃料物質等の混入防止対策を添説9-3-2表に示す。通常時に液処理設備(1)、液処理設備(4)に受け入れる廃液は、表に示すソフト対策管理を実施することにより、有意な核燃料物質が混入しないことを管理する。これらの対策については保安規定に規定する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物) 第76条 3. 前項の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統であるチェックタンク等には、有意な核燃料物質が混入されないよう、具体的な方策を定めた第73条の標準書を守り、遵守させる。</p>	<p>(SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」) 5. 2 放射性液体廃棄物の管理 (1) ④ ①～③の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統であるチェックタンク等には、有意な核燃料物質が混入されないよう、別紙3に示す手洗い水等への核燃料物質等の混入防止対策を遵守させる。</p> <p>別紙3 表1 手洗い水等への核燃料物質等の混入防止対策</p> <p>SQAS-10 (別紙3)</p> <p>表1 手洗い水等への核燃料物質等の混入防止対策</p> <table border="1" data-bbox="1384 801 2150 1107"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">廃液種別</th> <th colspan="3">廃液発生元</th> <th rowspan="2">核燃料物質等の混入防止対策</th> </tr> <tr> <th>建物名</th> <th>部屋名</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① ② ③</td> <td>① 第1種管理区域内における手洗い水</td> <td rowspan="3">工場棟 転換工場</td> <td>転換加工室</td> <td>手洗い設備</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質等に直接手で触れない。 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。 定期的な汚染がないことを確認(放射性物質濃度を測定)する。 定期的な汚染がないことを確認(電導度を測定)する。 </td> </tr> <tr> <td>② 第1種管理区域内の熱交換器、ポンプ冷却水</td> <td>付帯設備室</td> <td>ユーティリティ</td> </tr> <tr> <td>③ 蒸発器から発生する水蒸気ドレン水</td> <td>原料倉庫</td> <td>ユーティリティ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④ ⑤</td> <td>④ 第1種管理区域内における手洗い水</td> <td rowspan="2">加工棟 成型工場</td> <td>ベレット加工室</td> <td>手洗い設備</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質等に直接手で触れない。 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。 核燃料物質を取り扱わないエリアに設置されている空調機のドレン水であり、核燃料物質等が含まれるおそれはない。 </td> </tr> <tr> <td>⑤ 第1種管理区域における空調ドレン水</td> <td>加工棟2階 フィルタ室</td> <td>ユーティリティ</td> </tr> </tbody> </table>	No.	廃液種別	廃液発生元			核燃料物質等の混入防止対策	建物名	部屋名	設備名	① ② ③	① 第1種管理区域内における手洗い水	工場棟 転換工場	転換加工室	手洗い設備	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質等に直接手で触れない。 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。 定期的な汚染がないことを確認(放射性物質濃度を測定)する。 定期的な汚染がないことを確認(電導度を測定)する。 	② 第1種管理区域内の熱交換器、ポンプ冷却水	付帯設備室	ユーティリティ	③ 蒸発器から発生する水蒸気ドレン水	原料倉庫	ユーティリティ	④ ⑤	④ 第1種管理区域内における手洗い水	加工棟 成型工場	ベレット加工室	手洗い設備	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質等に直接手で触れない。 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。 核燃料物質を取り扱わないエリアに設置されている空調機のドレン水であり、核燃料物質等が含まれるおそれはない。 	⑤ 第1種管理区域における空調ドレン水	加工棟2階 フィルタ室	ユーティリティ
No.	廃液種別	廃液発生元					核燃料物質等の混入防止対策																											
		建物名	部屋名	設備名																														
① ② ③	① 第1種管理区域内における手洗い水	工場棟 転換工場	転換加工室	手洗い設備	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質等に直接手で触れない。 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。 定期的な汚染がないことを確認(放射性物質濃度を測定)する。 定期的な汚染がないことを確認(電導度を測定)する。 																													
	② 第1種管理区域内の熱交換器、ポンプ冷却水		付帯設備室	ユーティリティ																														
	③ 蒸発器から発生する水蒸気ドレン水		原料倉庫	ユーティリティ																														
④ ⑤	④ 第1種管理区域内における手洗い水	加工棟 成型工場	ベレット加工室	手洗い設備	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質等に直接手で触れない。 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。 核燃料物質を取り扱わないエリアに設置されている空調機のドレン水であり、核燃料物質等が含まれるおそれはない。 																													
	⑤ 第1種管理区域における空調ドレン水		加工棟2階 フィルタ室	ユーティリティ																														

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等									
6-45	6166	放射性液体廃棄物中のウラン濃度が原子力規制委員会の定める値以下 ($U < 2 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$) を満足することを測定した後、管理区域外の排水貯留池（次回以降申請）へ排水する。これら排出基準値以下の排水については、保安規定に規定する。	<p>（放射性液体廃棄物） 第76条 安全管理課長は、排水口からの排水の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。 2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、<u>廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「「廃液処理設備(5)のチェックタンク」」、「「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。</u>転換課長は、<u>廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。</u>環境保全課長は、<u>排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。</u>なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。また、担当部門の操作員は、廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</p> <p>別表第14 周辺監視区域外側の境界における放射性物質の濃度限度及び管理目標値（第76、77条関係）</p> <table border="1" data-bbox="562 616 1335 794"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>濃度限度</th> <th>管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気中の3月間について の平均濃度</td> <td>$1 \times 10^{-8} \text{Bq/cm}^3$</td> <td>$1.5 \times 10^{-9} \text{Bq/cm}^3$</td> </tr> <tr> <td>水中の3月間について の平均濃度</td> <td>$2 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$</td> <td>$8 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$</td> </tr> </tbody> </table>	項目	濃度限度	管理目標値	空気中の3月間について の平均濃度	$1 \times 10^{-8} \text{Bq/cm}^3$	$1.5 \times 10^{-9} \text{Bq/cm}^3$	水中の3月間について の平均濃度	$2 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$	$8 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$	<p>（SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」） 5. 2 放射性液体廃棄物の管理 (1). ①担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、<u>廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)（シリンダ洗浄棟）の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「「廃液処理設備(4)（加工棟）の貯留タンク（チェック用）」、「「廃液処理設備(5)のチェックタンク」及び「「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。</u>なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。 廃液貯留タンク内の水量が一定レベルに達したら、別に定める要領に従い、安全管理課に放射能濃度の測定を依頼して管理目標値以下であることを確認すること。また、担当部門の操作員は、廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</p>
項目	濃度限度	管理目標値											
空気中の3月間について の平均濃度	$1 \times 10^{-8} \text{Bq/cm}^3$	$1.5 \times 10^{-9} \text{Bq/cm}^3$											
水中の3月間について の平均濃度	$2 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$	$8 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$											

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等									
7-1	103	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保安計画の策定） 第60条の7 （1）担当課長は、第60条の4の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 1）点検計画 2）巡視計画 3）定期事業者検査の計画 4）設計及び工事の計画 5）特別な保安計画 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>（工事管理） 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。 （1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 （2）加工施設に対する悪影響の防止 （3）管理上重要な初期データの採取 （4）工事工程の管理 （5）運転開始までの作業対象設備の管理 （6）第6章に基づく放射線管理 （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>（使用前事業者検査の実施） 第63条 管理総括者は、設工認の対象となる加工施設について、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下本条において「検査」という。）の実施手順を「施設管理標準」に定める。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-08「施設管理標準」） 6. 2. 4 保安計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保安計画を策定する。 （1）担当課長は、保安の対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保安計画 6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 （1）設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令</u>及び次の事項を考慮した工事管理を行う。 a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理 ※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p> <p>9. 事業者検査の実施 9. 1 使用前事業者検査の実施 （1）安全・品質保証部長は、設工認の対象となる加工施設について、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本項において「検査」という。）に係る責任を有し、統括する。 （2）安全・品質保証部長は、検査対象となる建物・構築物及び設備・機器の工事（補修、改造及び新設）又は点検に関与していない組織の者を検査責任者として指名する。 （3）安全法務課長は、以下の事項を実施する。 a. 検査の実施体制を構築する。 b. 検査要領書を定め、それを実施する。 c. 検査対象の加工施設が下記の事項に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。 ① 工事が設工認に従って行われたものであること。 ② 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 d. 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 e. 検査にかかわる記録を管理する。 f. 検査にかかわる要員の教育訓練を「保安規定第7条の2」に基づいて行う。 （4）（2）項の検査責任者は、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が（3）c.項に適合することを最終判断する。</p>									
	829	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	<p>別表第1 保安規定と標準書の対応表（第5条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安規定</th> <th>標準書（文書番号）</th> </tr> <tr> <th>章</th> <th>条</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7章 施設管理</td> <td>第60条～第67条の2</td> <td>施設管理標準 (SQAS-08) 設計・開発管理標準 (SQAS-19)</td> </tr> </tbody> </table>	保安規定		標準書（文書番号）	章	条		第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 (SQAS-08) 設計・開発管理標準 (SQAS-19)	
保安規定		標準書（文書番号）											
章	条												
第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 (SQAS-08) 設計・開発管理標準 (SQAS-19)											
	1170	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。											
	1182	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。											
	1544	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。											
	1615	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。											

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																
<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>																				
<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>																				
	<p>1619</p>	<p>今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。</p>																		
	<p>1624</p>	<p>今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。</p>																		
	<p>1627</p>	<p>今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。</p>																		
	<p>1632</p>	<p>今回申請の設備・機器については、変更がないため、保安規定に基づき以下に示す手順により検査のみを行う（図り2-7、図り2-8 参照）。</p>																		
	<p>1634</p>	<p>今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。</p>																		
<p>7-2</p>	<p>104</p>	<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>	<p>(工事管理) 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>以下の事項を考慮した工事管理を行う。 (1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 加工施設に対する悪影響の防止 (3) 管理上重要な初期データの採取 (4) 工事工程の管理 (5) 運転開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射線管理 (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>工事管理については、SQAS-08「施設管理標準」に基づき実施する。 (SQAS-08「施設管理標準」) 8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令</u>及び以下の事項を考慮した工事管理を行う。 a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理 ※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p>																
	<p>830</p>	<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>																		
	<p>815</p>	<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>	<p>別表第1 保安規定と標準書の対応表 (第5条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="524 1066 1323 1155"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安規定</th> <th colspan="2">標準書(文書番号)</th> </tr> <tr> <th>章</th> <th>条</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7章 施設管理</td> <td>第60条～第67条の2</td> <td>施設管理標準</td> <td>(SQAS-08)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>設計・開発管理標準</td> <td>(SQAS-19)</td> </tr> </tbody> </table>		保安規定		標準書(文書番号)		章	条			第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準	(SQAS-08)			設計・開発管理標準	(SQAS-19)
保安規定		標準書(文書番号)																		
章	条																			
第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準	(SQAS-08)																	
		設計・開発管理標準	(SQAS-19)																	
	<p>824</p>	<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>																		
	<p>1171</p>	<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>																		
	<p>1183</p>	<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>																		

保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
	1545	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1589	今回申請の消火設備防火水槽(3)及び(4)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り1-2-1参照）により行う。		
	1589	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1594	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1599	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1607	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1612	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1615	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1619	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1624	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1627	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1634	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		

保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-3	814	今回申請の付属建物第3核燃料倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-1参照）により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保全計画の策定） 第60条の7 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-08「施設管理標準」） 6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 （1）設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</p>
	824	今回申請の付属建物劣化・天然ウラン倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-2参照）により行う。		
	1594	今回申請の消火設備可搬消防ポンプに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り1-3-1～2参照）により行う。		
	1598	今回申請の付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		
	1607	今回申請の付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-4	814	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(管理区域) 第42条 2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。 6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.1.1 管理区域の設定 (2) 管理総括者は、以下の事項を含む管理区域の設定について「放射線安全作業要領」に定める。 ①前項(1)以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。 ④安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」) 3.4 管理区域等の設定及び解除 (3) 一時管理区域の設定 一時管理区域の設定は以下の手順で行う。 1) 管理総括者は、核燃料物質の運搬、放射性廃棄物の保管、放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を設定する場合は、核燃料取扱主任者の意見を求め、事前にその目的、範囲、期間等を文書により通知し社内に周知する。 2) 安全管理課長は、一時管理区域を壁、さく等で区画し、施設等により業務上立入る者以外の者が立入らないようにする他、一時管理区域である旨を示す標識を掲げる。 3) 安全管理課長は、設定する一時管理区域の線量等を測定する。 4) 放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を設定する場合、付録5「工事に伴う一時管理区域管理要領」に従う。 (4) 一時管理区域の解除 一時管理区域の解除は以下の手順で行う。 1) 管理総括者は、一時管理区域を解除する場合は事前にその目的、範囲、期間等を文書により通知し社内に周知する。 2) 一時管理区域を解除する場合、安全管理課長は線量等の測定を行い、法令に定める管理区域に係る値を超えてないことを確認し管理総括者に報告する。 3) 放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を解除する場合、付録5「工事に伴う一時管理区域管理要領」に従う。</p>

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-5	830	<p>工事が完了した貯蔵棚については、技術基準への適合性を確認する検査を実施し、本加工施設全体の性能に係る検査を行うまで、その状態を維持する。この間における安全確保に係る運用に関しては保安規定により行う。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保全計画の策定） 第60条の7 担当課長は、保全計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 1）点検計画 2）巡視計画 3）定期事業者検査の計画 4）設計及び工事の計画 5）特別な保全計画 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （2）担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 1）所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 2）使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 3）評価方法及び管理基準 4）使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>（保全の実施） 第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保全計画に従って保全を実施する。 3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。 4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。</p>	<p>（SQAS-08「施設管理標準」） 6. 2. 4 保全計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保全計画を策定する。 （1）担当課長は、保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には計画の始期と期間に関することを含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保全計画</p> <p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 （2）設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 c. 評価方法及び管理基準 d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p>
	837	<p>付属建物第3 核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫は、I-2の検査で適合を確認した後、図へ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>	<p>6. 設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>（巡視） 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>6. 2. 5 保全の実施 （1）保全を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保全計画に従って保全を実施する。 （2）保全を実施する各課長は、保全の実施に当たって、7項による設計管理及び8項による工事管理を実施する。 （3）各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。 （4）保全を実施する各課長は、保全の結果について記録し保管する。 （6）設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p>
	837	<p>スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)、ベレット貯蔵棚、棚搬入コンベア、洗浄残渣乾燥機、回転混合機(金属容器(粉末)混合)、燃料棒構内運搬車、保存燃料棒貯蔵棚は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		<p>1 2. 新規基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持 建物および設備に対して新規基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</p> <p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 2 加工施設の設備管理 （2）各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>

保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>
1187		<p>排水貯留池は、1-2 の検査で適合を確認した後、図ト1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		
1187		<p>気体廃棄設備(4)、廃液処理設備(3)、保管廃棄設備(液体廃棄物の廃棄設備)、焼却設備、固体廃棄物処理設備、除染設備、保管廃棄設備(固体廃棄物の廃棄設備)は、1-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		
1549		<p>エアスニファ、エリアモニタ、ハンドフットモニタ、ダストモニタ、モニタリングポスト、放射能測定装置(α、β線用)及び気象観測装置は、1-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		
1639		<p>空シリンダ置場は、空シリンダを保管しており、施設の維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		
1639		<p>無停電電源装置は、1-2 の検査で適合を確認した後、図リ2-2 に示す加工施設の性能検査を受検するまでの間、1-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		

保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>
	1639	<p>工業用水、水道水の配管に設置（新設）する溢水源供給停止設備（手動）の工業用水遮断弁（手動）及び水道水遮断弁（手動）、並びに新設する溢水源供給停止設備（自動）の工業用水遮断弁（自動）、水道水遮断弁（自動）は、I-2の検査で適合を確認した後、使用を開始し、図リ2-5に示す加工施設の性能検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		
	1639	<p>保安秤量器（シリンダ1）～（シリンダ3）、保安秤量器（ウラン管理5）～（ウラン管理7）、UF6シリンダ秤量器及び保安秤量器（分析1）、（分析2）は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		
	1639	<p>改造する非常用電源設備（非常用ディーゼル発電機（屋外ケーブル系統））は、I-2の検査で適合を確認した後、図リ2-9に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		
	1639	<p>既設の緊急対策設備（1）、非常用通報設備、自動火災報知設備、及び消火設備は、火災災害時における誘導、通報に不可欠であるとともに、継続使用する設備・機器への機能維持のための消火活動に不可欠であるため、継続して使用する。継続使用にあたっては、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等														
7-6	1046	大型粉末容器 員数72基 但し、保安規定に基づき使用数量を60基とする。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（<u>濃縮度5%以下</u>）（第35条関係）</p> <p>1. 加工設備 貯蔵設備等に係る核的制限値（台車、<u>槽内運搬車</u>及び電動リフトを除く）</p> <table border="1" data-bbox="539 360 1312 459"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>建屋</th> <th>設 備</th> <th>機 器</th> <th>員数</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>核 的 制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>大型粉末容器</td> <td>72基 *</td> <td>U₀粉末 U₃O₈粉末</td> <td>質 量 1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 7.2基のうち、大型粉末容器の貯蔵架台収納台数である60基のみを使用する。</p>	施設	建屋	設 備	機 器	員数	核燃料物質の状態	核 的 制 限 値				大型粉末容器	72基 *	U ₀ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-09「核燃料物質の管理標準」) 6.3 核燃料物質の貯蔵 (1) (7)大型粉末容器 7.2基のうち、貯蔵架台収納台数である60基のみを使用する。</p>
施設	建屋	設 備	機 器	員数	核燃料物質の状態	核 的 制 限 値												
			大型粉末容器	72基 *	U ₀ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下												
7-7	1170	第2種管理区域内での工事において、不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定(第75条の3)に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物)</p> <p>第75条の3 安全管理課長は、第2種管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を、放射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出し、<u>所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。</u></p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p>	<p>(SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」)</p> <p>5. 4 放射性廃棄物でない廃棄物の管理 安全管理課長は、第2種管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として管理区域外に搬出し、<u>所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。また、それらの方法を定めた要領書を作成する。</u></p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p>														
7-8	1634	保安規定第67条(計画停電時の措置)に従い、既設非常用ディーゼル発電機の停止措置を実施する。 ・加工設備本体の運転停止 ・核燃料物質の適切な閉じ込め(貯蔵施設への貯蔵) ・計画停電時対応体制の確保及び作業計画の周知徹底 2) 既設非常用ディーゼル発電機から負荷側のケーブルを切り離す。 3) 既設非常用ディーゼル発電機から負荷側のケーブルを切り離されていることを1-2の検査に従い確認する。	<p>(計画停電時等の措置)</p> <p>第67条 設備技術課長は、核燃料加工施設において計画停電を実施する場合又は工事等により計画停電と同様の状況が予想される場合は、関係課長と協議し、以下の措置を講じ、事前に核燃料取扱主任者より、保安上の措置が適切であることの確認を受ける。</p> <p>(1) 加工設備本体の運転停止 (2) 核燃料物質の適切な閉じ込め(貯蔵施設への貯蔵) (3) 計画停電時対応体制の確保及び作業計画の周知徹底 なお、計画停電とは、電気事業法に基づく電気設備の定期的な点検作業に伴う停電を示す。</p> <p>(保全計画の策定)</p> <p>第60条の7 (1) 担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>1) 点検計画 2) 巡視計画 3) 定期事業者検査の計画 4) 設計及び工事の計画 5) 特別な保全計画 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。</p> <p>(1) 担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づき必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</p>	<p>(SQAS-08「施設管理標準」)</p> <p>1. 1. 計画停電時等の措置 設備技術課長は、加工施設において計画停電を実施する場合又は工事等により計画停電と同様の状況が予想される場合は、関係課長と協議し、以下の措置を講じ、事前に核燃料取扱主任者より保安上の措置が適切であることの確認を受ける。</p> <p>(1) 加工設備本体の運転停止 (2) 核燃料物質の適切な閉じ込め(貯蔵施設への貯蔵) (3) 計画停電時対応体制の確保及び作業計画の周知徹底 なお、計画停電とは、電気事業法に基づく電気設備の定期的な点検作業に伴う停電を示す。</p> <p>6. 2. 4 保全計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長(以下、本項において「担当課長」という。)は、次の通り保全計画を策定する。</p> <p>(1) 担当課長は、保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には計画の始期と期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保全計画</p> <p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 (2) 設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験(以下、「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 c. 評価方法及び管理基準 d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p>														

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等														
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(工事管理) 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。</p> <p>(1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 加工施設に対する悪影響の防止 (3) 管理上重要な初期データの採取 (4) 工事工程の管理 (5) 運転開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射線管理 (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(巡視) 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の第8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>6. 2. 5 保安の実施 (1) 保安を実施する各課長は、6.2.4 項で定めた保安計画に従って保安を実施する。 (2) 保安を実施する各課長は、保安の実施に当たって、7. 項による設計管理及び8. 項による工事管理を実施する。 (3) 各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30 条による巡視を定期的に行う。 (4) 保安を実施する各課長は、保安の結果について記録し保管する。 (6) 設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>1 2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持 建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4 項に定める保安計画を策定し、これに基づき保安を実施し、その機能を維持する。</p> <p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6. 2 加工施設の設備管理 (2) 各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p> <p>(SQAS-08「施設管理標準」) 8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。</p> <p>a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理</p> <p>※：労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、建築基準法</p>														
7-9	2445	<p>第3核燃料倉庫に設置するクレーンに関して、取り扱う核燃料物質の状態をU02 粉末、U308 粉末から、U02 粉末、U308 粉末、U02ペレットに変更した。</p>	<p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（濃縮度5%以下）（第35条関係）</p> <p>1. 加工設備、貯蔵設備等に係る核的制限値（台車、<u>構内運搬車及び電動リフトを除く</u>）（濃縮度5%以下）</p> <table border="1" data-bbox="533 1193 1317 1321"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>建屋</th> <th>設 備</th> <th>機 器</th> <th>員数</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>核 的 制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>クレーン (第3核燃料倉庫)</td> <td>1基</td> <td>U02粉末 U308粉末 U02ペレット</td> <td>[粉末輸送容器、内容器、他社缶] 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載制限 粉末輸送容器、内容器1以下、 他社缶3以下（注3）</td> </tr> </tbody> </table>	施設	建屋	設 備	機 器	員数	核燃料物質の状態	核 的 制 限 値				クレーン (第3核燃料倉庫)	1基	U02粉末 U308粉末 U02ペレット	[粉末輸送容器、内容器、他社缶] 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載制限 粉末輸送容器、内容器1以下、 他社缶3以下（注3）	<p>(STD-SC0102「臨界安全管理要領」) 表-6 各施設の設備機器の核的制限値 ・クレーン(第3核燃料倉庫) 核燃料物質の状態 U02粉末、U308粉末、U02ペレット (保安規定にあわせ表-6を改訂する。)</p>
施設	建屋	設 備	機 器	員数	核燃料物質の状態	核 的 制 限 値												
			クレーン (第3核燃料倉庫)	1基	U02粉末 U308粉末 U02ペレット	[粉末輸送容器、内容器、他社缶] 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載制限 粉末輸送容器、内容器1以下、 他社缶3以下（注3）												

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-10	2446	第1廃棄物処理所の屋外にある排気処理設備（但し、ウランは取り扱わない）であるスクラバに対して、火災源となる輸送車両が近接し、火災影響を受けないようにするため、迂回する運搬経路に変更した。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.2 外部火災 (4) 標準書の整備 ① 構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、<u>図-1</u>に示す定められた構内輸送経路を遵守する。また、運搬する容量の制限を行う。</p> 	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 (3) 外部火災 ① 担当課長は、構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、<u>図-1</u>に示す定められた構内輸送経路を遵守させる。また、運搬する容量の制限を行う。 (保安規定にあわせ図-1を改訂する。)</p>
7-11	2447	建物堰で溢水を閉じ込める設計となっているが、溢水源があることを踏まえ第3核燃料倉庫1階を溢水防護区画として設定した。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 3. 内部溢水 (4) 標準書の整備 ① <u>溢水防護区画の設定に関すること。</u></p> 	<p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 (5) 内部溢水 ① <u>溢水防護区画は、別図2-1～7に設定する区画とする。</u> (保安規定にあわせ別図を追加する。)</p> 

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-12	2819	<p>降下火砕物が加工施設で観測された場合、<u>気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。</u></p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2.1 降下火砕物及び積雪 (3) 資機材の整備 管理総括者は、<u>降下火砕物及び積雪による災害に必要な資機材を準備する。</u> (4) 標準書の整備 管理総括者は、<u>降下火砕物及び積雪による災害発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u> ① 加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。 ② 降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。 ③ 降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。 ④ 加工施設における降下火砕物と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 (1) 降下火砕物・積雪 ①加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。 ②降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。 ③降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。 ④加工施設における降下火砕物と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p> <p>STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」 4.1 降下火砕物及び積雪の除去 (2) 除去の判断 管理総括者は、<u>建物の実耐力及び事象の進展を考慮し降下火砕物除去の要否を判断する。</u>なお、降下火砕物と積雪の組合せの場合は、加工施設の安全機能を失うことがないよう、余裕をもって降下火砕物を取り除く措置を講じる。 ① 建物実耐力 降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、各建物の実耐力を考慮すること。建物の実耐力を添付1に示す。 ② 事象の進展 降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、敷地内の降下火砕物の堆積状況等を考慮すること。また、気象庁から発表される降下火砕物の堆積予想についての情報を注視すること。 (3) 装備と除去用具 以下に、降下火砕物の除去に用いる用具と作業の際に着用する装備を示す。なお、<u>装備及び除去用具は、必要数をあらかじめ準備し、「STD-SC1331防災資機材管理要領」に従い管理すること。</u> ① 除去用具 ハンドホー、スコップ、ブルーシート（雨樋の養生用）、ロープ（命綱用）、竹箒 ② 降下火砕物除去装備 防塵マスク、保護めがね、軍手、ヘルメット、安全帯、長靴 4.3 設備の停止 降下火砕物が原因で外気取入口の閉塞などの影響を受けるおそれがある施設について、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する。 気体廃棄設備の停止により建屋の負圧を維持できない場合、扉、シャッターに目張りを行い、建屋からのウラン漏えいを防止すること。</p>
	2826	<p>降下火砕物が加工施設で観測された場合、<u>気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。</u></p>		
	2827	<p>降下火砕物が加工施設で観測された場合、<u>気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。</u></p>		

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-13	2822	構内運搬車に影響を及ぼす竜巻、風（台風）、降水、積雪、火山の影響に関しては、影響を受けることがないよう事象発生時には屋外では使用しない運用とするため評価対象外とした（保安規定に規定）。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備 ① 竜巻襲来が想定される段階での対応 2) 警戒事態 b) 建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止。 ・核燃料物質等を搬送中の構内運搬車（粉末容器構内運搬車、保管容器（劣化・天然ウラン用）、ペレット構内運搬容器、燃料棒構内運搬車）は、竜巻の影響を受けない施設内（搬送元又は搬送先）へ移動する。また、燃料棒構内運搬車については、竜巻警報発報時及び夜間休日不在時には建物内でボルト固定する。 ・構内運搬車に影響を及ぼす竜巻、風（台風）、降水、積雪、火山の影響に関しては、影響を受けることがないよう事象発生時には屋外では使用しない。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 自然災害等発生時に加工施設が必要な機能を維持するため、以下に示す事項のうち(1)、(4)、(5)について管理総括者が、(2)について環境保全課長が、(3)について各担当課長がそれぞれ要領書に定める。 (4) 竜巻 (STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」) 8. 竜巻に備えた措置 8.2 竜巻対応 2) 警戒事態 加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生ナウキャスト、雷ナウキャスト、降水ナウキャストの情報を常時監視し、警戒事態の基準が満たされた場合、30分以内を目途に以下を実施する。 イ) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により警戒事態の対応を指示する。 ロ) 担当課長は、以下の対応を実施させる。 a) 敷地内（周辺監視区域内）で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車両を、固縛又は飛来物とならない影響範囲外へ移動する措置を講じる。 b) 建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止。 ・核燃料物質等を搬送中の構内運搬車（粉末容器構内運搬車、保管容器（劣化・天然ウラン用）、ペレット構内運搬容器、燃料棒構内運搬車）は、竜巻の影響を受けない施設内（搬送元又は搬送先）へ移動する。また、燃料棒構内運搬車については、竜巻警報発報時及び夜間休日不在時には建物内でボルト固定する。 ・構内運搬車に影響を及ぼす竜巻、風（台風）、降水、積雪、火山の影響に関しては、影響を受けることがないよう事象発生時には屋外では使用しない。</p>
7-14	2832	構内運搬車による搬送時には、外部火災源としてのA重油用タンクローリ、液化アンモニアローリの経路への侵入を制限する（保安規定に規定）ため、評価対象から除いた。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.2 外部火災 (4) 標準書の整備 管理総括者は、外部火災による災害等を防止するための、以下の活動を実施することを標準書に定める。 ① 構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、<u>図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守する。また、運搬する容量の制限を行う。</u></p>	<p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 (3) 外部火災 ① 担当課長は、構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、<u>図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守させる。また、運搬する容量の制限を行う。</u> (保安規定にあわせ図-1を改訂する。)</p>

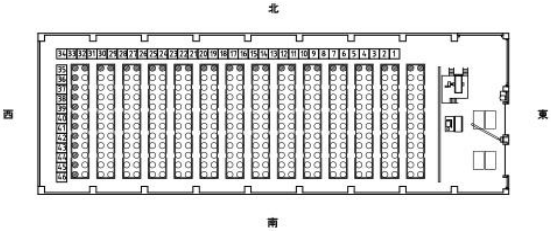
No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-15	2837	<p>立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。第3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫は、鉄筋コンクリート造、及び鉄扉等の堅牢な障壁を有し、管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。なお、空シリンダ置場については、管理区域への出入管理を施錠により行う。また核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。さらに空シリンダ置場に空シリンダを保管する場合は、関係のない人との接触を避けるために、フェンスとの間に距離をおいて置くように管理する。この管理方法については、保安規定で規定する。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(管理区域への出入管理) 第46条 安全管理課長は、許可された者以外の者を管理区域に立入らせない。 2. 安全管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 所定の管理区域出入口を経由すること。 ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。</p> <div data-bbox="539 405 1308 900" style="border: 1px solid black; height: 310px; width: 100%;"></div> <p>(周辺監視区域内の運搬) 第58条 各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、「加工規則第7条の6」に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うと共に標識を取り付ける等の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>(核燃料物質の運搬) 第71条 各課長は、周辺監視区域内で核燃料物質を運搬する場合は、第58条に定める運搬に関する措置及び確認を実施する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.1.6 管理区域への出入管理 (1) 安全管理課長は、許可された者以外の者を管理区域に立入らせない。 なお、放射線業務従事者に指定する際の手続きに関する事項は「放射線安全作業要領」に定める。 (2) 安全管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置について「放射線安全作業要領」に定める。 ①所定の管理区域出入り口を経由すること。 ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>6.4.3 核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬 (1) 各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、「加工規則第7条の6」に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うと共に標識を取り付ける等の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>(図1は保安規定の第2図(2)と同一)</p>

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																			
7-16	2847	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを保安規定に規定する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ② 加工施設における火災の発生及び延焼を防止するため、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理を行う。 イ) 管理区域内への可燃物の持ち込みについては、保管できる数量を超えて持ち込まないように管理する。 ロ) 管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製容器に収容するとともに、収容できない場合には、周囲から発火源（熱源）の除去又は隔離を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 7.2 可燃物等の管理 (1) 各課長は、「STD-SC0406可燃物管理要領」に従い、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理（量、熱源からの離隔距離、収納方法）を行う。 (2) 管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製の容器に収納する。ただし、収納できない場合には、周囲から発火源の除去又は隔離を行う。 (3) 管理区域等に不要な発火性、引火性、爆発性物質等は持ち込ませない。</p> <p>STD-SC0406「可燃物管理要領」 第5条（可燃物の持込管理） 作業エリアには、保管できる数量（火災影響評価を満足する可燃物量）を超えて可燃物を持ち込まないこと。 書類・掲示物等の可燃物については、その配置場所を限定し管理すること。</p>																																			
7-17	2853	水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを保安規定に記載する。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ② 管理総括者は、火災及び爆発発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。 4) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、防災組織の現場活動隊は、水消火を行う前に建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器を停止し、さらに給電停止を行う。なお、事故対応のため負圧に影響のある排気システムを停止する場合は、それ以外の排気システムにより建物の負圧を可能な限り維持すること。</p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 10.4 消火活動 (3) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、防災組織の現場活動隊は、水消火を行う前に建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器を停止し、さらに給電停止を行う。なお、事故対応のため負圧に影響のある排気システムを停止する場合は、それ以外の排気システムにより建物の負圧を可能な限り維持すること。</p> <p>(STD-SC1321-02「消火活動手順」) 6.1 消火活動 (3) 注水消火 ③ 消火活動等による水の侵入にともなう電気火災防止及び感電を防ぐため、防災組織の現場活動隊は、注水する設備機器（但し、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備機器を除く）の電源断の措置を行い、さらに給電停止を行う。なお、事故対応のため負圧に影響のある排気システムを停止する場合は、それ以外の排気システムにより建物の負圧を可能な限り維持すること。</p>																																			
7-18	2876	サーベイメータ（α、β（γ）線用）及び除染用具については、保安規定で当該施設の整備及び管理を規定する。	<p>(放射線測定器類の管理) 第55条 安全管理課長は、第60条の7に定める保全計画のもと、別表第9に定める放射線測定器類を定期的に点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>記載例</p> <p>別表第9 放射線測定器類（第55条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検/校正*1頻度</th> <th>点検・校正責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・線量当量率サーベイメータ</td> <td>12台</td> <td>1回/年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・汚染サーベイメータ</td> <td>19台</td> <td>1回/年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・中性子線測定用サーベイメータ</td> <td>2台</td> <td>1回/年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(非常時用器材の整備) 第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>記載例</p> <p>別表第20 防災資機材一覧（第82、100、118条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防 護</td> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</td> <td>6個（予備2個含む）</td> <td>A.H.F</td> <td>1回/月 外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td>HF吸収付付き半面マスク</td> <td>必要人数分</td> <td>A.B(*1)</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">の 他</td> <td>除染用具</td> <td>2式</td> <td>A.B</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> </tbody> </table>	測定器名	数量	点検/校正*1頻度	点検・校正責任者	・線量当量率サーベイメータ	12台	1回/年		・汚染サーベイメータ	19台	1回/年		・中性子線測定用サーベイメータ	2台	1回/年		種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	防 護	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A.H.F	1回/月 外観、員数、機能	HF吸収付付き半面マスク	必要人数分	A.B(*1)	1回/月 外観、員数	の 他	除染用具	2式	A.B	1回/月 外観、員数	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.3.2 放射線測定器類の管理 (1) 安全管理課長は、第60条の7に定める保全計画のもと、別表3に定める放射線測定器類を定期的に点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。なお、定期事業者検査の実施にあたっては、SQAS-08「施設管理標準」9.2項に従うこと。 別表第3 放射線測定器類：線量当量率サーベイメータ、汚染サーベイメータ</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、防災資機材の保管場所を複数整備し、必要な機能が同時に損なわれないことがないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。また、管理総括者は、非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。整備する防災資機材を別表1に示す。さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。 なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業者への化学的影響を考慮したものとす。</p> <p>別表1 防災資機材一覧：除染用具 (別表1は保安規定の別表第20と同一)</p>
測定器名	数量	点検/校正*1頻度	点検・校正責任者																																				
・線量当量率サーベイメータ	12台	1回/年																																					
・汚染サーベイメータ	19台	1回/年																																					
・中性子線測定用サーベイメータ	2台	1回/年																																					
種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																																			
防 護	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A.H.F	1回/月 外観、員数、機能																																			
	HF吸収付付き半面マスク	必要人数分	A.B(*1)	1回/月 外観、員数																																			
の 他	除染用具	2式	A.B	1回/月 外観、員数																																			

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																												
7-19	2877	相対するエリアモニタが同時検知した場合は防災組織活動に加え、入構者の退避を実施する。警報表示/吹鳴時の対応については保安規定に定める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（通報及び退避） 第84条 各課長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告すると共に、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。 <u>2. 相対するエリアモニタが警報設定値以上の外部放射線を同時に検知した場合は、入構者を退避させるとともに防災組織活動を実施する。</u></p> <p>（応急措置） 第85条 担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。 2. 安全・品質保証部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を管理総括者に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>（非常時体制の発令） 第86条 管理総括者は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、あらかじめ定められた要領に従い、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織である防災組織に移行させる。</p> <p>（非常時対策活動及び非常時体制の解除） 第87条 非常時体制が発令された場合は、対策本部長は非常時要員を招集し、あらかじめ定められた通報系統に従って、社内及び社外関係機関にその旨を通報する。 2. 非常時対策組織は、対策本部長の総括のもと、第16条に定める管理組織による事故対処の活動を踏まえ、非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む。）を行う。</p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」） 6.2 初期活動 (1) 通報 管理総括者は、以下の事項を「緊急連絡手順」に定める。 ① 加工施設で異常（事業所内における火災を含む）を発見した者は、異常事象に応じて直ちに「119番」、「非常電話（2222）」、「構内一斉放送」、担当課長に通報する。 ② 各課長は、加工施設に異常（事業所内における火災を含む）が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告するとともに核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。 (2) 退避及び点呼 管理総括者は、以下の事項を「緊急時対応要領」、「退避要領」又は「大地震対応手順」に定める。 ① 臨界事故が発生（臨界警報が吹鳴）した場合は、直ちに最寄りの通常出入口又は非常扉から建屋外へ退避する。 (3) 応急措置 管理総括者は、以下の事項を「緊急時対応要領」に定める。 ① 前項④にて不明者が確認された場合は、管理総括者の指示に基づき、不明者の救出活動を行う。 ② 担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。 ③ 安全・品質保証部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を管理総括者に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>6.3 非常時における活動 (1) 非常時体制の発令 管理総括者は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、「防災組織活動要領」に従い、直ちに非常時体制を発令し、保安規定第16条に定める管理組織から非常時対策組織である防災組織に移行させる。 (2) 防災組織活動及び非常時体制の解除 ① 非常時体制が発令された場合は、対策本部長は非常時要員を招集し、「防災組織活動要領」及び「社外連絡・通報・報告要領」に従って、社内及び社外関係機関にその旨を通報する。 ② 防災組織は、「防災組織活動要領」に従い、対策本部長の総括のもと、保安規定第16条に定める管理組織による事故対処の活動を踏まえ、非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む。）を行う。</p>																												
7-20	2878	ハンドフットモニタでは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）に定める第1種管理区域内から退出する者の表面密度限度（アルファ線を放出する放射性物質の場合、0.4Bq/cm ² ）以下に警報を設定する。警報セット値は、法による警報設定値に余裕をみて0.3Bq/cm ² 以下とする。なお、警報表示/吹鳴時の除染措置については、保安規定に定める。	<p>（第1種管理区域への出入管理） 第47条 安全管理課長は、施錠等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (2) 退出する場合は、<u>ハンドフットモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、加工棟からの退出にあたっては、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタ等を使用する。</u> (3) <u>前号のハンドフットモニタ等の検査において、警報設定値を超え警報が吹鳴した際には、速やかに安全管理課長へ連絡し、除染措置等を行う。</u></p>	<p>（SQAS-07[放射線管理標準]） 6.1.7 第1種管理区域への出入管理 (1) ②退出する場合は、<u>ハンドフットモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、加工棟からの退出にあたっては、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタ等を使用する。</u> ③前号のハンドフットモニタ等の検査において、<u>警報設定値を超え警報が吹鳴した際には、速やかに安全管理課長へ連絡し、除染措置等を行う。</u></p> <p>SCD-R-067「放射線管理基準管理目標値一覧」</p> <p>放射線管理施設の測定レンジについて （線量あるいは放射性物質濃度の測定レンジ）</p> <table border="1" data-bbox="1366 1117 2072 1356"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">測定レンジ</th> <th colspan="2">測定すべき値</th> </tr> <tr> <th>上下限値</th> <th>根拠</th> <th>測定すべき値</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアスニファ</td> <td>対象外*1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">エリアモニタ</td> <td>上限：10 mSv/h</td> <td>納入図書</td> <td rowspan="2">300 μSv/h</td> <td rowspan="2">臨界事故を検知するために必要な線量率として、米国法を参考に当社が設定*3</td> </tr> <tr> <td>下限：0.1 μSv/h</td> <td>納入図書</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハンドフットモニタ</td> <td>上限（α線） 手：約 3500 Bq/cm² 足：約 800 Bq/cm²</td> <td>表示範囲からの計算値</td> <td rowspan="2">0.3 Bq/cm²</td> <td rowspan="2">伊規定める第1種管理区域から退出する場合の表面密度限度（0.4 Bq/cm² 対し、保守的に設定、*3</td> </tr> <tr> <td>下限：0.04 Bq/cm²</td> <td>表示範囲</td> </tr> </tbody> </table>		測定レンジ		測定すべき値		上下限値	根拠	測定すべき値	根拠	エアスニファ	対象外*1	-	-	-	エリアモニタ	上限：10 mSv/h	納入図書	300 μSv/h	臨界事故を検知するために必要な線量率として、米国法を参考に当社が設定*3	下限：0.1 μSv/h	納入図書	ハンドフットモニタ	上限（α線） 手：約 3500 Bq/cm ² 足：約 800 Bq/cm ²	表示範囲からの計算値	0.3 Bq/cm ²	伊規定める第1種管理区域から退出する場合の表面密度限度（0.4 Bq/cm ² 対し、保守的に設定、*3	下限：0.04 Bq/cm ²	表示範囲
	測定レンジ		測定すべき値																													
	上下限値	根拠	測定すべき値	根拠																												
エアスニファ	対象外*1	-	-	-																												
エリアモニタ	上限：10 mSv/h	納入図書	300 μSv/h	臨界事故を検知するために必要な線量率として、米国法を参考に当社が設定*3																												
	下限：0.1 μSv/h	納入図書																														
ハンドフットモニタ	上限（α線） 手：約 3500 Bq/cm ² 足：約 800 Bq/cm ²	表示範囲からの計算値	0.3 Bq/cm ²	伊規定める第1種管理区域から退出する場合の表面密度限度（0.4 Bq/cm ² 対し、保守的に設定、*3																												
	下限：0.04 Bq/cm ²	表示範囲																														
7-21	2878	加工棟成型工場における被ばく監視及び管理のための退出管理は、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタを使用する。このことを保安規定に規定する。	<p>（第1種管理区域への出入管理） 第47条 安全管理課長は、施錠等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (2) 退出する場合は、<u>ハンドフットモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、加工棟からの退出にあたっては、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタ等を使用する。</u></p>	<p>（SQAS-07[放射線管理標準]） 6.1.7 第1種管理区域への出入管理 (1) ②退出する場合は、<u>ハンドフットモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、加工棟からの退出にあたっては、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタ等を使用する。</u></p>																												

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																							
7-22	2878	<p>ダストモニタが排気中濃度を連続監視し、警報設定値に達した当日以降の3ヶ月間、放射性物質の放出を抑制すれば、上記の法に定める3ヶ月間の平均濃度以下になるよう警報を設定し、ダストモニタの計数効率、バックグラウンド値を踏まえて算出した9cps以下に警報を設定する。なお、警報表示/吹鳴時の防災組織活動については、保安規定に定める。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（放射性気体廃棄物） 第77条 安全管理課長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。 2. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより連続的に監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表第14 に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>第3節 初期活動 （通報及び退避） 第84条 各課長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告すると共に、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。</p> <p>（応急措置） 第85条 担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。 2. 安全・品質保証部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を管理総括者に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>第4節 非常時における活動 （非常時体制の発令） 第86条 管理総括者は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、あらかじめ定められた要領に従い、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織である防災組織に移行させる。</p> <p>（非常時対策活動及び非常時体制の解除） 第87条 非常時体制が発令された場合は、対策本部長は非常時要員を招集し、あらかじめ定められた通報系統に従って、社内及び社外関係機関にその旨を通報する。 2. 非常時対策組織は、対策本部長の総括のもと、第16条に定める管理組織による事故対処の活動を踏まえ、非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む。）を行う。</p> <p>別表第14 周辺監視区域外側の境界における放射性物質の濃度限度及び管理目標値（第76、77条関係）</p> <table border="1" data-bbox="533 919 1323 1102"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>濃度限度</th> <th>管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気中の3ヶ月間の平均濃度</td> <td>1 × 10⁻⁸ Bq/cm³</td> <td>1.5 × 10⁻⁹ Bq/cm³</td> </tr> <tr> <td>水中の3ヶ月間の平均濃度</td> <td>2 × 10⁻² Bq/cm³</td> <td>8 × 10⁻³ Bq/cm³</td> </tr> </tbody> </table>	項目	濃度限度	管理目標値	空気中の3ヶ月間の平均濃度	1 × 10 ⁻⁸ Bq/cm ³	1.5 × 10 ⁻⁹ Bq/cm ³	水中の3ヶ月間の平均濃度	2 × 10 ⁻² Bq/cm ³	8 × 10 ⁻³ Bq/cm ³	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」） 5. 3 放射性気体廃棄物の管理 ① 安全管理課長が実施する放射性気体廃棄物の管理に関する以下の事項 ② 放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより連続的に監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。</p> <p>（SQAS-11「非常時の措置標準」） 6.2 初期活動 （1）通報 管理総括者は、以下の事項を「緊急連絡手順」に定める。 ① 加工施設で異常（事業所内における火災を含む）を発見した者は、異常事象に応じて直ちに「119番」、「非常電話（2222）」、「構内一斉放送」、担当課長に通報する。 ② 各課長は、加工施設に異常（事業所内における火災を含む）が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告するとともに核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。 （2）退避及び点呼 管理総括者は、以下の事項を「緊急時対応要領」、「退避要領」又は「大地震対応手順」に定める。 ② ウラン（粉末等）が漏えいした場合は、防護具を着用し、当該エリアから退避する。 （3）応急措置 管理総括者は、以下の事項を「緊急時対応要領」に定める。 ① 前項④にて不明者が確認された場合は、管理総括者の指示に基づき、不明者の救出活動を行う。 ② 担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。 ③ 安全・品質保証部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を管理総括者に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>6.3 非常時における活動 （1）非常時体制の発令 管理総括者は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、「防災組織活動要領」に従い、直ちに非常時体制を発令し、保安規定第16条に定める管理組織から非常時対策組織である防災組織に移行させる。 （2）防災組織活動及び非常時体制の解除 ① 非常時体制が発令された場合は、対策本部長は非常時要員を招集し、「防災組織活動要領」及び「社外連絡・通報・報告要領」に従って、社内及び社外関係機関にその旨を通報する。 ② 防災組織は、「防災組織活動要領」に従い、対策本部長の総括のもと、保安規定第16条に定める管理組織による事故対処の活動を踏まえ、非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む。）を行う。</p> <p>SCD-R-067「放射線管理基準管理目標値一覧」</p> <p>放射線管理施設の測定レンジについて （線量あるいは放射性物質濃度の測定レンジ）</p> <table border="1" data-bbox="1370 1070 2145 1297"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">測定レンジ</th> <th colspan="2">測定すべき値</th> </tr> <tr> <th>上下限値</th> <th>根拠</th> <th>測定すべき値</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダストモニタ</td> <td>上限：999,999 cps 下限：0.01 cps</td> <td>表示範囲 表示範囲</td> <td>7cps *5 9cps *6</td> <td>炉規法（1.0×10⁻⁸ Bq/cm³）に対し保守的となる、茨城県原子力安全協定が定める空気中の放射性物質濃度（1.5×10⁻⁹ Bq/cm³）に設定。（3か月平均濃度）*3</td> </tr> </tbody> </table>		測定レンジ		測定すべき値		上下限値	根拠	測定すべき値	根拠	ダストモニタ	上限：999,999 cps 下限：0.01 cps	表示範囲 表示範囲	7cps *5 9cps *6	炉規法（1.0×10 ⁻⁸ Bq/cm ³ ）に対し保守的となる、茨城県原子力安全協定が定める空気中の放射性物質濃度（1.5×10 ⁻⁹ Bq/cm ³ ）に設定。（3か月平均濃度）*3
項目	濃度限度	管理目標値																									
空気中の3ヶ月間の平均濃度	1 × 10 ⁻⁸ Bq/cm ³	1.5 × 10 ⁻⁹ Bq/cm ³																									
水中の3ヶ月間の平均濃度	2 × 10 ⁻² Bq/cm ³	8 × 10 ⁻³ Bq/cm ³																									
	測定レンジ		測定すべき値																								
	上下限値	根拠	測定すべき値	根拠																							
ダストモニタ	上限：999,999 cps 下限：0.01 cps	表示範囲 表示範囲	7cps *5 9cps *6	炉規法（1.0×10 ⁻⁸ Bq/cm ³ ）に対し保守的となる、茨城県原子力安全協定が定める空気中の放射性物質濃度（1.5×10 ⁻⁹ Bq/cm ³ ）に設定。（3か月平均濃度）*3																							

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																			
7-23	2880	<p>モニタリングポストでは、ガンマ線の線量率が1μSv/h及び5μSv/hに達した時点で、適切な通報並びに防災組織活動による収束活動を実施できるように警報を設定する。なお、警報表示/吹鳴時の防災組織活動については、保安規定に定める。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（線量当量等の測定） 第54条 4. 安全管理課長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。また、隣接するニュークリア・デベロップメント機（以下「NDC」という。）が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。</p> <p>第3節 初期活動 （通報及び退避） 第84条 各課長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告すると共に、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。</p> <p>（応急措置） 第85条 担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。 2. 安全・品質保証部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を管理総括者に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>第4節 非常時における活動 （非常時体制の発令） 第86条 管理総括者は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、あらかじめ定められた要領に従い、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織である防災組織に移行させる。</p> <p>（非常時対策活動及び非常時体制の解除） 第87条 非常時体制が発令された場合は、対策本部長は非常時要員を招集し、あらかじめ定められた通報系統に従って、社内及び社外関係機関にその旨を通報する。 2. 非常時対策組織は、対策本部長の総括のもと、第16条に定める管理組織による事故対処の活動を踏まえ、非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む。）を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-07「放射線管理標準」） 6.3.1 線量当量等の測定 (4) 安全管理課長は、周辺監視区域付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。また、隣接するニュークリア・デベロップメント機（以下「NDC」という。）が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。</p> <p>（SQAS-11「非常時の措置標準」） 6.2 初期活動 （1）通報 管理総括者は、以下の事項を「緊急連絡手順」に定める。 ① 加工施設で異常（事業所内における火災を含む）を発見した者は、異常事象に応じて直ちに「119番」、「非常電話（2222）」、「構内一斉放送」、担当課長に通報する。 ② 各課長は、加工施設に異常（事業所内における火災を含む）が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告するとともに核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。 （2）退避及び点呼 管理総括者は、以下の事項を「緊急時対応要領」、「退避要領」又は「大地震対応手順」に定める。 ② ウラン（粉末等）が漏えいした場合は、防護具を着用し、当該エリアから退避する。 （3）応急措置 管理総括者は、以下の事項を「緊急時対応要領」に定める。 ① 前項④にて不明者が確認された場合は、管理総括者の指示に基づき、不明者の救出活動を行う。 ② 担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。 ③ 安全・品質保証部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を管理総括者に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>6.3 非常時における活動 （1）非常時体制の発令 管理総括者は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、「防災組織活動要領」に従い、直ちに非常時体制を発令し、保安規定第16条に定める管理組織から非常時対策組織である防災組織に移行させる。 （2）防災組織活動及び非常時体制の解除 ① 非常時体制が発令された場合は、対策本部長は非常時要員を招集し、「防災組織活動要領」及び「社外連絡・通報・報告要領」に従って、社内及び社外関係機関にその旨を通報する。 ② 防災組織は、「防災組織活動要領」に従い、対策本部長の総括のもと、保安規定第16条に定める管理組織による事故対処の活動を踏まえ、非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む。）を行う。</p> <p>SCD-R-067「放射線管理基準管理目標値一覧」</p> <p style="text-align: center;">放射線管理施設の測定レンジについて （線量あるいは放射性物質濃度の測定レンジ）</p> <table border="1" data-bbox="1377 1189 2116 1428"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">測定レンジ</th> <th colspan="2">測定すべき値</th> </tr> <tr> <th>上下限値</th> <th>根拠</th> <th>測定すべき値</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト （高線量計）</td> <td>上限：100 mGy/h 下限：1 μGy/h</td> <td>経産省への 検査申請書 H15.5.13</td> <td>なし</td> <td>*4</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト （低線量計）</td> <td>上限：10 μGy/h 下限：0.04 μGy/h</td> <td>納入図書 B.G.*7</td> <td>1 μSv/h（1μGy/hに相当） 5 μSv/h（5μGy/hに相当）</td> <td>原法が定める通報 規程（γ線が5μSv/h 以上、あるいはγ線が1 μSv/h以上かつγ線 +中性子線が5μ Sv/h以上）に基づく *3</td> </tr> </tbody> </table>		測定レンジ		測定すべき値		上下限値	根拠	測定すべき値	根拠	モニタリングポスト （高線量計）	上限：100 mGy/h 下限：1 μGy/h	経産省への 検査申請書 H15.5.13	なし	*4	モニタリングポスト （低線量計）	上限：10 μGy/h 下限：0.04 μGy/h	納入図書 B.G.*7	1 μSv/h（1μGy/hに相当） 5 μSv/h（5μGy/hに相当）	原法が定める通報 規程（γ線が5μSv/h 以上、あるいはγ線が1 μSv/h以上かつγ線 +中性子線が5μ Sv/h以上）に基づく *3
	測定レンジ		測定すべき値																				
	上下限値	根拠	測定すべき値	根拠																			
モニタリングポスト （高線量計）	上限：100 mGy/h 下限：1 μGy/h	経産省への 検査申請書 H15.5.13	なし	*4																			
モニタリングポスト （低線量計）	上限：10 μGy/h 下限：0.04 μGy/h	納入図書 B.G.*7	1 μSv/h（1μGy/hに相当） 5 μSv/h（5μGy/hに相当）	原法が定める通報 規程（γ線が5μSv/h 以上、あるいはγ線が1 μSv/h以上かつγ線 +中性子線が5μ Sv/h以上）に基づく *3																			

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																													
7-24	2916	原料貯蔵所の粉末輸送容器貯蔵枠に粉末輸送容器を貯蔵する場合は、原料貯蔵所のUF6の最大貯蔵能力を超えないようにするため、図へ設-1(2/2)に記載の通り、シリンダ貯蔵ピットに蓋をしてUF6シリンダの貯蔵はしない(保安規定に規定)。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>  <p>□：粉末輸送容器(2段以下。但し、再生濃縮ウラン(粉末)のビルドアップ期間を制限しない場合は1段以下。) ○：UF₆シリンダ 上記①～④のいずれかに粉末輸送容器を置く場合は、◎のシリンダ貯蔵ピットに蓋をしてUF₆シリンダの貯蔵はしない。 ※ビルドアップ期間とは、六ふっ化ウランが蒸発してシリンダから取り出されてからの経過期間をいう。</p> <p>第4図(2) 原料貯蔵所 ウラン粉末・六ふっ化ウラン貯蔵エリア図</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-09「核燃料物質の管理標準」) (図2は保安規定の第4図(2)と同一)</p>																																																																													
7-25	2929	<p>消火活動を円滑に実施するために、防火服、防護マスク、投光機等の消火活動に必要な資機材を設置する設計とする。(5-9)保安規定に規定(「別表第20 防災資機材一覧」の消火用資機材、防護具類、その他器材の欄)している。</p>	<p>(非常時用器材の整備) 第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、<u>除染用具</u>、<u>懐中電灯</u>、<u>ポータブル発電機</u>及び<u>投光器</u>等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>記載例</p> <p>別表第20 防災資機材一覧(第82, 91, 100, 118条関係)</p> <table border="1" data-bbox="537 1061 1310 1452"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">防護具類</td> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</td> <td>6個(予備2個含む)</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>HF吸収缶付き半面マスク</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ゴーグル</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>化学防護服(耐HF仕様)</td> <td>6個(予備2個含む)</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>簡易化学防護服</td> <td>12組(予備2組含む)</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消火器</td> <td>消防用ホース、ホースノズル(管輪)</td> <td>5本</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>消防服</td> <td>15着</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>粉末消火器</td> <td>10型:13本、20型:1本</td> <td>A,B(*2)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線計測器</td> <td>汚染防護服</td> <td>50着</td> <td>A,B</td> <td>1回/年</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">フィルタ付き防護マスク</td> <td>半面</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/年</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>A,B</td> <td>1回/年</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ポータブル発電機</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>投光器</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>懐中電灯</td> <td>20個</td> <td>A,B(*2)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> </tbody> </table>	種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	防護具類	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	6個(予備2個含む)	A,H,E	1回/月	外観、負数、機能	HF吸収缶付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数	ゴーグル	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数	化学防護服(耐HF仕様)	6個(予備2個含む)	A,H,E	1回/月	外観、負数	簡易化学防護服	12組(予備2組含む)	A,B	1回/月	外観、負数	消火器	消防用ホース、ホースノズル(管輪)	5本	A,B	1回/月	外観、負数	消防服	15着	A,B	1回/月	外観、負数	粉末消火器	10型:13本、20型:1本	A,B(*2)	1回/月	外観、負数	放射線計測器	汚染防護服	50着	A,B	1回/年	外観、負数	フィルタ付き防護マスク	半面	A,B(*1)	1回/年	外観、負数	全面	A,B	1回/年	外観、負数	ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月	外観、負数	投光器	4台	A,B	1回/月	外観、負数	懐中電灯	20個	A,B(*2)	1回/月	外観、負数	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 6.1 事前対策 (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、<u>除染用具</u>、<u>懐中電灯</u>、<u>ポータブル発電機</u>及び<u>投光器</u>等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、<u>防災資機材の保管場所を複数整備し、必要な機能が同時に損なわれないことがないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。</u>また、管理総括者は、非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。整備する防災資機材を別表1に示す。<u>さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。</u> なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとす。 (別表1は、別表第20と同一) (別表1は保安規定の別表第20と同一)</p>
種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																																																																													
防護具類	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	6個(予備2個含む)	A,H,E	1回/月	外観、負数、機能																																																																												
	HF吸収缶付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数																																																																												
	ゴーグル	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数																																																																												
	化学防護服(耐HF仕様)	6個(予備2個含む)	A,H,E	1回/月	外観、負数																																																																												
	簡易化学防護服	12組(予備2組含む)	A,B	1回/月	外観、負数																																																																												
消火器	消防用ホース、ホースノズル(管輪)	5本	A,B	1回/月	外観、負数																																																																												
	消防服	15着	A,B	1回/月	外観、負数																																																																												
	粉末消火器	10型:13本、20型:1本	A,B(*2)	1回/月	外観、負数																																																																												
放射線計測器	汚染防護服	50着	A,B	1回/年	外観、負数																																																																												
	フィルタ付き防護マスク	半面	A,B(*1)	1回/年	外観、負数																																																																												
		全面	A,B	1回/年	外観、負数																																																																												
ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月	外観、負数																																																																													
投光器	4台	A,B	1回/月	外観、負数																																																																													
懐中電灯	20個	A,B(*2)	1回/月	外観、負数																																																																													

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																								
7-26	2929	灯油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所（2）を更新して貯蔵量上限を9.5kℓから0.75kℓに縮小し、火災の影響を防止する。（9-22） 保安規定に敷地内の屋外危険物の貯蔵量管理に関する規定を、今後追加する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.2 外部火災 (4) 標準書の整備 管理総括者は、外部火災による災害等を防止するための、以下の活動を実施することを標準書に定める。 ① 構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守する。また、運搬する容量の制限を行う。 ② 敷地内の屋外危険物の貯蔵量の管理を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 (3) 外部火災 ① 担当課長は、構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守させる。また、運搬する容量の制限を行う。 ② 敷地内の屋外危険物の貯蔵量の管理を行う。貯蔵量の上限値を表1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表-1 屋外危険物の貯蔵量上限値</p> <table border="1" data-bbox="1444 486 2038 753"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>品名</th> <th>最大貯蔵数量(L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">危険物屋外タンク貯蔵所(1)</td> <td>A重油</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>A重油</td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td>危険物屋外タンク貯蔵所(2)</td> <td>灯油</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>危険物屋外タンク貯蔵所(3)</td> <td>灯油</td> <td>9,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">危険物屋外タンク貯蔵所(4)</td> <td>A重油</td> <td>1,250</td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電機室</td> <td>重油</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	品名	最大貯蔵数量(L)	危険物屋外タンク貯蔵所(1)	A重油	50,000	A重油	24,000	危険物屋外タンク貯蔵所(2)	灯油	720	危険物屋外タンク貯蔵所(3)	灯油	9,500	危険物屋外タンク貯蔵所(4)	A重油	1,250	重油	600	発電機室	重油	600	潤滑油	50
設置場所	品名	最大貯蔵数量(L)																										
危険物屋外タンク貯蔵所(1)	A重油	50,000																										
	A重油	24,000																										
危険物屋外タンク貯蔵所(2)	灯油	720																										
危険物屋外タンク貯蔵所(3)	灯油	9,500																										
危険物屋外タンク貯蔵所(4)	A重油	1,250																										
	重油	600																										
発電機室	重油	600																										
	潤滑油	50																										
7-27	2929	運転員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮して、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設ける設計とする。（12-1） 表示装置は、運転員の誤操作を防止するため、必要に応じて色で識別できる設計とする。（12-3） 保安規定に規定している。	<p>(設計・開発計画) 第9条 (4) 操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。 1) 安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するため、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、必要に応じて操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。 2) 安全機能を有する施設の前号の装置に対して、操作員による誤操作を防止するため、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。また、表示装置は、必要に応じて色で識別できる設計とする。</p>	<p>(SQAS-19「設計・開発管理標準」) (4) 技術検討書には、以下の誤操作防止に係る要求事項を必要に応じて含める。 a) 操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。 b) 前項の機器及び装置等には、スイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。なお、表示装置は、色で識別できる設計とする。</p>																								
7-28	2929	制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。（12-2） 保安規定に今後規定する。	<p>(設計・開発計画) 第9条 (4) 操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。 3) 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。</p>	<p>(SQAS-19「設計・開発管理標準」) (4) 技術検討書には、以下の誤操作防止に係る要求事項を必要に応じて含める。 c) 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。</p>																								

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																					
7-29	2929	放射線防護用設備として、防じんマスク、ボンベ式呼吸器の呼吸用保護具を備える。(18-4)保安規定に規定(「別表第20 防災資機材一覧」の防護具類の欄)している。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(非常時用器材の整備) 第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>記載例</p> <p>別表第20 防災資機材一覧(第82, 91, 100, 118条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護具類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">マスク</td> <td>半面</td> <td>30個</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/年</td> <td>外觀、員数</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>10個</td> <td>A,B</td> <td>1回/年</td> <td>外觀、員数</td> </tr> </tbody> </table>	種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	放射線防護具類					マスク	半面	30個	A,B(*1)	1回/年	外觀、員数	全面	10個	A,B	1回/年	外觀、員数	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 6.1 事前対策 (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、防災資機材の保管場所を複数整備し、必要な機能が同時に損なわれないことがないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。また、管理総括者は、非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。整備する防災資機材を別表1に示す。さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。 なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとす。</p> <p>(別表1は保安規定の別表第20と同一)</p>
種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																					
放射線防護具類																									
マスク	半面	30個	A,B(*1)	1回/年	外觀、員数																				
	全面	10個	A,B	1回/年	外觀、員数																				
7-30	2929	個人被ばく管理用として個人線量測定器を設ける。(18-7)保安規定に規定している。	<p>(管理区域への出入管理) 第46条 2. (2) 所定の個人線量測定器を着用すること。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.1.6 管理区域への出入管理 (2) (2) 所定の個人線量測定器を着用すること。</p>																					
7-31	2930	除染用として、除染用具を設ける。(18-8)保安規定に今後規定する。	<p>(非常時用器材の整備) 第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>別表第20 防災資機材一覧(第82, 91, 100, 118条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td>2式</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外觀、員数</td> </tr> </tbody> </table>	種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	その他					除染用具	2式	A,B	1回/月	外觀、員数	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、防災資機材の保管場所を複数整備し、必要な機能が同時に損なわれないことがないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。また、管理総括者は、非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。整備する防災資機材を別表1に示す。さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。 なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとす。</p> <p>(別表1は保安規定と別表第20と同一)</p>						
種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																					
その他																									
除染用具	2式	A,B	1回/月	外觀、員数																					
7-32	2930	放射線業務従事者に対する線量を管理するため、管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、加工施設の第1種管理区域の出入口付近にそれぞれ表示できる設計とする。 放射線管理に必要な情報を所内の適切な場所に表示できるようにする。(18-9)保安規定に規定している。	<p>(線量当量等の測定) 第54条 3. 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の測定結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入口付近に表示する。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.3.1 線量当量等の測定 (3) 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の線量結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入口付近に表示する。</p>																					

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																														
7-33	2930	隣接するニュークリア・デベロップメント株式会社が所有する、上記と同様の設計のモニタリングポストの測定データを、随時監視できるようにする。(19-3)保安規定に今後規定する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(線量当量等の測定) 第54条 4. 安全管理課長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。また、隣接するニュークリア・デベロップメント(株) (以下「NDC」という。) が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.3.1 線量当量等の測定 (4) 安全管理課長は、周辺監視区域付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。また、隣接するニュークリア・デベロップメント(株) (以下「NDC」という。) が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。</p>																																														
7-34	2930	加工施設内及び敷地内の状況把握のため、放射線測定器、照明等を整備する。(22-4)保安規定に規定(添付2)している。	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2. 大規模損壊への対応 2.3 対策の実施に必要な情報の把握 ・加工施設内及び敷地内の情報の把握のため、放射線測定器、監視カメラ、投光器等を整備する。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応 2.3 対策の実施に必要な情報の把握 ・加工施設内及び敷地内の情報の把握のため、放射線測定器、監視カメラ、投光器等を整備する。</p>																																														
7-35	2930	当直警備員が要員を招集するために必要な資機材を整備する。(22-6)保安規定に規定(「別表第20 防災資機材一覧」の非常用通信機器の欄)している。	<p>(非常時用器材の整備) 第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>記載例 別表第20 防災資機材一覧(第82, 91, 100, 118条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>設備数</th> <th>配備/貯蔵場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td>2回線</td> <td>C,F</td> <td>1回/月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ装置</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>30台</td> <td>D</td> <td>1回/月の都度</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>携帯型専用回線</td> <td>2回線</td> <td>C</td> <td>1回/月</td> <td>外線、機能</td> </tr> <tr> <td>緊急呼出装置(エマーゼンシーコール)</td> <td>1台</td> <td>E</td> <td>1回/月の都度</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>無線機</td> <td>17台</td> <td>C,D,F</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>衛星電話</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>外線、充電確認</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>2台</td> <td>B,C,F</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> </tbody> </table>	種類	設備数	配備/貯蔵場所	点検頻度	点検内容	非常用通信機器	緊急時電話回線	2回線	C,F	1回/月	機能	ファクシミリ装置	2台	C,D	1回/月	機能	携帯電話	30台	D	1回/月の都度	機能	携帯型専用回線	2回線	C	1回/月	外線、機能	緊急呼出装置(エマーゼンシーコール)	1台	E	1回/月の都度	機能	無線機	17台	C,D,F	1回/年	機能	衛星電話	2台	C,D	1回/年	外線、充電確認	放送設備	2台	B,C,F	1回/年	機能	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、防災資機材の保管場所を複数整備し、必要な機能が同時に損なわれることがないように、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。また、管理総括者は、非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。整備する防災資機材を別表1に示す。さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。 なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業者への化学的影響を考慮したものである。 (別表1は保安規定と別表第20と同一)</p>
種類	設備数	配備/貯蔵場所	点検頻度	点検内容																																														
非常用通信機器	緊急時電話回線	2回線	C,F	1回/月	機能																																													
	ファクシミリ装置	2台	C,D	1回/月	機能																																													
	携帯電話	30台	D	1回/月の都度	機能																																													
	携帯型専用回線	2回線	C	1回/月	外線、機能																																													
	緊急呼出装置(エマーゼンシーコール)	1台	E	1回/月の都度	機能																																													
	無線機	17台	C,D,F	1回/年	機能																																													
	衛星電話	2台	C,D	1回/年	外線、充電確認																																													
	放送設備	2台	B,C,F	1回/年	機能																																													

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																																																																													
7-36	2930	<p>夜間及び交流電源喪失を想定した事態対応のための資機材の整備については、保安規定に規定（添付2及び「別表第20 防災資機材一覧」の放射線計測器、防護具類、通信連絡用器材、非常用通信機器、その他器材の欄）している。</p> <p>UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものである。</p> <p>今後、これら資機材を予備の保管場所を考慮して分散配置することについて、保安規定に規定する。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」</p> <p>1.3 資機材の整備 管理総括者は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。</p> <p>なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものである。</p> <p>別表第20 防災資機材一覧（第82, 91, 100, 118条関係）</p> <table border="1" data-bbox="539 523 1256 1166"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">防備具類</td> <td>呼吸用ポンベ付一体型防護マスク</td> <td>6個（予備2個含む）</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月 外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>HF吸取付付き半面マスク</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(≠1)</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ゴーグル</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(≠1)</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>化学防護服(耐HF仕様)</td> <td>6個（予備2個含む）</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>簡易化学防護服</td> <td>12組（予備2組含む）</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>無線機</td> <td>1台</td> <td>G</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">通信連絡用器材</td> <td>一斉放送設備</td> <td>1式</td> <td>G</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>化学防護服用携帯電話</td> <td>4台</td> <td>B</td> <td>1回/月 外観、負数、充電</td> </tr> <tr> <td>化学防護服用イヤホン</td> <td>2個</td> <td>B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>車輛付担架</td> <td>2台（予備1台含む）</td> <td>B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>携行HF検知器</td> <td>8台（予備1台含む）</td> <td>C,D,B</td> <td>1回/月 外観、負数 1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>HFガス採取器(測定用)</td> <td>1式</td> <td>C,D,H</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他器材</td> <td>目張り用消耗品一式</td> <td>1式</td> <td>A,B,H</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>圧搾工具</td> <td>2台</td> <td>H</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ボイスレコーダー</td> <td>1台</td> <td>G</td> <td>1回/月 外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>脚立</td> <td>3台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>エタノール溶液</td> <td>1本</td> <td>↓</td> <td>1回/年 負数・期限</td> </tr> <tr> <td>ペロキシール点眼液</td> <td>1箱</td> <td>↓</td> <td>1回/年 負数・期限</td> </tr> <tr> <td>カルチコール注射液</td> <td>1箱</td> <td>↓</td> <td>1回/年 負数・期限</td> </tr> <tr> <td>可搬消防ポンプ（吹管含む）</td> <td>2台</td> <td>↓</td> <td>1回/月 外観、負数 1回/6月 機能</td> </tr> <tr> <td>消防用ホース、ホースノズル（管銃）</td> <td>5本</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>消防服</td> <td>15着</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">火災対応</td> <td>粉末消火器</td> <td>10型：13本、20型：1本</td> <td>A,B(≠2)</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>泡消火剤</td> <td>17本（20リットル）</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>泡消火剤専用ノズル（管銃）</td> <td>2本</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>大型消火器</td> <td>100型：1本、50型：8本</td> <td>↓</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備</td> <td>1式</td> <td>↓</td> <td>1回/6月 機能</td> </tr> <tr> <td>防火水槽</td> <td>4ヶ所</td> <td>↓</td> <td>1回/6月 機能</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>1台</td> <td>A</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> </tbody> </table>	種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	防備具類	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月 外観、負数、機能	HF吸取付付き半面マスク	必要人数分	A,B(≠1)	1回/月 外観、負数	ゴーグル	必要人数分	A,B(≠1)	1回/月 外観、負数	化学防護服(耐HF仕様)	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月 外観、負数	簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	A,B	1回/月 外観、負数	無線機	1台	G	1回/年 機能	通信連絡用器材	一斉放送設備	1式	G	1回/年 機能	化学防護服用携帯電話	4台	B	1回/月 外観、負数、充電	化学防護服用イヤホン	2個	B	1回/月 外観、負数	車輛付担架	2台（予備1台含む）	B	1回/月 外観、負数	携行HF検知器	8台（予備1台含む）	C,D,B	1回/月 外観、負数 1回/年 機能	HFガス採取器(測定用)	1式	C,D,H	1回/月 外観、負数	その他器材	目張り用消耗品一式	1式	A,B,H	1回/月 外観、負数	圧搾工具	2台	H	1回/月 外観、負数	ボイスレコーダー	1台	G	1回/月 外観、負数、機能	脚立	3台	A,B	1回/月 外観、負数	エタノール溶液	1本	↓	1回/年 負数・期限	ペロキシール点眼液	1箱	↓	1回/年 負数・期限	カルチコール注射液	1箱	↓	1回/年 負数・期限	可搬消防ポンプ（吹管含む）	2台	↓	1回/月 外観、負数 1回/6月 機能	消防用ホース、ホースノズル（管銃）	5本	A,B	1回/月 外観、負数	消防服	15着	A,B	1回/月 外観、負数	火災対応	粉末消火器	10型：13本、20型：1本	A,B(≠2)	1回/月 外観、負数	泡消火剤	17本（20リットル）	A,B	1回/月 外観、負数	泡消火剤専用ノズル（管銃）	2本	A,B	1回/月 外観、負数	大型消火器	100型：1本、50型：8本	↓	1回/月 外観、負数	屋外消火栓設備	1式	↓	1回/6月 機能	防火水槽	4ヶ所	↓	1回/6月 機能	酸素濃度計	1台	A	1回/年 機能	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-11「非常時の措置標準」）</p> <p>別紙1「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」</p> <p>1.3 資機材の整備 管理総括者は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。</p> <p>なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものである。</p> <p>（別表1は保安規定と別表第20と同一）</p>
種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																													
防備具類	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月 外観、負数、機能																																																																																																																													
	HF吸取付付き半面マスク	必要人数分	A,B(≠1)	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	ゴーグル	必要人数分	A,B(≠1)	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	化学防護服(耐HF仕様)	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	無線機	1台	G	1回/年 機能																																																																																																																													
通信連絡用器材	一斉放送設備	1式	G	1回/年 機能																																																																																																																													
	化学防護服用携帯電話	4台	B	1回/月 外観、負数、充電																																																																																																																													
	化学防護服用イヤホン	2個	B	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	車輛付担架	2台（予備1台含む）	B	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	携行HF検知器	8台（予備1台含む）	C,D,B	1回/月 外観、負数 1回/年 機能																																																																																																																													
	HFガス採取器(測定用)	1式	C,D,H	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
その他器材	目張り用消耗品一式	1式	A,B,H	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	圧搾工具	2台	H	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	ボイスレコーダー	1台	G	1回/月 外観、負数、機能																																																																																																																													
	脚立	3台	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	エタノール溶液	1本	↓	1回/年 負数・期限																																																																																																																													
	ペロキシール点眼液	1箱	↓	1回/年 負数・期限																																																																																																																													
	カルチコール注射液	1箱	↓	1回/年 負数・期限																																																																																																																													
	可搬消防ポンプ（吹管含む）	2台	↓	1回/月 外観、負数 1回/6月 機能																																																																																																																													
	消防用ホース、ホースノズル（管銃）	5本	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	消防服	15着	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
火災対応	粉末消火器	10型：13本、20型：1本	A,B(≠2)	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	泡消火剤	17本（20リットル）	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	泡消火剤専用ノズル（管銃）	2本	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	大型消火器	100型：1本、50型：8本	↓	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	屋外消火栓設備	1式	↓	1回/6月 機能																																																																																																																													
	防火水槽	4ヶ所	↓	1回/6月 機能																																																																																																																													
	酸素濃度計	1台	A	1回/年 機能																																																																																																																													

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																																																																																																																						
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td>2回線</td> <td>C,E</td> <td>1回/月 機能</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ装置</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/月 機能</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>30台</td> <td>J</td> <td>訓練の都度 機能</td> </tr> <tr> <td>消防専用回線</td> <td>2回線</td> <td>C</td> <td>1回/月 外観、機能</td> </tr> <tr> <td>緊急呼出装置（エマージェンシーコール）</td> <td>1台</td> <td>E</td> <td>訓練の都度 機能</td> </tr> <tr> <td>無線機</td> <td>17台</td> <td>C,D,E</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>衛星電話</td> <td>2台</td> <td>C,J</td> <td>1回/年 外観、充電確認</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>3台</td> <td>B,C,F</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>1台</td> <td>J</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>固定式測定器（排気塔モニタ）</td> <td>6台</td> <td>(各排気塔)</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">放射線計測器</td> <td>ガンマ線測定用可搬式測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定用可搬式測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>空間放射線積算線量計</td> <td>10個</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>表面密度測定用可搬式測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式ダスト測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>4台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>個人用外部被ばく線量測定器</td> <td>50個</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線防護用具</td> <td>汚染防護服</td> <td>50着</td> <td>A,B</td> <td>1回/年 外観、員数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">フィルタ付き防護マスク</td> <td>半面</td> <td>A,B(+1)</td> <td>1回/年 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>A,B</td> <td>1回/年 外観、員数</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">その他器材</td> <td>ポータブル発電機</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>投光器</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>懐中電灯</td> <td>20個</td> <td>A,B(+2)</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素剤</td> <td>1,000錠</td> <td>J</td> <td>1回/月 員数・期限</td> </tr> <tr> <td>梯子</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td>2式</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>集塵機</td> <td>1式</td> <td>A</td> <td>1回/月 外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td>固着剤</td> <td>1式</td> <td>A</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>敷布装置</td> <td>1式</td> <td>A</td> <td>1回/月 外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td>2台</td> <td>J</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>防災テント</td> <td>1式</td> <td>J</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送に使用可能な車両</td> <td>1台</td> <td>J</td> <td>1回/月 外観、員数、機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>(+1). 従事者の常時携行品は除く。 (+2). 加工施設内に設置しているものは除く。</p> <p>管理責任者：安全管理課長</p> <p><保管場所凡例></p> <table border="1"> <tr><td>A</td><td>防災資機材保管場所</td></tr> <tr><td>B</td><td>予備防災資機材保管場所</td></tr> <tr><td>C</td><td>防災ルーム</td></tr> <tr><td>D</td><td>代替防災ルーム</td></tr> <tr><td>E</td><td>放射線管理機更衣室</td></tr> <tr><td>F</td><td>準備所</td></tr> <tr><td>G</td><td>転地工場</td></tr> <tr><td>H</td><td>成型工場一時退避場所</td></tr> <tr><td>I</td><td>除染・分析室</td></tr> <tr><td>J</td><td>その他（敷地内等）</td></tr> </table>	種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	非常用通信機器	緊急時電話回線	2回線	C,E	1回/月 機能	ファクシミリ装置	2台	C,D	1回/月 機能	携帯電話	30台	J	訓練の都度 機能	消防専用回線	2回線	C	1回/月 外観、機能	緊急呼出装置（エマージェンシーコール）	1台	E	訓練の都度 機能	無線機	17台	C,D,E	1回/年 機能	衛星電話	2台	C,J	1回/年 外観、充電確認	放送設備	3台	B,C,F	1回/年 機能	モニタリングポスト	1台	J	1回/年 機能	固定式測定器（排気塔モニタ）	6台	(各排気塔)	1回/年 機能	放射線計測器	ガンマ線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年 機能	中性子線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年 機能	空間放射線積算線量計	10個	C,D	1回/年 機能	表面密度測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年 機能	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	4台	C,D	1回/年 機能	測定器	2台	C,D	1回/年 機能	可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	2台	C,D	1回/年 機能	測定器	2台	C,D	1回/年 機能	個人用外部被ばく線量測定器	50個	C,D	1回/年 機能	放射線防護用具	汚染防護服	50着	A,B	1回/年 外観、員数	フィルタ付き防護マスク	半面	A,B(+1)	1回/年 外観、員数	全面	A,B	1回/年 外観、員数	その他器材	ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月 外観、員数	投光器	4台	A,B	1回/月 外観、員数	懐中電灯	20個	A,B(+2)	1回/月 外観、員数	ヨウ素剤	1,000錠	J	1回/月 員数・期限	梯子	4台	A,B	1回/月 外観、員数	除染用具	2式	A,B	1回/月 外観、員数	集塵機	1式	A	1回/月 外観、員数、機能	固着剤	1式	A	1回/月 外観、員数	敷布装置	1式	A	1回/月 外観、員数、機能	担架	2台	J	1回/月 外観、員数	防災テント	1式	J	1回/月 外観、員数	被ばく者の輸送に使用可能な車両	1台	J	1回/月 外観、員数、機能	A	防災資機材保管場所	B	予備防災資機材保管場所	C	防災ルーム	D	代替防災ルーム	E	放射線管理機更衣室	F	準備所	G	転地工場	H	成型工場一時退避場所	I	除染・分析室	J	その他（敷地内等）	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>
種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																																																																						
非常用通信機器	緊急時電話回線	2回線	C,E	1回/月 機能																																																																																																																																																																						
	ファクシミリ装置	2台	C,D	1回/月 機能																																																																																																																																																																						
	携帯電話	30台	J	訓練の都度 機能																																																																																																																																																																						
	消防専用回線	2回線	C	1回/月 外観、機能																																																																																																																																																																						
	緊急呼出装置（エマージェンシーコール）	1台	E	訓練の都度 機能																																																																																																																																																																						
	無線機	17台	C,D,E	1回/年 機能																																																																																																																																																																						
	衛星電話	2台	C,J	1回/年 外観、充電確認																																																																																																																																																																						
	放送設備	3台	B,C,F	1回/年 機能																																																																																																																																																																						
	モニタリングポスト	1台	J	1回/年 機能																																																																																																																																																																						
	固定式測定器（排気塔モニタ）	6台	(各排気塔)	1回/年 機能																																																																																																																																																																						
放射線計測器	ガンマ線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																						
	中性子線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																						
	空間放射線積算線量計	10個	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																						
	表面密度測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																						
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	4台	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																					
		測定器	2台	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																					
	可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	2台	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																					
		測定器	2台	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																					
	個人用外部被ばく線量測定器	50個	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																						
	放射線防護用具	汚染防護服	50着	A,B	1回/年 外観、員数																																																																																																																																																																					
フィルタ付き防護マスク		半面	A,B(+1)	1回/年 外観、員数																																																																																																																																																																						
		全面	A,B	1回/年 外観、員数																																																																																																																																																																						
その他器材	ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月 外観、員数																																																																																																																																																																						
	投光器	4台	A,B	1回/月 外観、員数																																																																																																																																																																						
	懐中電灯	20個	A,B(+2)	1回/月 外観、員数																																																																																																																																																																						
	ヨウ素剤	1,000錠	J	1回/月 員数・期限																																																																																																																																																																						
	梯子	4台	A,B	1回/月 外観、員数																																																																																																																																																																						
	除染用具	2式	A,B	1回/月 外観、員数																																																																																																																																																																						
	集塵機	1式	A	1回/月 外観、員数、機能																																																																																																																																																																						
	固着剤	1式	A	1回/月 外観、員数																																																																																																																																																																						
	敷布装置	1式	A	1回/月 外観、員数、機能																																																																																																																																																																						
	担架	2台	J	1回/月 外観、員数																																																																																																																																																																						
	防災テント	1式	J	1回/月 外観、員数																																																																																																																																																																						
	被ばく者の輸送に使用可能な車両	1台	J	1回/月 外観、員数、機能																																																																																																																																																																						
	A	防災資機材保管場所																																																																																																																																																																								
	B	予備防災資機材保管場所																																																																																																																																																																								
	C	防災ルーム																																																																																																																																																																								
D	代替防災ルーム																																																																																																																																																																									
E	放射線管理機更衣室																																																																																																																																																																									
F	準備所																																																																																																																																																																									
G	転地工場																																																																																																																																																																									
H	成型工場一時退避場所																																																																																																																																																																									
I	除染・分析室																																																																																																																																																																									
J	その他（敷地内等）																																																																																																																																																																									

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																											
7-37	2931	<p>大規模な損壊に至った場合、加工施設周辺への気体状のUF6等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲への散水を行うことについて、保安規定に規定（第113条、添付2）している。今後、集塵機等を用いたウランの回収、固着剤を用いたウランの固定等を実施することについて、保安規定に規定する。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置） 第113条 3. 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF用防護具を着用し、HF濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、六ふっ化ウランの屋外への漏えいに備え、予め可搬消防ポンプによる原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHFが検出された場合には、目張りを中止し、原料倉庫周囲への散水を行う。</p> <p>添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」 2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策 ・大規模損壊発生時に加工施設の外部にウラン粉末が飛散した場合に備えて、集塵機等を用いてウラン粉末を回収する手順、固着剤を用いてウラン粉末を固定する手順等を設ける。 ・大規模損壊発生時に加工施設周辺への気体状のUF6等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲に散水を行う手順及び大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合に備え、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施するための手順等を設ける。</p> <p>（非常時用器材の整備） 第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>別表第20 防災資機材一覧（第82、91、100、118条関係）</p> <table border="1" data-bbox="533 751 1290 895"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防</td> <td>呼吸用ポンプ付一体型防護マスク</td> <td>6個（予備2個含む）</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td>HF吸引缶付き半面マスク</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">他器材</td> <td>集塵機</td> <td>1式</td> <td>A</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td>固着剤</td> <td>1式</td> <td>A</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> </tbody> </table>	種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	防	呼吸用ポンプ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、員数、機能	HF吸引缶付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、員数	他器材	集塵機	1式	A	1回/月	外観、員数、機能	固着剤	1式	A	1回/月	外観、員数	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-11「非常時の措置標準」） 6.4 UF6漏えい事故のリスクを低減させるための措置 （2）一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置 ① UF6の建屋内への閉じ込め措置 ハ）非常時対策組織は、UF6漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF用防護具を着用し、HF濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、UF6の漏えいに備え、予め可搬消防ポンプによる原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHFが検出された場合には、目張りを中止し原料倉庫の周囲への散水を行う。</p> <p>別紙1「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」 2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策 ・大規模損壊発生時に加工施設の外部にウラン粉末が飛散した場合に備えて、集塵機等を用いてウラン粉末を回収する手順、固着剤を用いてウラン粉末を固定する手順等を設ける。 ・大規模損壊発生時に加工施設周辺への気体状のUF6等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲に散水を行う手順及び大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合に備え、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施するための手順等を設ける。</p> <p>6.1 事前対策 （4）非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、防災資機材の保管場所を複数整備し、必要な機能が同時に損なわれないことがないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。また、管理総括者は、非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。整備する防災資機材を別表1に示す。さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。 なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業者への化学的影響を考慮したものとす。</p> <p>（別表1は保安規定の別表第20と同一）</p>
種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																											
防	呼吸用ポンプ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、員数、機能																										
	HF吸引缶付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、員数																										
他器材	集塵機	1式	A	1回/月	外観、員数、機能																										
	固着剤	1式	A	1回/月	外観、員数																										

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																	
7-38	3084	UF6 シリンダ内のウランの濃縮度及び減速度はUF6 シリンダの受入時に内容物の材料証明書により、核的制限値以下であることを確認する。この核的制限値の確認は保安規定で規定する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（核燃料物質の受入、払出し） 第70条 3. 安全管理課長は、核燃料物質を受入れる場合は、<u>材料証明書により</u>別表第12に定める受入仕様値に適合することを確認し、<u>輸送課長に連絡する。</u></p> <p>別表第12 核燃料物質の受入仕様値（第70条関係）</p> <p>1. 再生濃縮ウランの受入仕様値（濃縮度5%以下）</p> <table border="1" data-bbox="622 475 1142 798"> <thead> <tr> <th>放射性物質区分</th> <th>核種</th> <th>含有量（上限値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン同位体</td> <td>U-232</td> <td>10 ppb（Uベース）</td> </tr> <tr> <td>U（α）</td> <td>3.3×10^5 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核分裂生成物</td> <td>Tc-99</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Ru-106</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Sb-125</td> <td>2 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超ウラン元素</td> <td>Np-237</td> <td>1×10^{-1} Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Pu（α）</td> <td>1×10^{-1} Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Pu（β）</td> <td>3 Bq/gU</td> </tr> </tbody> </table> <p>（令和3年7月26日付三原燃第21-0283号にて申請した別表第12 1の削除を取り消します。）</p> <p>2. 再生濃縮ウラン以外の核燃料物質の受入仕様値（濃縮度5%以下）</p> <table border="1" data-bbox="622 922 1142 1066"> <thead> <tr> <th>放射性物質区分</th> <th>核種</th> <th>含有量（上限値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン同位体</td> <td>U-232</td> <td>0.1 ppb（Uベース）</td> </tr> <tr> <td>U（α）</td> <td>1.44×10^5 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>核分裂生成物</td> <td>Tc-99</td> <td>10 ppb（Uベース）</td> </tr> </tbody> </table>	放射性物質区分	核種	含有量（上限値）	ウラン同位体	U-232	10 ppb（Uベース）	U（ α ）	3.3×10^5 Bq/gU	核分裂生成物	Tc-99	10 Bq/gU	Ru-106	10 Bq/gU	Sb-125	2 Bq/gU	超ウラン元素	Np-237	1×10^{-1} Bq/gU	Pu（ α ）	1×10^{-1} Bq/gU	Pu（ β ）	3 Bq/gU	放射性物質区分	核種	含有量（上限値）	ウラン同位体	U-232	0.1 ppb（Uベース）	U（ α ）	1.44×10^5 Bq/gU	核分裂生成物	Tc-99	10 ppb（Uベース）	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-09「核燃料物質の管理標準」） 6. 1. 1 核燃料物質の受入、払出し （3）安全管理課長は、核燃料物質を受け入れる場合は、<u>材料証明書により</u>「保安規定」別表第12に定める受入仕様値に適合することを確認し、輸送課長に連絡する。</p> <p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 4. 定義 本標準で対象とする用語の定義を以下に示す。 （1）保安上特に管理を要する設備 「保安規定」別表第1-3 に示すものである。</p> <p>6. 計画及び実施 6. 1 加工施設の操作管理 （4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。</p>
放射性物質区分	核種	含有量（上限値）																																			
ウラン同位体	U-232	10 ppb（Uベース）																																			
	U（ α ）	3.3×10^5 Bq/gU																																			
核分裂生成物	Tc-99	10 Bq/gU																																			
	Ru-106	10 Bq/gU																																			
	Sb-125	2 Bq/gU																																			
超ウラン元素	Np-237	1×10^{-1} Bq/gU																																			
	Pu（ α ）	1×10^{-1} Bq/gU																																			
	Pu（ β ）	3 Bq/gU																																			
放射性物質区分	核種	含有量（上限値）																																			
ウラン同位体	U-232	0.1 ppb（Uベース）																																			
	U（ α ）	1.44×10^5 Bq/gU																																			
核分裂生成物	Tc-99	10 ppb（Uベース）																																			

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																									
			<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備) 第33条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。 (1) 核的制限値を有するものうち運転制限値を有する設備 2. 第1項で定めた設備は、別表第1-3に示したものとする。</p> <p>別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33、34条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備及び機器名称</th> <th>員数</th> <th>管理内容</th> <th>運転管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(31) 原料貯蔵設備 (原料貯蔵所) ・粉末輸送容器貯蔵枠</td> <td>1式</td> <td>・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・種載制限を核的制限値以下にする</td> <td rowspan="4">成花課長</td> </tr> <tr> <td>・シリンダ貯蔵ビット</td> <td>1式</td> <td>・UF₆の材料証明書のH/Uを確認する(注1)</td> </tr> <tr> <td>・シリンダ転倒装置</td> <td>1基</td> <td>・UF₆の材料証明書のH/Uを確認する(注1)</td> </tr> <tr> <td>・天井走行クレーン(原料貯蔵所5)</td> <td>1基</td> <td>・UF₆の材料証明書のH/Uを確認する(注1) ・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) UF₆シリンダに収納されているUF₆のH/Uは、核燃料物質を受入れる前に確認する。</p> <p>(臨界安全管理) 第35条 各課長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取扱う核燃料物質の質量、寸法等が、別表第2に掲げる核的制限値を超えないようにより下記に掲げる基準に従業員等に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値 (濃縮度5%以下) (第35条関係) 1. 加工設備、貯蔵設備等に係る核的制限値 (台車、橋式運搬車及び電動リフトを除く) (濃縮度5%以下)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>建屋</th> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>員数</th> <th>核燃料物質の形態</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工場棟</td> <td rowspan="3">原料貯蔵設備</td> <td>シリンダ貯蔵架台</td> <td>シリンダ貯蔵架台</td> <td>1式</td> <td>UF₆固体</td> <td>UF₆シリンダ 減速度 H/U=0.088以下</td> </tr> <tr> <td>シリンダ転倒装置</td> <td>シリンダ転倒装置</td> <td>1基</td> <td>UF₆固体</td> <td>UF₆シリンダ 減速度 H/U=0.088以下</td> </tr> <tr> <td>天井走行クレーン(転換5)</td> <td>天井走行クレーン(転換5)</td> <td>1基</td> <td>UF₆固体</td> <td>UF₆シリンダ 減速度 H/U=0.088以下</td> </tr> </tbody> </table>	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	(31) 原料貯蔵設備 (原料貯蔵所) ・粉末輸送容器貯蔵枠	1式	・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・種載制限を核的制限値以下にする	成花課長	・シリンダ貯蔵ビット	1式	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)	・シリンダ転倒装置	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)	・天井走行クレーン(原料貯蔵所5)	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1) ・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する	施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の形態	核的制限値	工場棟	原料貯蔵設備	シリンダ貯蔵架台	シリンダ貯蔵架台	1式	UF ₆ 固体	UF ₆ シリンダ 減速度 H/U=0.088以下	シリンダ転倒装置	シリンダ転倒装置	1基	UF ₆ 固体	UF ₆ シリンダ 減速度 H/U=0.088以下	天井走行クレーン(転換5)	天井走行クレーン(転換5)	1基	UF ₆ 固体	UF ₆ シリンダ 減速度 H/U=0.088以下	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p>
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者																																										
(31) 原料貯蔵設備 (原料貯蔵所) ・粉末輸送容器貯蔵枠	1式	・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・種載制限を核的制限値以下にする	成花課長																																										
・シリンダ貯蔵ビット	1式	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)																																											
・シリンダ転倒装置	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)																																											
・天井走行クレーン(原料貯蔵所5)	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1) ・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する																																											
施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の形態	核的制限値																																							
工場棟	原料貯蔵設備	シリンダ貯蔵架台	シリンダ貯蔵架台	1式	UF ₆ 固体	UF ₆ シリンダ 減速度 H/U=0.088以下																																							
		シリンダ転倒装置	シリンダ転倒装置	1基	UF ₆ 固体	UF ₆ シリンダ 減速度 H/U=0.088以下																																							
		天井走行クレーン(転換5)	天井走行クレーン(転換5)	1基	UF ₆ 固体	UF ₆ シリンダ 減速度 H/U=0.088以下																																							

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																														
7-39	3089	複数の運転員によりウランの装荷量が核的制限値以下であることを確認する。（保安規定）	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（臨界安全管理） 第35条 （1）核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に当該業務の別の操作員により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 1 加工施設の操作管理 （4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。 ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、容器に含有されている核燃料物質の質量が明確でなく質量を確定する作業及び^(注)複雑なバッチ区切り管理を要する作業については、事前に核燃料物質の秤量及びバッチ区切り管理を行い、「保安規定」別表第2の制限値以内になることを確認した後、工程等へ装荷すること。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に当該業務の別の操作員が秤量及びバッチ区切り管理に立会い、質量制限値以下であることを確認する。また、設備等への装荷後に担当操作員が記録した操作員名、挿入量等の記録及び当該業務の別の操作員が立ち会って確認を行った結果を確認する。なお、作業前の確認と作業後の確認は、同一の操作員が実施しても良いこととする。 ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、所定の容器に収納されている等で、容器に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、既に確定している質量もしくは容器の最大質量でこれらの員数により質量制限値以下であることを管理する。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当操作員が質量制限値以下であることを確認と記録を行うこと。また、設備等への装荷後に担当操作員が記録した操作員名、挿入量等の記録を確認すること。</p>																																																														
7-40	3089	添設設1-2表に示す質量の核的制限値を有する設備に濃縮度5%以下のウランを挿入する際は、保安規定に基づく操作記録により核的制限値を管理する。	<p>（臨界安全管理） 第35条 （1）核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に当該業務の別の操作員により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p> <p>（記録） 第124条 2. 各部課長は、前項の標準書に基づき、別表第16に定める保安に関する記録を適正に作成し、核燃料取扱主任者の確認を受け、管理する。</p> <p>別表第16 保安に関する記録（第19条、75条の2、124条関係） 1. 加工規則第7条に基づく記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 操作記録 イ 保安上特管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）</td> <td>挿入の都度（連続にあっては連続して）</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>（質量の核的制限値を有する設備に濃縮度5%以下のウランを挿入する際の核的制限値の管理は第35条（臨界安全管理）に、記録の作成については第124条（記録）に、操作記録については別表第16（保安に関する記録）に定めています。）</p>	記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	3. 操作記録 イ 保安上特管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）	挿入の都度（連続にあっては連続して）	1年間	<p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 1 加工施設の操作管理 （4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。 ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、容器に含有されている核燃料物質の質量が明確でなく質量を確定する作業及び^(注)複雑なバッチ区切り管理を要する作業については、事前に核燃料物質の秤量及びバッチ区切り管理を行い、「保安規定」別表第2の制限値以内になることを確認した後、工程等へ装荷すること。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に当該業務の別の操作員が秤量及びバッチ区切り管理に立会い、質量制限値以下であることを確認する。また、設備等への装荷後に担当操作員が記録した操作員名、挿入量等の記録及び当該業務の別の操作員が立ち会って確認を行った結果を確認する。なお、作業前の確認と作業後の確認は、同一の操作員が実施しても良いこととする。 ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、所定の容器に収納されている等で、容器に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、既に確定している質量もしくは容器の最大質量でこれらの員数により質量制限値以下であることを管理する。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当操作員が質量制限値以下であることを確認と記録を行うこと。また、設備等への装荷後に担当操作員が記録した操作員名、挿入量等の記録を確認すること。</p> <p>（SQAS-02「保安記録管理標準」） 3. 適用範囲 本標準は、「保安規定」別表第16に定める「保安に関する記録」（以下「保安記録」という。）を対象とする。管理すべき保安記録を別表1に示す。</p> <p>SQAS-02 別表1 保安記録一覧表 Rev.43</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記録番号</th> <th>記 録 名</th> <th>作成者^(注1)</th> <th>記録頻度</th> <th>保存責任者^(注2)</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">3. 操作記録</td> <td>3-I-A-1</td> <td>加工施設の操作記録 化学処理施設、商業施設（転換加工工程、同位体濃縮設備（1））</td> <td>転換課長</td> <td>1月</td> <td>保安部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3-I-A-2</td> <td>加工施設の操作記録 化学処理施設、貯蔵施設（ウラン回収工程、濃縮混合工程、貯蔵設備）</td> <td>転換課長</td> <td>1月</td> <td>保安部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3-I-B-1</td> <td>加工施設の操作記録 成形施設（1）（工場棟）</td> <td>成形課長</td> <td>1月</td> <td>保安部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3-I-B-2</td> <td>加工施設の操作記録 成形施設（2）（加工棟）</td> <td>成形課長</td> <td>1月</td> <td>保安部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3-I-B-2-1</td> <td>加工施設の操作記録 貯蔵施設（加工棟・UO₂-ベレット貯蔵）仕上りベレット貯蔵棟</td> <td>成形課長</td> <td>1月</td> <td>保安部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3-I-C-1</td> <td>加工施設の操作記録 装荷施設（1）（工場棟・燃料種別検査）、（2）（工場棟・燃料種別検査）</td> <td>装立課長</td> <td>1月</td> <td>保安部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3-I-C-2</td> <td>加工施設の操作記録 装荷施設（3）（加工棟・燃料種別検査）</td> <td>装立課長</td> <td>1月</td> <td>保安部長</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>3-I-C-3</td> <td>加工施設の操作記録 装立施設（工場棟・燃料種別検査）</td> <td>装立課長</td> <td>1月</td> <td>保安部長</td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table>	区分	記録番号	記 録 名	作成者 ^(注1)	記録頻度	保存責任者 ^(注2)	保存期間	3. 操作記録	3-I-A-1	加工施設の操作記録 化学処理施設、商業施設（転換加工工程、同位体濃縮設備（1））	転換課長	1月	保安部長	1年	3-I-A-2	加工施設の操作記録 化学処理施設、貯蔵施設（ウラン回収工程、濃縮混合工程、貯蔵設備）	転換課長	1月	保安部長	1年	3-I-B-1	加工施設の操作記録 成形施設（1）（工場棟）	成形課長	1月	保安部長	1年	3-I-B-2	加工施設の操作記録 成形施設（2）（加工棟）	成形課長	1月	保安部長	1年	3-I-B-2-1	加工施設の操作記録 貯蔵施設（加工棟・UO ₂ -ベレット貯蔵）仕上りベレット貯蔵棟	成形課長	1月	保安部長	1年	3-I-C-1	加工施設の操作記録 装荷施設（1）（工場棟・燃料種別検査）、（2）（工場棟・燃料種別検査）	装立課長	1月	保安部長	1年	3-I-C-2	加工施設の操作記録 装荷施設（3）（加工棟・燃料種別検査）	装立課長	1月	保安部長	1年	3-I-C-3	加工施設の操作記録 装立施設（工場棟・燃料種別検査）	装立課長	1月	保安部長	1年
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間																																																																
3. 操作記録 イ 保安上特管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）	挿入の都度（連続にあっては連続して）	1年間																																																																
区分	記録番号	記 録 名	作成者 ^(注1)	記録頻度	保存責任者 ^(注2)	保存期間																																																												
3. 操作記録	3-I-A-1	加工施設の操作記録 化学処理施設、商業施設（転換加工工程、同位体濃縮設備（1））	転換課長	1月	保安部長	1年																																																												
	3-I-A-2	加工施設の操作記録 化学処理施設、貯蔵施設（ウラン回収工程、濃縮混合工程、貯蔵設備）	転換課長	1月	保安部長	1年																																																												
	3-I-B-1	加工施設の操作記録 成形施設（1）（工場棟）	成形課長	1月	保安部長	1年																																																												
	3-I-B-2	加工施設の操作記録 成形施設（2）（加工棟）	成形課長	1月	保安部長	1年																																																												
	3-I-B-2-1	加工施設の操作記録 貯蔵施設（加工棟・UO ₂ -ベレット貯蔵）仕上りベレット貯蔵棟	成形課長	1月	保安部長	1年																																																												
	3-I-C-1	加工施設の操作記録 装荷施設（1）（工場棟・燃料種別検査）、（2）（工場棟・燃料種別検査）	装立課長	1月	保安部長	1年																																																												
	3-I-C-2	加工施設の操作記録 装荷施設（3）（加工棟・燃料種別検査）	装立課長	1月	保安部長	1年																																																												
	3-I-C-3	加工施設の操作記録 装立施設（工場棟・燃料種別検査）	装立課長	1月	保安部長	1年																																																												

保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-41	3155	原料貯蔵所に設置するシリンダ転倒装置（原料貯蔵所）の変速機に使用する潤滑油については、火災源となりえるので、内包油の全量を溜めるオイルパン及び火災の影響を与えないよう遮熱板を設置する設計とする。オイルパン及び遮熱板については、保安規定及び社内管理要領により適切に管理する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ① ② 火災発生防止対策として、消防用設備等の維持管理及び点検・整備、爆発防護、避難施設の維持管理、火災予防等に関すること。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-24「火災防護活動標準」 7.5 火災予防 (3) 担当課長は、火災予防対策として設置したオイルパン及び遮熱板について点検・整備を実施し適切に管理する。</p>
7-42	3295	添設4-1-1 表に示す設備・機器については、設備・機器に取り付けたワイヤを介してアンカーボルト等で固定する。この管理について保安規定に規定する。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備 ① ② ③ ④ e) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。 ・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤ等を介してアンカーボルト等で固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間は搬送用台車を固定する。 ・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。 なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はマガジン架台部はボルトで固定する。 ・除染室(2)、廃棄物一時貯蔵所、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の廃棄物ドラム缶を固縛する。</p>	<p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 自然災害等発生時に加工施設が必要な機能を維持するため、以下に示す事項のうち(1)、(4)、(5)について管理総括者が、(2)について環境保全課長が、(3)について各担当課長がそれぞれ要領書に定める。 (4) 竜巻</p> <p>(STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」) 8. 竜巻に備えた措置 8.2 竜巻対応 ① ② ③ ④ e) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。 ・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤ等を介してアンカーボルト等で固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間は搬送用台車を固定する。 ・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。 なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はマガジン架台部はボルトで固定する。 ・除染室(2)、廃棄物一時貯蔵所、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の廃棄物ドラム缶を固縛する。</p>
7-43	3296	燃料棒構内運搬車(589)は竜巻警報発報時及び夜間休日不在時にはボルトで固定する。この管理について保安規定に規定する。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備 ① ② ③ ④ e) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。 ・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤ等を介してアンカーボルト等で固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間は搬送用台車を固定する。 ・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。 なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はマガジン架台部はボルトで固定する。 ・除染室(2)、廃棄物一時貯蔵所、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の廃棄物ドラム缶を固縛する。</p>	<p>(STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」) 8. 竜巻に備えた措置 8.2 竜巻対応 ① ② ③ ④ e) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。 ・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤ等を介してアンカーボルト等で固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間は搬送用台車を固定する。 ・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。 なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はマガジン架台部はボルトで固定する。 ・除染室(2)、廃棄物一時貯蔵所、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の廃棄物ドラム缶を固縛する。</p>

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																
7-44	3366	<p>複数の運転員により試薬投入量を確認する。（保安規定） UF4等粉末を含むウラン溶液に対して、反応当量以上の水酸化ナトリウムを投入することにより、液体状のウランを確実に固形化処理することにより、液体状ウランの流出を防止する。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33、34条関係）</p> <table border="1" data-bbox="544 312 1317 708"> <thead> <tr> <th>設備及び機器名称</th> <th>員数</th> <th>管理内容</th> <th>運転管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(8) ウラン回収設備(第3系列) (除染室・分析室) ・粉末回収ボックス</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>(9) ウラン回収設備(第4系列) (シリンダ洗浄棟) ・シリンダ洗浄装置 ・洗浄液受槽(1) ・洗浄残渣沈殿槽</td> <td>1式 1基 2基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td>環境保全課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 臨安全管理に係る核的制限値（濃縮度5%以下）（第35条関係）</p> <p>1. 加工設備、貯蔵設備等に係る核的制限値（台車、構内運搬車及び電動リフトを除く）（濃縮度5%以下）</p> <table border="1" data-bbox="544 786 1317 943"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>建屋</th> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>員数</th> <th>核燃料物質の状況</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">化学 処理</td> <td rowspan="3">ダ 洗 浄</td> <td rowspan="3">ウラン回収設備(第4系列)</td> <td>シリンダ洗浄装置</td> <td>1式</td> <td>UF4等粉末 UF4等スラリー</td> <td rowspan="3">質量(合計) 17.5kg-U以下(注4)</td> </tr> <tr> <td>洗浄液受槽(1)</td> <td>1基</td> <td>UF4スラリー</td> </tr> <tr> <td>洗浄残渣沈殿槽</td> <td>2基</td> <td>UF4スラリー SDUスラリー</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウラン回収設備(第4系列)において、洗浄残渣沈殿槽にてUF4等粉末を含むウラン溶液に反応当量以上の水酸化ナトリウムを投入してウランの沈殿を形成し、これを遠心分離機で固液分離することにより、UF4等粉末を回収します。別表第1-3に、ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽において、複数の運転員により試薬投入量を確認することを定めています。別表第2第1項に、洗浄残渣沈殿槽にてUF4等粉末を含むウラン溶液を処理することを定めています。)</p>	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	(8) ウラン回収設備(第3系列) (除染室・分析室) ・粉末回収ボックス	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	(9) ウラン回収設備(第4系列) (シリンダ洗浄棟) ・シリンダ洗浄装置 ・洗浄液受槽(1) ・洗浄残渣沈殿槽	1式 1基 2基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	環境保全課長	施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状況	核的制限値	化学 処理	ダ 洗 浄	ウラン回収設備(第4系列)	シリンダ洗浄装置	1式	UF4等粉末 UF4等スラリー	質量(合計) 17.5kg-U以下(注4)	洗浄液受槽(1)	1基	UF4スラリー	洗浄残渣沈殿槽	2基	UF4スラリー SDUスラリー	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)</p> <p>6. 1 加工施設の操作管理 (4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン回収設備(第1系列)(工場棟)のpH調整槽、ウラン回収設備(第2系列)(工場棟)の沈殿槽、ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入量を確認すること。 ・ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認すること、また、複数の運転員により遠心分離機への通液システムを確認すること。
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者																																	
(8) ウラン回収設備(第3系列) (除染室・分析室) ・粉末回収ボックス	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長																																	
(9) ウラン回収設備(第4系列) (シリンダ洗浄棟) ・シリンダ洗浄装置 ・洗浄液受槽(1) ・洗浄残渣沈殿槽	1式 1基 2基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	環境保全課長																																	
施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状況	核的制限値																														
化学 処理	ダ 洗 浄	ウラン回収設備(第4系列)	シリンダ洗浄装置	1式	UF4等粉末 UF4等スラリー	質量(合計) 17.5kg-U以下(注4)																														
			洗浄液受槽(1)	1基	UF4スラリー																															
			洗浄残渣沈殿槽	2基	UF4スラリー SDUスラリー																															
7-45	3366	<p>複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認する。（保安規定） UF4等粉末を含むウラン溶液と水酸化ナトリウムの化学反応によるウランの沈殿形成完了をpHで確認することにより、液体状ウランの流出を防止する。</p>	<p>別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33、34条関係） 化学処理施設関係 (9) ウラン回収設備(第4系列) ・洗浄残渣沈殿槽 ・複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認する (7-44参照)</p> <p>別表第2 臨安全管理に係る核的制限値（第35条関係）第1項 ウラン回収設備(第4系列) 洗浄残渣沈殿槽 (7-44参照)</p> <p>(ウラン回収設備(第4系列)において、洗浄残渣沈殿槽にてUF4等粉末を含むウラン溶液に反応当量以上の水酸化ナトリウムを投入してウランの沈殿を形成し、これを遠心分離機で固液分離することにより、UF4等粉末を回収します。別表第1-3に、ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽において、複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認することを定めています。別表第2第1項に、洗浄残渣沈殿槽にてUF4等粉末を含むウラン溶液を処理することを定めています。)</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)</p> <p>6. 1 加工施設の操作管理 (4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン回収設備(第1系列)(工場棟)のpH調整槽、ウラン回収設備(第2系列)(工場棟)の沈殿槽、ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入量を確認すること。 ・ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認すること、また、複数の運転員により遠心分離機への通液システムを確認すること。 																																

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																
7-46	3366	複数の運転員により遠心分離機への通液システムを確認する。（保安規定） 洗浄残渣沈殿槽(1)(2)で生成したウラン固形分を含むUF4 スラリは遠心分離機で固液分離し、UF4 等粉末を回収する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33、34条関係） 化学処理施設関係 (9) ウラン回収設備(第4系列) ・洗浄残渣沈殿槽 ・複数の運転員により遠心分離機への通液システムを確認する (7-44参照)</p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（第35条関係）第1項 ウラン回収設備(第4系列) 洗浄残渣沈殿槽 (7-44参照)</p> <p>(ウラン回収設備(第4系列)において、洗浄残渣沈殿槽にてUF4 等粉末を含むウラン溶液に反応当量以上の水酸化ナトリウムを投入してウランの沈殿を形成し、これを遠心分離機で固液分離することにより、UF4 等粉末を回収します。別表第1-3に、ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽において、複数の運転員により遠心分離機への通液システムを確認することを定めています。別表第2 第1項に、洗浄残渣沈殿槽にてUF4 等粉末を含むウラン溶液を処理することを定めています。)</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6. 1 加工施設の操作管理 (4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。 ・ウラン回収設備(第1系列)(工場棟)のpH調整槽、ウラン回収設備(第2系列)(工場棟)の沈殿槽、ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入量を確認すること。 ・ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認すること、また、複数の運転員により遠心分離機への通液システムを確認すること。</p>																																																
7-47	3401	添説設8-1 表に示す核燃料物質の混入防止対策を保安規定に定めて実施すること。	<p>(放射性液体廃棄物) 第76条 3. 前項の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統であるチェックタンク等には、有意な核燃料物質が混入されないよう、具体的な方策を定めた第73 条の標準書を遵守させる。</p>	<p>(SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」) 5. 2 放射性液体廃棄物の管理 (1) (4) ①～③の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統であるチェックタンク等には、有意な核燃料物質が混入されないよう、別紙3に示す手洗い水等への核燃料物質等の混入防止対策を遵守させる。</p> <p>SQAS-10 (別紙3)</p> <p>表1 手洗い水等への核燃料物質等の混入防止対策</p> <table border="1" data-bbox="1368 853 2123 1121"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">廃液種別</th> <th colspan="2">廃液発生源</th> <th rowspan="2">核燃料物質等の混入防止対策</th> </tr> <tr> <th>建物名</th> <th>部屋名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧</td> <td>第1種管理区域における除塵装置ドレン水</td> <td>付属建物シリング洗浄棟</td> <td>貯蔵室(3)</td> <td>地下除塵装置</td> <td>● 室内の除塵装置のドレン水であり、核燃料物質等が含まれるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域における手洗い水</td> <td>付属建物第1 廃棄物処理所</td> <td>廃棄物処理室</td> <td>手洗い設備</td> <td>● 核燃料物質等に直接手で触れない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域における冷却水</td> <td>付属建物第1 廃棄物処理所</td> <td>廃棄物処理室</td> <td>焼却炉</td> <td>● 焼却炉の冷却水であり、核燃料物質等が含まれるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域内における手洗い水</td> <td>付属建物第2 廃棄物処理所</td> <td>更衣室</td> <td>手洗い設備</td> <td>● 核燃料物質等に直接手で触れない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域内における手洗い水</td> <td>付属建物第3 核燃料倉庫</td> <td>更衣室</td> <td>手洗い設備</td> <td>● 核燃料物質等に直接手で触れない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	廃液種別	廃液発生源		核燃料物質等の混入防止対策	建物名	部屋名	④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	第1種管理区域における除塵装置ドレン水	付属建物シリング洗浄棟	貯蔵室(3)	地下除塵装置	● 室内の除塵装置のドレン水であり、核燃料物質等が含まれるおそれはない。	第1種管理区域における手洗い水	付属建物第1 廃棄物処理所	廃棄物処理室	手洗い設備	● 核燃料物質等に直接手で触れない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。	第1種管理区域における冷却水	付属建物第1 廃棄物処理所	廃棄物処理室	焼却炉	● 焼却炉の冷却水であり、核燃料物質等が含まれるおそれはない。	第2種管理区域内における手洗い水	付属建物第2 廃棄物処理所	更衣室	手洗い設備	● 核燃料物質等に直接手で触れない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。	第2種管理区域内における手洗い水	付属建物第3 核燃料倉庫	更衣室	手洗い設備	● 核燃料物質等に直接手で触れない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。															
No.	廃液種別	廃液発生源		核燃料物質等の混入防止対策																																																
		建物名	部屋名																																																	
④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	第1種管理区域における除塵装置ドレン水	付属建物シリング洗浄棟	貯蔵室(3)	地下除塵装置	● 室内の除塵装置のドレン水であり、核燃料物質等が含まれるおそれはない。																																															
	第1種管理区域における手洗い水	付属建物第1 廃棄物処理所	廃棄物処理室	手洗い設備	● 核燃料物質等に直接手で触れない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。																																															
	第1種管理区域における冷却水	付属建物第1 廃棄物処理所	廃棄物処理室	焼却炉	● 焼却炉の冷却水であり、核燃料物質等が含まれるおそれはない。																																															
	第2種管理区域内における手洗い水	付属建物第2 廃棄物処理所	更衣室	手洗い設備	● 核燃料物質等に直接手で触れない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。																																															
	第2種管理区域内における手洗い水	付属建物第3 核燃料倉庫	更衣室	手洗い設備	● 核燃料物質等に直接手で触れない。 ● 手洗い水には核燃料物質等を含む液体を排水しない。																																															

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等									
7-48	3411	<p>廃液処理設備(3)においてウランの除去を行った廃液は、[737]集水槽（チェック）で、また手洗い水等の廃液は、[745] 廃液貯槽（チェック）で排出基準値以下であることを確認した後、[776]排水貯留池に排水する。排出基準値以下であることを確認してから排水する旨は、保安規定で規定する。</p>	<p>（放射性液体廃棄物） 第76条 2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「廃液処理設備(5)のチェックタンク」、「廃液処理設備(6)のチェックタンクをいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。また、担当部門の操作員は、廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</p>	<p>（SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」） 5. 2 放射性液体廃棄物の管理 （1） ①担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「廃液処理設備(5)のチェックタンク」、「廃液処理設備(6)のチェックタンクをいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。また、担当部門の操作員は、廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</p> <p>別表第14 周辺監視区域外側の境界における放射性物質の濃度限度及び管理目標値（第76、77条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>濃度限度</th> <th>管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気中の3月間について の平均濃度</td> <td>$1 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3$</td> <td>$1.5 \times 10^{-9} \text{ Bq/cm}^3$</td> </tr> <tr> <td>水中の3月間について の平均濃度</td> <td>$2 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3$</td> <td>$8 \times 10^{-3} \text{ Bq/cm}^3$</td> </tr> </tbody> </table>	項目	濃度限度	管理目標値	空気中の3月間について の平均濃度	$1 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3$	$1.5 \times 10^{-9} \text{ Bq/cm}^3$	水中の3月間について の平均濃度	$2 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3$	$8 \times 10^{-3} \text{ Bq/cm}^3$
項目	濃度限度	管理目標値											
空気中の3月間について の平均濃度	$1 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3$	$1.5 \times 10^{-9} \text{ Bq/cm}^3$											
水中の3月間について の平均濃度	$2 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3$	$8 \times 10^{-3} \text{ Bq/cm}^3$											
7-49	3411	<p>排水貯留池の片側を空の状態に運用する旨は、保安規定で規定する。</p>	<p>（放射性液体廃棄物） 第76条 2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「廃液処理設備(5)のチェックタンク」、「廃液処理設備(6)のチェックタンクをいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。また、担当部門の操作員は、廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</p>	<p>（SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」） 5. 2 放射性液体廃棄物の管理 （1） ①担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「廃液処理設備(5)のチェックタンク」、「廃液処理設備(6)のチェックタンクをいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。また、担当部門の操作員は、廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</p>									